

第 6 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日 時：平成16年7月9日（金） 午後2時より

場 所：宇都宮東武ホテルグランデ 6階「龍 田」

第 6 回宇都宮地域合併協議会 会議次第

日 時 平成 1 6 年 7 月 9 日 (金)
午 後 2 時 ~
場 所 宇都宮東武ホテルグランデ
6 階 「 龍 田 」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- ・ 報告第 12 号 各種事務事業の取扱いについて

5 審議事項

- (1) 議案第 37 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- (2) 議案第 38 号 補助金，交付金等の取扱いについて
- (3) 議案第 39 号 国民健康保険関係事業の取扱いについて
- (4) 議案第 40 号 コミュニティ関係事業の取扱いについて
- (5) 議案第 41 号 保健衛生関係事業の取扱いについて
- (6) 議案第 42 号 障害者福祉関係事業の取扱いについて
- (7) 議案第 43 号 商業・観光・工業関係事業の取扱いについて
- (8) 議案第 44 号 市町建設計画について

6 協議事項

- ・ 協議第 8 号 地域自治制度について

7 その他

8 閉 会

報告第12号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その4）
- 2 住民専門部会所管事務事業（その3）
- 3 保健福祉専門部会所管事務事業（その3）
- 4 産業専門部会所管事務事業（その3）
- 5 議会制度専門部会所管事務事業（その1）

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが、こうした各種事務事業については、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項については、協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項については、自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

議案第 37 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 現在の三上川町，上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織機構については，地域自治制度を効果的に推進し，かつ簡素で効率的な組織とし，住民生活に支障をきたすことがないように配慮しつつ，段階的に見直しを図るものとする。
- 3 三上川町，上河内町，河内町に置かれている附属機関は，原則として廃止するが，各町が独自に設置している附属機関については，必要に応じ適切な措置を行うものとする。

議案第 38 号

補助金，交付金等の取扱いについて

補助金，交付金等の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 16 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一するものとする。

ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら，調整を図るものとする。

議案第 39 号

国民健康保険関係事業の取扱いについて

国民健康保険関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。
- 3 保健事業については、合併後速やかに調整する。

議案第40号

コミュニティ関係事業の取扱いについて

コミュニティ関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

議案第 4 1 号

保健衛生関係事業の取扱いについて

保健衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 上三川町における総合保健福祉センター建設事業については、円滑な推進に努めることとし、施設の有効的な活用を十分に踏まえ、合併時までに調整を図るものとする。
- 3 救急医療（在宅当番医運営事業）、乳児健康診査、保健衛生事業推進協力交付金については、宇都宮市の制度を基準に合併時までに方向付けを行い、概ね 3 年を目途に調整する。
- 4 成人健康診査事業については、合併時までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。

議案第 4 2 号

障害者福祉関係事業の取扱いについて

障害者福祉関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 障害者福祉関係事業の取扱いについては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 障害者社会参加推進イベントについては，当分の間現行どおりとし，段階的に調整する。
- 3 河内町で実施している理美容サービス事業については，合併時までには方向付けを行い，新市において実施する方向で調整する。

議案第43号

商業・観光・工業関係事業の取扱いについて

商業・観光・工業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会

会長 福田 富一

- 1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- 3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。
- 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。
- 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- 6 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設ける。

議案第44号

市町建設計画について

市町建設計画については、別紙の「宇都宮地域合併まちづくり計画」に定めるところによる。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

魅力と活力あふれる
北関東の拠点都市を目指して

宇都宮地域合併まちづくり計画

宇都宮地域合併協議会
～ 宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町 ～

目 次

計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨	12
2 新市建設の背景と目的	12
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	
(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充	
(3) 少子・高齢化と人口減少への対応	
(4) 地域の経済・産業の振興	
3 新市建設の基本姿勢	14
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進	
(2) 地域に根ざした自治の拡充	
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進	
(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進	
新市の概況	
1 新市の現況	16
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史的特性	
(3) 人口・世帯数	
(4) 面積	
(5) 経済	
(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	21
(1) 人口の見通し	
(2) 経済の見通し	
3 まちづくりの資源と主要課題	25
(1) 新市の地域特性及び資源	
(2) まちづくりの主要課題	
まちづくりの目標と基本方針	
1 まちづくりの目標	28
2 土地利用の基本方針	29
新市の施策の大綱	
1 個性と特性を生かした地域の創造	33
2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造	34
3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造	36
地域別計画	
1 計画の目標及び地域区分	38
2 地域ごとの計画	38
(1) 宇都宮地域	
(2) 上三川地域	
(3) 上河内地域	
(4) 河内地域	
県事業の推進	
1 栃木県の役割	44
2 栃木県の事業	44
公共施設の適正配置	45
財政計画	46
計画の推進方策	50
資料編	52

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内及び河内の4つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにします。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとします。

平成16年度（2004年度）～平成26年度（2014年度）

2 新市建設の背景と目的

(1) 日常生活圏と一体的な行政経営

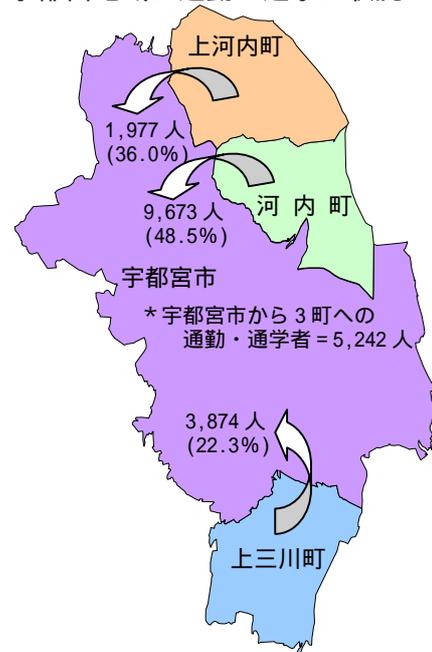
昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えています。

宇都宮、上三川、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は2万人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基本的自治体の区域を越えて拡大しています。

これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところですが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じています。

そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していきます。

宇都宮地域の通勤・通学の状況



* 国勢調査（平成12年）より作成
* ()内の%は、当該町に住む通勤・通学者に対する割合

(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充

従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的でした。しかし、一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されています。

地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められています。

また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要があります。

そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進します。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

全国では、平成 18 年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されています。

本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されています。

そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。

このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されています。

こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進めます。

(4) 地域の経済・産業の振興

本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきました。

しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきています。

そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していきます。

さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していきます。

3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進めます。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行います。

住民に身近な行政サービスの展開

地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供します。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

地域住民の参加と協働の推進

市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進めます。

地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努めます。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行います。

重点的かつ効果的な公共投資の推進

これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行います。

効率的で健全な財政運営の確保

住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保します。

(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努めます。

また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努めます。

新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

位置

新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 kmの距離に位置し、面積は 471.36 k m²で、県土の約 7.4%を占めます。

南北には東北新幹線，東北自動車道が，東西には北関東自動車道などが走り，東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と，太平洋から関東内陸部や，日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっています。

地勢

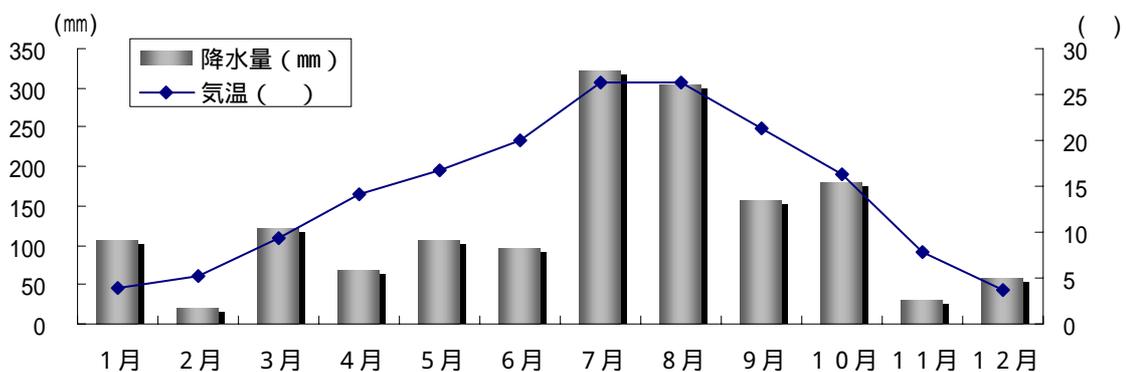
広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で，北部には丘陵地帯が連なり，北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて，鬼怒川が貫流しています。

豊かな清流を誇る鬼怒川は，その源を栗山村の奥鬼怒に発し，地域一帯を潤し，各河川を合流しながら利根川に合流し，太平洋に注いでいます。

また，鬼怒川を始めとした，市域の平野部を流れる西鬼怒川，江川，田川，山田川，姿川等は，農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として，重要な役割を果たしています。

気候

年間平均気温は 14.3℃，年間総降水量は 1,571mm で，夏冬の寒暖の差が顕著であり，降水量は夏に多く，冬に少ない状況です。



出典：宇都宮地方气象台「平成 14 年栃木県気象年報」

(2) 歴史的特性

宇都宮，上三川，上河内及び河内の 4 つの地域は，栃木県のほぼ中央に位置しており，地理的・歴史的にもつながりが深く，鬼怒川，山田川，田川の各流域を中心に交流を深めてきました。中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし，鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と，その庶流によって，現在の上三川町に上三川城，多功城が，上河内町に中里城が築城されました。

これらの地域一帯は，古くから「一の宮」と称され，宇都宮藩知事の統治を経て，明治 4 年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきました。

(3) 人口・世帯数

総人口・世帯数

新市の人口は、約 52 万 5 千人であり、県全体の 26.1%を占めています。また、新市の世帯数は 201,214 世帯であり、県全体の 28.9%を占めます。

一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.53 人、最も多いのは上河内地域で 3.63 人と、1.1 人の開きがあります。

平成 15 年 10 月 1 日現在（単位：人，世帯）

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市（合計）		525,150	262,768	262,382	201,214	2.61
内 訳	宇都宮地域	449,664	224,808	224,856	177,578	2.53
	上三川地域	30,770	15,816	14,954	9,621	3.20
	上河内地域	9,437	4,610	4,827	2,599	3.63
	河内地域	35,279	17,534	17,745	11,416	3.09
栃木県全体		2,011,691	998,758	1,012,933	696,315	2.89
新市が県に占める割合		26.1%	26.3%	25.9%	28.9%	

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

年齢 3 区分別人口

新市の人口構成比は、年少人口が 14.9%、生産年齢人口が 69.1%、老年人口が 15.9%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態にあります。

これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいます。また、老年人口は上三川地域及び河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差があります。

平成 15 年 10 月 1 日現在（単位：人）

		年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		合 計
新 市（合計）		78,471	14.9%	363,129	69.1%	83,550	15.9%	525,150
内 訳	宇都宮地域	66,274	14.7%	311,359	69.2%	72,031	16.0%	449,664
	上三川地域	5,371	17.5%	20,940	68.1%	4,459	14.5%	30,770
	上河内地域	1,373	14.5%	6,097	64.6%	1,967	20.8%	9,437
	河内地域	5,453	15.5%	24,733	70.1%	5,093	14.4%	35,279
栃木県全体		293,269	14.6%	1,344,597	66.8%	373,825	18.6%	2,011,691
新市が県に占める割合		26.8%		27.0%		22.4%		26.1%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」
をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

外国人登録人口

新市における外国人登録人口は、約 8,150 人であり、県全体の 25.8%を占めます。国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国（2,553 人）、2 位が韓国又は朝鮮（1,333 人）、3 位ブラジル（1,245 人）と続き、これらで全体の約 63%を占めています（平成 15 年 12 月末現在）。

（出典：栃木県生活環境部国際交流課「外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」より作成）

(4) 面積

新市の総面積は 471.36 k m²であり、約 52%を田・畑・宅地で占めます。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い状況です。上河内地域では、山林が総面積の約 4分の1を占め、緑豊かな自然が残された地域といえます。

平成 14 年 1 月 1 日現在 (単位 : k m²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	
新市(合計)	471.36	121.06	45.39	79.38	0.33	71.30	0.35	5.30	25.04	123.21	
内訳	宇都宮地域	312.16	62.28	34.75	60.53	0.23	48.92	0.35	4.33	16.43	84.34
	上三川地域	54.52	21.26	6.35	10.14	0.06	2.34	0.00	0.09	1.56	12.72
	上河内地域	56.96	18.19	1.79	2.71	0.01	13.57	0.00	0.60	3.23	16.86
	河内地域	47.72	19.33	2.50	6.00	0.03	6.47	0.00	0.28	3.82	9.29
栃木県全体	6408.28	994.78	405.10	428.41	8.17	1514.96	18.85	71.84	271.25	2694.92	
新市内訳	100.00%	25.68%	9.63%	16.84%	0.07%	15.13%	0.07%	1.12%	5.31%	26.14%	
栃木県内訳	100.00%	15.52%	6.32%	6.69%	0.13%	23.64%	0.29%	1.12%	4.23%	42.05%	
新市が県に占める割合	7.4%	12.2%	11.2%	18.5%	4.0%	4.7%	1.9%	7.4%	9.2%	4.6%	

出典：栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成 15 年度版)」

(5) 経済

① 産業別事業所数

新市の事業所数の総数は、24,728 事業所であり、県全体の 24.6%を占めます。県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、35.0%と最も高く、次いで「サービス業」が 27.9%であり、これらは新市に集中しています。

また、新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 11,018 事業所と最も多く、44.6%を占めています。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位 : 所)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市が県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典：「平成 13 年事業所・企業統計調査」

② 産業別従事者数(民営)

新市の従事者数の総数は 252,039 人であり、県全体の 28.8%を占めます。県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が 46.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 35.8%となっています。

また、新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 81,761 人と最も多く、総数の 32.4%を占めています。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位 : 人)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳	100.00%	0.21%	0.05%	9.03%	20.72%	0.36%	5.39%	32.44%	3.65%	1.20%	26.95%
新市が県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典：「平成 13 年事業所・企業統計調査」

③ 製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

新市の「製造品出荷額等」は2兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の12.5%、「従業者数」の19.7%に対して、27.7%と県全体の4分の1以上を占めています。

平成14年12月31日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新市(合計)	756	39,935	211,853,239
栃木県全体	6,030	203,033	765,920,786
新市が県に占める割合	12.5%	19.7%	27.7%

出典：「平成14年工業統計調査」

④ 年間商品販売額

新市の「年間商品販売額」総額は約2兆8千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の25.5%、「従業者数」総数の32.5%に対して、50.2%と県全体の2分の1以上を占めています。

平成14年6月1日現在

	商店数(店)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新市(合計)	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市が県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成14年商業統計調査」

⑤ 農業産出額

新市の農業産出額の総額は、276億9,000万円であり、県全体の10.1%を占めます。農業産出額の内訳を見ると、「米」は40.3%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は10.2%と低い状況です。

地域の特徴として、上三川地域は農業産出額に占める「野菜」の割合が2分の1以上を占めています。

平成14年の1年間の産出額

農業産出額(千万円)		総額	米	野菜	畜産	その他
新市(合計)		2,769	1,115	827	283	544
内 訳	宇都宮地域	1,599	601	420	166	412
	上三川地域	599	175	316	72	36
	上河内地域	263	169	50	14	30
	河内地域	308	170	41	31	66
栃木県全体		27,464	8,847	6,882	8,234	3,501
新市内訳		100.0%	40.3%	29.9%	10.2%	19.6%
栃木県内訳		100.0%	32.2%	25.1%	30.0%	12.7%
新市が県に占める割合		10.1%	12.6%	12.0%	3.4%	15.5%

出典：農林水産省「平成14年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

大学の在学者数

新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めています。

また、大学数7校、在学者数総数10,484人(4年制大学と短期大学の合計)を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にあります。

平成14年5月1日現在

	4年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,223	6,678	2,545	3	1,261	111	850
栃木県全体	9	22,269	15,370	6,889	8	3,738	293	3,445
新市が県に占める割合	44.4%	41.4%	43.4%	36.9%	37.5%	33.7%	37.9%	24.7%

出典：栃木県全体/栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

図書館等蔵書数

新市の図書館等における総蔵書数は約144万冊であり、1人あたり2.8冊となっています。

上河内地域は、1人当たりの蔵書数が6.9冊と最も充実しています。

平成14年度末現在

		蔵書総数	1人当たり蔵書数
新市(合計)		1,444,112	2.8冊
内訳	宇都宮地域	1,121,346	2.5冊
	上三川地域	101,292	3.3冊
	上河内地域	67,092	6.9冊
	河内地域	154,382	4.4冊

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

水道普及率(広義)

新市の水道普及率(広義)は96.3%となっています。各地域の水道普及率(広義)を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.2%となっています。

平成14年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口(人)				普及率(%) 【B】/【A】	
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】		
新市(合計)	521,167	490,220	10,796	910	501,926	96.3	
内訳	宇都宮地域	445,780	437,642	0	0	437,642	98.2
	上三川地域	30,471	20,598	2,469	0	23,067	75.7
	上河内地域	9,767	0	8,327	903	9,230	94.5
	河内地域	35,149	31,980	0	7	31,987	91.0
栃木県全体	2,005,467	1,746,469	100,725	10,367	1,857,561	92.6	

出典：栃木県生活衛生課「平成14年度末現在 水道普及状況」

市町総人口に対する供用人口(上水道, 簡易水道, 専用水道の使用可能な人口の合計)の割合

下水道普及率(広義)

新市の下水道普及率(広義)は86.7%となっています。各地域の下水道普及率(広義)を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、90.7%となっています。

平成15年度末現在

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口(人)					普及率(%) 【B】/【A】	
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】		
新市(合計)	524,099	397,605	12,510	30,515	13,724	454,354	86.7	
内訳	宇都宮地域	448,051	374,163	8,371	18,217	5,603	406,354	90.7
	上三川地域	30,809	14,065	1,739	2,795	847	19,446	63.1
	上河内地域	9,803	0	0	1,543	2,454	3,997	40.8
	河内地域	35,436	9,377	2,400	7,960	4,820	24,557	69.3

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

市町総人口に対する供用人口(公共下水道, 農業集落排水, 合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計)の割合

2 新市の社会経済の見通し

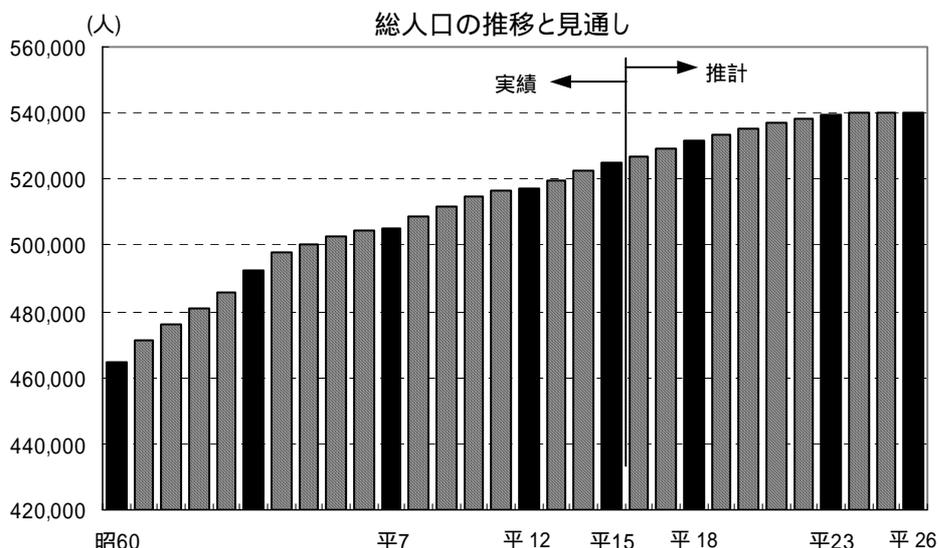
新市建設の基本となる指標として、平成 15 年（2003 年）を基準年に、平成 26 年（2014 年）までの人口や経済の見通しを明らかにします。

(1) 人口の見通し

総人口

新市の総人口は、平成 25 年（2013 年）に約 54 万人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれます。

地域の人口を見ると、上三川、河内地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測されます。また、上河内地域も微増となりますが、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）から減少に転じ、平成 26 年の人口は現時点より 1.6%程度の増加に止まるものと見込まれます。



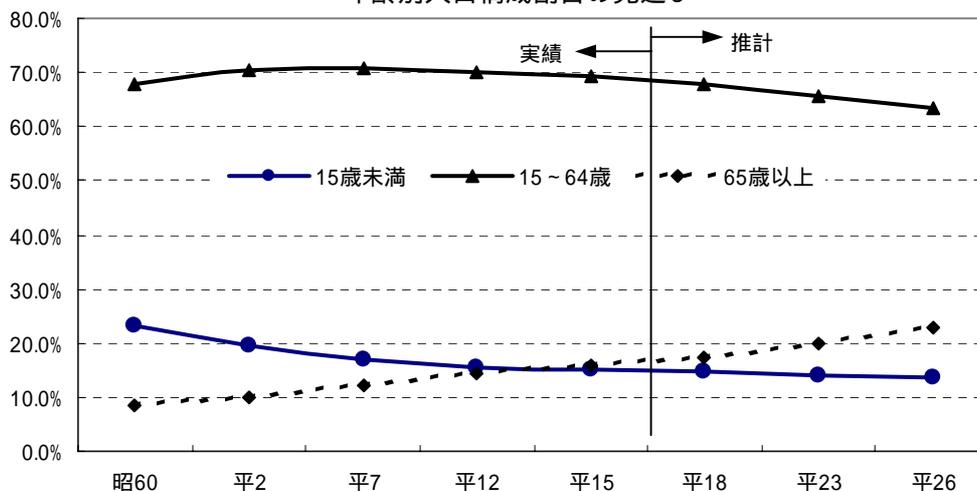
年齢構造

新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成 26 年（2014 年）の老齢人口（65 歳以上）は約 12 万 3 千人で、その構成比は 22.7%に達し、市民の 5 人に 1 人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が予測されます。

一方、出生率の低下により、年少人口（15 歳未満）は、平成 26 年に約 7 万 4 千人（13.7%）となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口（15～64 歳）も約 36 万 3 千人から約 34 万 3 千人（63.6%）に減少し、新市の活力の低下が懸念されます。

また、年齢 3 区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、老齢人口の割合において上三川地域が 17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では 20%を越えることが予測され、高齢社会への対応は新市の主要課題になると見込まれます。

年齢別人口構成割合の見通し



年齢3区分別人口構成比の推移

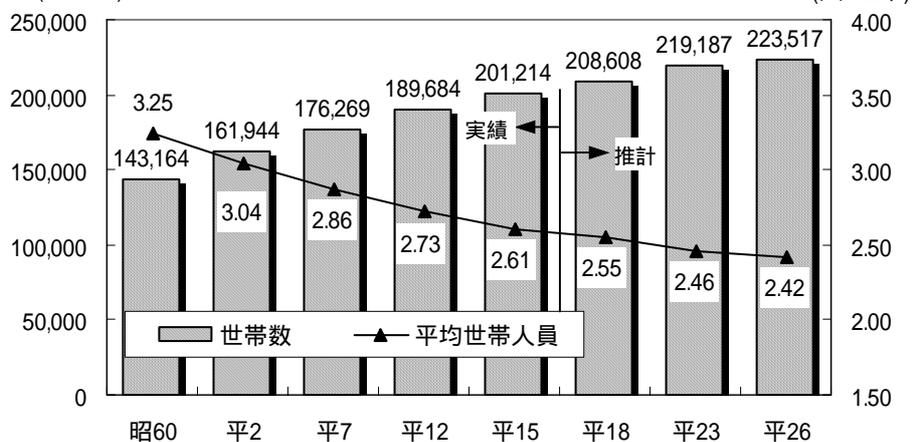
		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構 成 比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15~64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

世帯数

単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年(2014年)には約22万3千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率(平成15年と26年の比較)を見ると、河内地域が約1.22倍と最も高くなると予測されます。

また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.42人に低下することが見込まれます。中でも、宇都宮地域では同年に2.34人となり、最も核家族化が進むと予測されます。

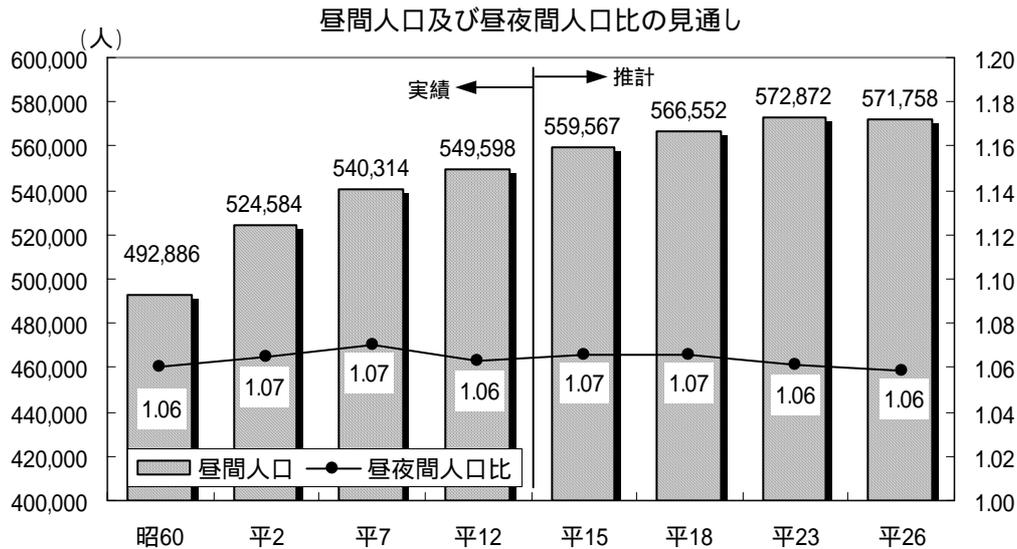
世帯数と平均世帯人員の見通し



交流人口（昼間人口）

交流人口は，平成 23 年（2011 年）に約 57 万 2,900 人に達した後，平成 26 年（2014 年）には約 57 万 1,800 人，昼夜間人口比率で 105.8%になるものと見込まれます。

新市が引き続き，人・もの・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには，昼間人口の維持・増加につながる，高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められます。



(2) 経済の見通し

経済規模

【 市内総生産 】

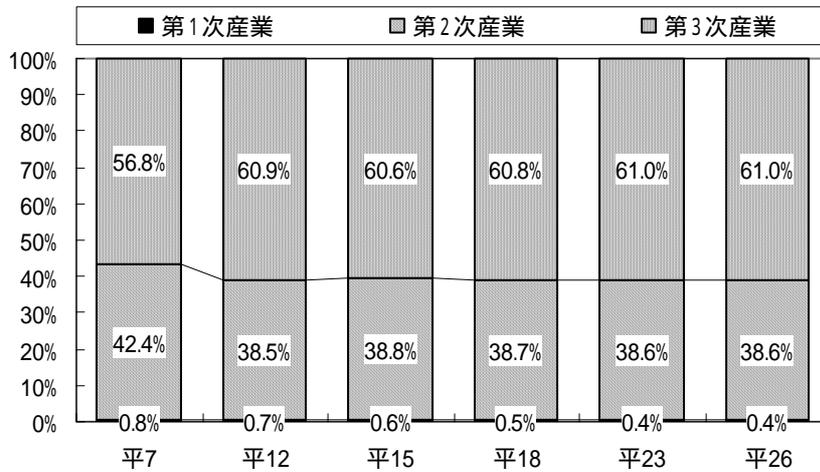
新市の市内総生産額は，平成 26 年（2014 年）には約 3 兆 977 億円の経済規模となり，その期間の増加率は，年平均 1.25%程度で推移するものと見込まれます。産業別の構成比は，第 3 次産業が，平成 23 年（2011 年）に 64.7%，平成 26 年に 64.9%へと増加する一方で，第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれます。

また，地域別の産業別構成比を見ると，宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く，上三川・上河内地域は，第 2 次産業の比率が高くなっています。

市内総生産額の推移 単位：億円，平成 7 年価格

	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総 額	24,765	26,035	27,066	27,893	29,924	30,977
宇都宮地区	22,122	22,965	23,969	24,664	26,494	27,455
上三川地区	1,713	2,016	2,005	2,080	2,173	2,215
上河内地区	333	341	340	352	370	376
河内地区	597	712	752	797	887	931

産業別生産額構成比の推移と見通し



就業人口の見通し

新市の就業者数は、約 29 万 4,600 人でピークに達した後、平成 26 年（2014 年）には約 29 万人になるものと見込まれます。産業別構成比を見ると、平成 26 年には、第 1 次産業が 2.4%（約 7 千人）、第 2 次産業が 27.7%（約 8 万人）、第 3 次産業が 69.9%（約 20 万 2 千人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが見込まれます。

就業者数の推移

単位：人

	1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総数	248,910	274,043	287,696	287,820	293,490	294,618	293,243	290,160
宇都宮地区	219,464	242,577	256,772	256,783	262,318	263,725	263,255	261,068
上三川地区	17,744	18,706	16,985	16,413	16,482	16,228	15,500	14,890
上河内地区	3,542	3,659	3,983	3,857	3,889	3,831	3,686	3,559
河内地区	8,160	9,101	9,956	10,767	10,801	10,835	10,803	10,644

産業別就業者構成比の推移

	1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
構成比								
第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

地理的条件・自然環境

新市は首都東京から約 100 km，栃木県のほぼ中央部にあり，北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にあります。

南北に流れる鬼怒川，姿川，田川，江川，山田川，御用川，西鬼怒川などの河川は，周囲の平地林，水田，畑地等と田園的な環境を形成するとともに，市民の憩い・やすらぎの場として活用されています。

北部の羽黒山から北西部にかけては，大谷，古賀志の丘陵が起伏し，良好な眺望や自然景観に恵まれています。また，丘陵地帯の南端となる戸祭山，八幡山の連丘が市中心部に接しており，都心部においても豊かな緑が確保されています。

地域の資源

新市の中心市街地においては，県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積しています。また，多様な交通の結節点である JR 宇都宮駅を中心として，人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっています。

上三川，上河内及び河内地域の中心部には，業務機能等の都市機能が集積しており，それぞれ地域の拠点となっています。

また，自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富で，河内地域では，全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っています。温泉が湧出する宇都宮，上河内の各地域においては，それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観，300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山，親水公園や自然林などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されています。上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原官衙遺跡」や 200 年の歴史を持つ「子ども相撲」など，歴史的・文化的な資源が残されています。

新市の産業集積は，農業，工業，商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっています。農業では，鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり，また，いちご，なし，トマトなどの野菜果樹及びしいたけなどのきのこ類の生産も盛んです。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点などを有する宇都宮，上三川地域があります。宇都宮テクノポリスセンター地区には，栃木県産業技術センターととちぎ産業交流センターが一体となった産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており，産業支援機関が集積しています。また，商業では約 100 万人の商圈人口を抱える宇都宮地域があります。

新市の宇都宮地域には4年制大学4校、短期大学3校が立地しており、総学生数は約10,000人に達するなど、高い高等教育機関の集積があります。

北関東の中核拠点である新市は、南北を縦貫する東北新幹線、JR宇都宮線、東北自動車道、新4号国道をはじめ、新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し、首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有しています。

(2) まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりです。

個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

新市において、各々の地域がそれぞれ育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし、適切に機能分担を行いながら、地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要があります。

また、地域に根ざした、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要があります。

特色ある教育環境の形成

21世紀を担う子どもたちの健全な育成や、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要があります。

新市の一体性と地域間の連携の確立

総合的な交通体系の整備

新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築に向け、競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など、道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入検討など、総合的な交通体系の整備を図る必要があります。

情報ネットワーク等の形成

地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ上三川地域、上河内地域及び河内地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要があります。

良好な生活環境の整備

住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取組みを進める必要があります。

保健・福祉サービス水準の維持・向上

出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを生かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要があります。

新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な生活環境の形成など、基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要があります。

経済・産業の振興

農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要があります。

まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

新市建設においては、「人(市民)」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちを目指します。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市です。

をまちづくりの将来像とし、その実現を目指します。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市建設における「地域」「都市」「活力」の創造を重要な分野と位置づけ、次のような取組みを進めます。

個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造します。

一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造します。

人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造します。

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向け、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点の形成を目指します。具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能等の集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点を都市内に適切に配置し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要です。これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示します。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消に努め、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図ります。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進めます。

周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進めます。

宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図ります。

このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行います。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図ります。また、JR宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加え、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進めます。

周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図ります。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進めます。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

宇都宮テクノポリスセンター地区や清原工業団地などでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努めます。

また、インターパーク宇都宮南（東谷・中島）、テクノパークかみのかわ（多功南原）などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図ります。

さらに、河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努めます。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努めます。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農業地の保全に努めます。

また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図ります。

(5) 多様な機能を生かした森林地

市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源のかん養、保健休養、生活環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林の適切な整備・保全に努めます。

また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進めます。

新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図ります。

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑の拠点づくりを推進する
- 5) 災害に強いまちづくりを推進する
- 6) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農林業を振興する

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切にす市民が、共に支えあい誰もが生き生きと活動することができる地域をつくりま
す。

1) 市民主体のまちづくりを推進する

市民が誇りと愛着を持って、いつまでも安全で安心して暮らしていけるよう、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、協働のルールづくりや地域の安全を住民自らが守る仕組みづくりなどを進め、ふれあいと連帯、市民の創意と工夫に支えられた市民主体のまちづくりを推進します。

2) 個性のある地域づくりを推進する

新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進します。

3) 市民に身近な行政を推進する

複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進します。

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくりま
す。

また、地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくりま
す。

さらには、産業集積を生かした職業教育の充実に努めることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくりま
す。

1) 生涯学習を推進する

市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう、上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進します。

2) 学校教育を充実する

より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行うとともに、教育情報ネットワークの活用を推進することなどにより、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に努めます。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、**高等学校等における**産業教育の充実に努めます。

3) 地域文化を振興する

市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興します。

4) 生涯スポーツを推進する

幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援などにより地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進めます。

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくります。

1) 道路ネットワークを整備する

都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築します。

2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービス活用を図るとともに、新交通システムの導入に関する課題検討を進めます。

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくります。

1) 廃棄物の適正処理を推進する

新市において発生する一般廃棄物については、処理における環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場の整備をはじめ、ごみ処理施設・し尿処理施設の更新や処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、適正かつ安定的な処理を推進します。

また、産業廃棄物については、立地条件について十分配慮し、処理施設立地の適正化を図るとともに、処理施設への立入指導や処理業者に対する指導・監督の強化に努め、適正な処理を確保します。

2) 上水道を安定供給する

市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立します。

3) 生活排水を適正に処理する

市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の安定的かつ効率的な処理の手法を選択し、汚水処理施設を整備することにより、各地域における生活排水の適正な処理を推進します。

4) 緑の拠点づくりを推進する

市民が潤いと安らぎのある生活を送ることができるよう、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる緑の拠点づくりを推進します。

5) 災害に強いまちづくりを推進する

災害時などにおいても市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民と行政等が連携した自主防災組織の育成や各種防火団体の充実など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署所の整備や消防通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進します。

6) 地域情報化を推進する

地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実します。

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくります。

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供します。

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実します。

4) 子育て支援を充実する

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、こども療育センターの整備等による障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実します。

5) 生活衛生を向上する

市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生を向上します。

3 人，もの，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくれます。

1) 都市拠点機能を向上する

都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため、JR宇都宮駅周辺などの都市拠点においては、人・もの・情報が集まる広域交流機能、都心居住機能を導入します。

また、広域都市圏の中心都市として活力を高めるため、馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により、高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに、魅力ある都市空間の創出を図り、多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成します。

2) 地域拠点機能を向上する

都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し、富士山地区、中里原地区、JR岡本駅西地区、JR雀宮駅周辺、宇都宮テクノポリスセンター地区等において、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図ります。

(2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圏、国内有数の工業団地の集積立地、優良な農地などを背景に、産学官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくります。

1) 商業・サービス業を振興する

経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援・育成による新たな商業の担い手、時代にあった業種を誕生させるなどにより、商圏の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興します。

2) 活力ある工業を振興する

企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、東谷・中島地区等の整備を進め、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに、産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより、新市の活力ある工業を振興します。

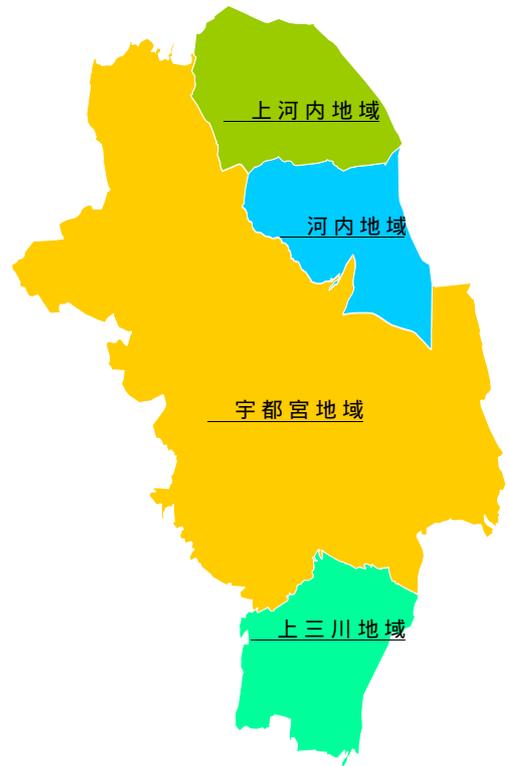
3) 魅力ある農林業を振興する

生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし、主産地の形成などによる農民生産の振興やたい肥の高品質化に向けた施設整備等による環境保全型農業の推進を図るとともに、都市と農村の交流を促進することにより、魅力ある農林業を振興します。

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況，生活圏としてのまとまり，地域におけるまちづくりの経緯や現況，今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の4地域に区分し，その地域の現状や課題を明らかにするとともに，地域特性を生かした個性ある発展方向と取組みを示し，地域の主体的なまちづくりの指針とします。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

現状と課題

宇都宮地域は，恵まれた自然環境や立地条件，先人の築いた歴史と伝統のもとで，農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域，人・もの・情報が活発に行き交う地域として，県の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

しかしながら，現在，商店街吸引力の低下や交通渋滞の発生などにより都心部の活力停滞が懸念され，また，生産拠点の移転・集約などによる企業の撤退や市内事業所の減少により産業集積の空洞化が見られます。

また，これまで，地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきましたが，今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて，新市の更なる発展のためには，その中核地域として，地域住民及び周辺の人々が引続き住み続けたいと感じる魅力や高次都市機能の向上が求められています。

これらから，本地域が，新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担うため，都心地区・テクノポリスセンター地区・JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ，商業・業務，交流機能等の強化により拠点性の向上を図る必要があります。また，産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに，県との役割分担のもと，競輪場通りをはじめとした3環状12放射道路整備の着実な推進，公共交通ネットワークの構築に向けた新交通システムの導入検討など，総合的な交通ネットワークの整備を進める必要があります。

さらには，住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため，上下水道等の生活基盤を整備するとともに，多様化する市民生活への対応や地域活動支援など，健康的かつ快適な地域生活に必要な不可欠な生活関連施設の整備・充実が必要です。

地域の目標像

「 高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域 」

地域づくりの基本方針

高次な都市機能を擁し、多くの人々が過ごし訪れる北関東の中心都市の拠点としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化等の都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進します。

主要施策・事業

魅力と活力ある拠点づくり

- 魅力ある都心部の整備 ▶ 市街地再開発事業（千手・宮島・駅西口第四B・馬場通り中央）の推進，中心市街地公共施設（馬場通り中央）の整備，JR宇都宮駅東口地区整備事業，宇都宮城址公園の整備
- 資源・特性を生かした地域拠点の整備 ▶ 雀宮駅周辺地域整備事業，雀宮駅東口公共施設一体整備事業（第3図書館等建設），土地区画整理事業の推進（テクノリスセンター他）

活力ある地域産業の振興

- 産業支援機能の充実 ▶ 産業支援機能の整備，次世代モビリティ産業の集積促進
- 創業者等の支援・育成 ▶ 新規開業の支援・育成
- 農村地域の活性化の推進 ▶ クラインガルテンの整備

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 人と環境にやさしい公共交通の充実 ▶ 交通バリアフリー対策の推進，新交通システムの導入に関する課題検討
- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業，幹線道路整備事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水施設の整備 ▶ 上水道拡張事業，公共下水道（汚水・雨水）整備事業，下水道施設の建設事業
- 斎場の整備 ▶ 新斎場の整備

市民生活関連施設の整備・充実

- コミュニティ施設等の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業，地区市民センター建設事業
- 生涯学習・学校教育施設の整備 ▶ 小中学校舎大規模改造事業，小中学校体育館・武道場整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備，文化会館施設整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 総合運動公園の整備，体育施設再整備事業
- 福祉施設の整備 ▶ 養護老人・軽費老人ホーム（ちとせ寮等）再整備事業

(2) 上三川地域

現状と課題

上三川地域は、平坦な地形と恵まれた水環境から農業を中心として古くから栄えてきましたが、大規模工場の進出や主要幹線道路が整備されたことにより、農業だけでなく、商業・工業も盛んな地域として発展してきました。

また、北関東自動車道宇都宮上三川ＩＣの開設など良好な道路事情に加え、医療機関や大規模商業施設への利便性が高いことなどから、大規模な住宅団地の開発も進み、本地域の人口は緩やかな増加が続いており、これらの特長を伸ばしながら、住みよく暮らしよい地域をつくることが求められています。

こうした地域資源・特性を生かして定住性の高い都市型居住を創出するため、計画的に進めてきた市街地整備や上下水道、道路等の生活基盤の整備に今後も取組みながら、良質な住宅地の創出に努める必要があります。また、日常の暮らしよさが実感できる快適な住民生活を支えるため、保健福祉活動拠点・生涯学習拠点を整備するとともに、教育・文化等の生活関連施設の整備・充実が必要です。

さらに、産業基盤を充実し地域の活力を高めるため、首都圏農業を中心に農業生産の振興を図り農業農村の活性化に努めるとともに、恵まれた交通環境等を生かしながら新たな企業の立地を促すことが必要です。

地域の目標像

「 居住環境・産業基盤が整った 明日の活力を育む地域 」

地域づくりの基本方針

広域交通の結節機能が強く、居住環境・産業基盤がバランスよく発展した住みよい地域となるよう、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業を振興します。

主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

市街地の居住環境の整備▶ 富士山地区市街地整備事業、願成寺・上蒲生北部地区土地区画整理事業
上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（汚水・雨水）事業、農業集落排水事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路（公園通り・上野通り）整備事業、
北関東自動車道関連道路整備事業、幹線道路整備事業

市民の学習活動・日常生活を支援する拠点づくり

保健福祉活動拠点の整備 ▶ 上三川総合保健福祉センター整備事業
生涯学習拠点の整備 ▶ 上三川生涯学習センター建設事業

活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農業基盤（農道等）整備促進事業，農村振興総合整備事業
- 企業立地の促進 ▶ 誘致企業の支援助成事業

市民生活関連施設の整備・充実

- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業，小中学校体育館整備事業，小中学校プール整備事業
- コミュニティ施設の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 体育施設再整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備
- 公園施設の整備 ▶ 卯ノ木公園整備事業

(3) 上河内地域

現状と課題

上河内地域は，鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ，従来から農業を中心として発展してきました。

近年，都市近郊の立地条件などを生かし，ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており，また，民間企業による宅地開発も進み，緩やかではありますが都市化が進展し人口も増加しています。このような動向にある中，地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められています。

これらから，市北部の地域拠点としてふさわしいまちづくりを推進するため，中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ，土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要があります。

さらに，活力あふれる地域づくりを進めるため，地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに，地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう，上下水道施設や教育施設などの生活基盤の整備が必要です。

地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

地域づくりの基本方針

水と杜に育まれた自然と人が共生し，安心して暮らすことができる生活環境が整い，活力あふれる地域となるよう，快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに，地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進します。

主要施策・事業

地域発展を牽引する拠点づくり

人と自然が調和した地域拠点の整備 ▶ 中里原地区土地区画整理事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業，公共下水道（污水）事業，
下水道施設（水処理センター・ポンプ場）の建設事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

道路ネットワークの構築 ▶ 幹線道路（3路線）整備事業，橋りょう新設改良（2橋）事業

活力ある地域産業の振興

農村地域の活性化の推進 ▶ 農産物直売・休憩施設の整備

市民生活関連施設の整備・充実

生涯学習（スポーツ施設複合）・学校教育施設の整備

▶ 上河内生涯学習センター（体育館併設）建設事業，小学校体育館整備事業

レクリエーション施設の整備 ▶ 地域交流館休憩棟兼宿泊棟建設事業

(4) 河内地域

現状と課題

河内地域は，新市北東部に位置し，新市中央部やJR宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み，多くの住宅団地が造成され，現在も人口が増加傾向にあります。このような中，鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて，水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和した中で発展してきました。

しかし，本地域の玄関口であるJR岡本駅の周辺に広がる従来からの市街地は，住宅が密集し，道路の狭隘が生じていることから，緊急時等において支障をきたしている状況が見られます。また，将来，高齢化が急速に進むことが予測されることなどから，豊かな自然環境の中で，地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう，安全でうるおいのある環境の整備が求められています。

このようなことから，住みやすい環境づくりを進めるため，JR岡本駅周辺の既成市街地においては，土地区画整理事業等による同駅周辺の整備や住環境の改善，防災性の向上が必要であるとともに，他の区域においては，上下水道等の生活基盤の整備が必要です。また，急速な高齢化の進展に対応し，住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう，保健福祉の充実が不可欠です。

さらに，従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため，スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要があります。

地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

地域づくりの基本方針

豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、ふれあい交流に満ちた地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進します。

主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

居住環境の整備 ▶ 岡本駅西土地区画整理事業

上下水道の整備 ▶ 公共下水道（汚水）事業

住み慣れた地域での生活を支援する保健福祉サービスの充実

保健福祉施設の整備 ▶ 保健センター増改築事業，総合福祉センター改修整備事業，介護保険サービス供給基盤整備事業，障害者通所施設の整備促進

スポーツ・レクリエーション環境の充実

スポーツ・レクリエーション施設の整備

▶ 河内総合運動公園整備事業，河内総合体育館改修整備事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業，幹線道路（5路線）整備事業

活力ある地域産業の振興

農業生産基盤の整備 ▶ ~~農村公園等整備事業~~ 農道整備事業

農業の活性化と体験交流活動の促進 ▶ 農村公園等整備事業，体験・交流施設等の利活用

市民生活関連施設の整備・充実

地域拠点施設の整備 ▶ 地域自治拠点施設（庁舎）の整備

生涯学習施設の整備 ▶ 生涯学習施設改修整備事業

学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業，小中学校体育館整備事業，小中学校プール整備事業

県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

新市は、県土の約 7.4%の市域に栃木県の人口の 25%以上を占めます。また、国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積します。このようなことから、北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待されます。

(県の役割)

広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進します。

2 栃木県の事業

広域交通ネットワークの充実

新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や一般県道雀宮真岡線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組みます。

また、栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組みます。

さらに、国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かし更なる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路など、県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組みます。

高次都市機能を有する都市拠点の形成

広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援・促進するとともに、新交通システム導入の推進とに係る課題の検討を進めます。さらに、都市計画道路大通りや競輪場通りなどの都市間・内幹線道路の整備に取り組むをはじめとした放射状道路や内・都心環状道路については、宇都宮市と緊密な連携を図りながら着実に整備を推進します。

研究開発機能等の集積や地域産業の高度化の支援

内陸最大規模の工業団地や高度技術産業の集積などの特性を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区等の整備を促進します。

ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路等の整備に取り組みます。

また、安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、田川や姿川などの河川の整備に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備を支援します。

河川や森林など、自然環境の保全・活用と都市と農山村の交流促進

新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かして地域の活力の維持・向上を図るため、新市各地域の農村景観の保全・活用を支援するとともに、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進します。

公共施設の適正配置

少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎的自治体として自己完結的に施設整備を進めてきており、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性等に十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置を進めます。

特に、小中学校施設や保育施設、高齢者福祉施設など市民の基礎的なサービスを提供する施設について、通学距離や公共交通機関の整備状況など利用者の利便性や地域社会との関係等に十分配慮しつつ、利用圏域の適正化や施設の適正な規模の確保に努めます。

また、その他の公共施設についても、市民の多様な活動の進展をふまえつつ、既存の施設の有効活用や、施設・機能の複合化・集約化を計画的に進めるなど、経営的視点に立って重複投資の解消に努めていきます。

さらには、合併に伴い支所となる庁舎等は、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図ります。

財政計画

市町建設計画の財政計画の考え方

1 財政計画策定の必要性及び概要

新市において健全な行財政運営が行われるよう、適正な財政計画を立て計画的に事業を実施するため、財政計画を策定します。

(1) 財政計画策定の意義と役割

市町建設計画に掲げられる事業の実効性について財源的な裏付けを行い、財政の視点から事業実施を検証します。

また、新市において計画的かつ健全な財政運営を行うため、市町建設計画に掲げられる事業について財政的視点からの検証を行うとともに、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにします。

(2) 財政計画策定の基本的な考え方

対象となる会計

一般会計ベースで策定します。

ただし、特別会計は、繰出金等で計上します。

計画期間

市町建設計画の期間（平成16～26年度）とします。

ただし、地方債を活用した大規模事業等については、市町建設計画の期間終了後における公債費などの財政負担についても把握しておきます。

前提条件

「宇都宮市財政運営の指針」の考え方を基本に、将来における歳入及び歳出の収支見込額を各項目について年度ごとに積み上げます。

また、現在、国において進められている「三位一体の改革」の基本方針による見直しを可能な範囲で反映します。

さらに、合併協議会における協定事項及び合併に伴う国・県からの財政支援などの財政上の効果を見込みます。

なお、財政構造の弾力性の向上や財政運営の長期安定性の確保を図るために設定した、公債費負担比率15%以内や市債残高の抑制などの財政指標を目標とします。

2 財政収支計画の考え方

(1) 歳入

項 目		前 提 条 件	
1	地方 税	個人市民税 法人市民税	・ 平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込みます。
		固定資産税	・ 土地：平成15年度決算見込額で推移すると見込みます。 ・ 家屋：過去の平均伸び率で見込むとともに、3年ごとの評価替えを見込みます。
		その他	・ 都市計画税は、固定資産税に準じて見込みます。 ・ 事業所税は、合併後、数年間、不均一課税を考慮します。 ・ その他の税目は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。
2	地方譲与税 自動車重量譲与 税 地方道路譲与税	・ 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。	
3	利子割交付金	・ 平成20年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年40%減額すると見込みます。 ・ 平成21年度以降は、平成20年度と同額で推移すると見込みます。	
4	地方消費税交付金	・ 平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込みます。	
5	ゴルフ場利用税交付金	・ 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。	
6	自動車取得税交付金	・ 平成15年度決算見込額をベースに、経済成長率で推移すると見込みます。	
7	国有提供施設等所在市町村助成交付金	・ 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。	
8	地方特例交付金	〃	
9	地方 交付 税	普通交付税	・ 平成18年度までの3年間は、平成15年度決算見込み額をベースに毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込みます。 ・ 合併補正として、30億円を見込みます。 ・ 合併特例事業（標準全体事業費501億円）の合併特例債の償還年度に、元利償還分の70%を見込みます。 ・ 基金造成額（標準基金規模40億円）の償還年度に、元利償還分の70%を見込みます。
		特別交付税	・ 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。 ・ 特別交付税措置として、6億9千万円を見込みます。
10	交通安全対策特別交付金	・ 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。	
11	分担金及び負担金	〃	
12	使用料及び手数料	〃	
13	国庫支出金	・ 消費的経費分は今後の推計伸び率2%として見込みます。 ・ 投資的経費分は歳出の投資的経費確定額の15%で見込みます。 ・ 3町の生活保護費負担金を見込みます。 ・ 合併市町村補助金として、6億9千万円を見込みます。	

14	県支出金	<ul style="list-style-type: none"> 消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込みます。 投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の5%で見込みます。 県特別交付金として、7億円を見込みます。
15	財産収入	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。
16	寄付金	//
17	繰入金	<ul style="list-style-type: none"> 減債基金繰入金は、積み立てを行った財源対策債の償還分の取崩しを見込みます。
18	繰越金	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度当初予算額で推移すると見込みます。
19	諸収入	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。
20	地方債	<ul style="list-style-type: none"> 投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の30%で見込みます。 減税補てん債は、平成15年度決算額で推移すると見込みます。 (但し、先行減税分は、見込みません。) 臨時財政対策債は、同制度が今後も継続するものとし、普通交付税と同様に、平成18年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込みます。 合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上します。 基金造成額(40億円)の充当率95%の38億円を計上します。

(2) 歳 出

項 目		前 提 条 件
1	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 議員、委員報酬は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。 職員給与費は、それぞれの定員計画に基づき、年度ごとの職員数により見込みます。
2	物件費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の平均伸び率1.5%により見込みます。
3	維持補修費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の平均伸び率1.0%により見込みます。
4	扶助費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の平均伸び率2.0%により見込みます。
5	補助費等	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。
6	投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> 歳入総額から投資的経費を除く歳出額を差し引いた額を見込みます。 合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上します。
7	公債費	<ul style="list-style-type: none"> 既存の借入分は、年次償還計画により見込みます。 新規借入分は、建設事業の30%に対する償還を、3年据置で15年償還で算出します。 臨時財政対策債は、3年据置で20年償還、合併特例債は、1年据置で10年償還で算出します。
8	積立金	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。 合併後の基金造成として標準基金規模40億円を計上します。
9	出資金、貸付金	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度決算見込み額で推移すると見込みます。
10	繰出金	<ul style="list-style-type: none"> 過去の平均伸び率2.0%により見込みます。
11	予備費	<ul style="list-style-type: none"> 計上しません。

財政計画

【 歳 入 】

(単位：百万円)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	16～26計
地方税	85,735	86,551	85,888	87,095	89,214	89,304	90,501	91,655	91,653	92,787	93,947	984,330
地方交付税	4,613	4,994	4,515	5,597	6,627	7,750	8,015	8,015	8,015	8,015	8,015	74,170
国庫支出金	16,337	16,670	16,083	16,049	16,125	16,407	17,123	18,283	17,820	19,558	20,288	190,743
県支出金	4,815	5,000	4,635	4,552	4,381	4,401	4,564	4,874	4,641	5,140	5,301	52,303
地方債	25,423	21,096	18,489	17,399	16,500	10,096	10,897	12,473	11,793	13,801	14,631	172,599
その他	35,998	35,911	36,324	36,346	36,277	40,070	38,557	36,264	39,216	36,412	36,512	407,886
歳入合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032

【 歳 出 】

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	16～26計
人件費	35,403	35,004	36,342	37,022	36,988	36,777	36,804	35,268	35,424	34,733	34,455	394,221
扶助費	20,964	21,713	22,148	22,591	23,042	23,503	23,973	24,453	24,942	25,441	25,950	258,720
物件費	23,194	24,454	24,678	24,976	25,210	25,588	25,972	26,362	26,757	27,159	27,566	281,916
公債費	26,931	16,208	15,454	17,793	20,151	21,472	21,864	21,177	23,105	19,826	19,533	223,514
投資的経費	23,557	21,222	20,438	20,024	19,835	16,523	16,605	19,588	17,909	23,265	25,608	224,576
その他	42,873	51,621	46,875	44,633	43,896	44,164	44,437	44,716	44,999	45,288	45,582	499,084
歳出合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032

【 主要指標 】

基金残高	11,492	18,317	19,719	19,121	18,681	14,564	12,571	12,526	9,132	9,139	9,147
地方債残高	160,940	169,115	175,440	178,404	178,207	170,287	162,534	156,797	148,280	144,942	142,711
公債費負担比率	22.9(14.8)	13.6	13.1	14.9	16.5	16.9	17.2	16.8	17.9	15.5	15.1

* 公債費負担比率の単位 = %

計画の推進方策

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものです。そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛り込まれた施策等を的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要があります。

1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充

上三川・上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、建設計画の執行状況等への意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造します。

宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現します。

2 パートナーシップ型まちづくりの推進

計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠であることから、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開等を図ることにより、市民等と一体となった協働と参画のまちづくりを進めます。

3 計画の具体化と変化への対応

合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになりますが、これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、更に詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにした上で、計画的な

施策事業の推進に努めます。なお、地域のイベント開催やコミュニティ活動への支援など合併における地域住民の連帯の強化や地域振興等を図るため、これらを実施する財源の一部となる合併特例基金の積み立てを行うとともに、合併移行経費の軽減や各地域のサービス水準の格差是正のため、起債充当率や交付税算入等の観点から有利な施策事業へ合併特例債を適用するなど、財政優遇措置を効果的に活用していくことにより計画の実効性を高めます。

また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努めます。

資 料 編

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温()	4.0	5.2	9.4	14.1	16.7	20.0	26.3	26.4	21.3	16.3	7.9	3.7
降水量(mm)	107.0	21.0	121.0	69.0	107.0	96.0	321.0	304.0	157.0	180.0	30.0	58.0

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(3) 人口・世帯数

外国人登録人口

平成15年12月末現在(単位：人)

	合計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	フィリピン	タイ	ペルー	米国	ヴェトナム	イラン	英国	インドネシア	スリランカ	オーストラリア	インド	スウェーデン	その他	
新市(合計)	8,151	2,553	1,333	1,245	824	731	322	248	89	81	60	58	60	46	32	4	465	
内 訳	宇都宮	7,728	2,459	1,275	1,188	760	677	287	89	76	59	45	53	43	21	4	450	
	上三川	187	35	25	48	16	23	2	5	3	1	5	7	11			6	
	上河内	50	9	1		21	9		1			7						2
	河内	186	50	32	9	27	22	33		2		1		3				7
栃木県全体	31,549	5,428	3,194	9,028	3,457	1,158	3,970	510	652	282	130	342	400	108	158	15	2,717	
新市内訳(%)	100.00	31.32	16.35	15.27	10.11	8.97	3.95	3.04	1.09	0.99	0.74	0.71	0.74	0.56	0.39	0.05	5.70	
県内訳(%)	100.00	17.20	10.12	28.62	10.96	3.67	12.58	1.62	2.07	0.89	0.41	1.08	1.27	0.34	0.50	0.05	8.61	
県に占める割合(%)	25.8	47.0	41.7	13.8	23.8	63.1	8.1	48.6	13.7	28.7	46.2	17.0	15.0	42.6	20.3	26.7	17.1	

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

(5) 経 済

産業別事業所数

平成13年10月1日現在(単位：所)

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
内 訳	宇都宮	22,468	31	11	2,207	1,390	6	440	10,194	453	6,844
	上三川	1,089	4	3	211	104	1	72	376	11	269
	上河内	300	9	5	50	55	-	10	89	1	79
	河内	871	7	-	111	83	-	26	359	11	255
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.08	10.43	6.60	0.03	2.22	44.56	1.92	3.85	30.12
県内訳(%)	100.00	0.42	0.12	12.01	13.01	0.04	2.41	40.41	1.35	3.71	26.51
県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数（民営）

平成 13 年 10 月 1 日現在（単位：人）

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業	
新 市(合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926	
内 訳	宇都宮	225,141	288	91	20,253	40,368	878	11,466	75,967	9,026	2,895	63,909
	上三川	15,442	68	16	1,333	7,902	24	1,329	2,773	75	68	1,854
	上河内	3,135	91	28	428	1,358	-	179	511	1	12	527
	河 内	8,321	79	-	745	2,590	-	611	2,510	103	47	1,636
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941	
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.05	9.03	20.72	0.36	5.39	32.44	3.65	1.20	26.95	
県内訳(%)	100.00	0.47	0.16	9.01	28.66	0.29	4.88	27.95	2.27	1.04	25.28	
県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%	

出典：「平成 13 年事業所・企業統計書」

製造品出荷額等（従業員 4 人以上の事業所）

平成 14 年 12 月 31 日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	756	40,935	211,853,239	212,314,552
内 訳	宇都宮	607	29,462	138,871,753
	上三川	62	7,631	64,559,419
	上河内	39	1,246	2,773,653
	河 内	48	2,596	5,648,414
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596	764,883,349
県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%	27.8%

出典：「平成 14 年工業統計調査速報」

年間商品販売額

平成 14 年 6 月 1 日現在

	商店数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）			
	総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業	
新市（合計）	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992	
内 訳	宇都宮	6,283	1,929	4,354	51,680	20,609	31,071	272,405,251	212,413,548	59,991,703
	上三川	275	69	206	2,041	635	1,406	5,724,641	3,069,816	2,654,825
	上河内	72	9	63	435	192	243	1,808,123	1,501,627	306,496
	河 内	237	37	200	1,461	213	1,248	3,553,210	1,361,242	2,191,968
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803	
新市内訳（%）	100.0	29.8	70.2	100.0	38.9	61.1	100.0	77.0	23.0	
県内訳（%）	100.0	20.8	79.2	100.0	27.6	72.4	100.0	63.1	36.9	
県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%	

出典：「平成 14 年商業統計調査速報」

農業産出額

平成 14 年の 1 年間の産出額(単位:千万円)

	総 額	米	野 菜	畜 産	その他	
新 市（合計）	2,769	1,115	827	283	544	
内 訳	宇都宮	1,599	601	420	166	412
	上三川	599	175	316	72	36
	上河内	263	169	50	14	30
	河 内	308	170	41	31	66
栃木県全体	27,464	8,847	6,882	8,234	3,501	
新市内訳	100.0%	40.3%	29.9%	10.2%	19.6%	
県内訳	100.0%	32.2%	25.1%	30.0%	12.7%	
県に占める割合	10.1%	12.6%	12.0%	3.4%	15.5%	

出典：農林水産省「平成 14 年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

総人口

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総人口		464,780	492,462	504,915	516,981	525,150	531,564	539,604	540,218
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	449,664	453,767	458,067	456,642
	上三川地域	25,229	27,300	27,700	29,421	30,770	31,659	32,994	33,706
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,437	9,498	9,592	9,653
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,279	36,641	38,951	40,216

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」

平成 15 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」(10 月 1 日現在)

* 推計値は端数処理のため、地域の人口の合計と総人口が一致しない場合がある。

年齢構造

年齢 3 区分別人口の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
人口	15 歳未満	108,780	96,847	85,551	79,649	78,471	77,906	76,325	74,082
	15～64 歳	316,097	345,971	358,096	362,313	363,129	360,899	355,022	343,400
	65 歳以上	39,903	49,644	61,268	75,019	83,550	92,759	108,257	122,736
構成比	15 歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64 歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65 歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 15 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」(10 月 1 日現在)をもとに、それぞれ年齢不詳分を按分し作成。

地域別年齢 3 区分別人口構成比の推移

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
宇都宮	15 歳未満	23.3%	19.4%	16.6%	15.2%	14.7%	14.5%	13.9%	13.4%
	15～64 歳	68.2%	70.6%	71.3%	70.3%	69.2%	67.9%	65.7%	63.5%
	65 歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.6%	16.0%	17.6%	20.3%	23.1%
上三川	15 歳未満	23.5%	20.8%	19.7%	17.9%	17.5%	17.0%	16.4%	16.2%
	15～64 歳	67.2%	68.8%	68.0%	68.2%	68.1%	67.8%	67.4%	66.0%
	65 歳以上	9.2%	10.3%	12.3%	14.0%	14.5%	15.2%	16.2%	17.8%
上河内	15 歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.5%	13.8%	13.2%	13.6%
	15～64 歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	64.6%	65.1%	65.1%	62.6%
	65 歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.2%	21.7%	23.9%
河内	15 歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.5%	15.1%	15.0%	15.0%
	15～64 歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.9%	70.1%	68.8%	65.5%	62.3%
	65 歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	14.4%	16.2%	19.5%	22.7%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 15 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」(10 月 1 日現在)をもとに、それぞれ年齢不詳分を按分し作成。

世帯数

世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総世帯数		143,164	161,944	176,269	189,684	201,214	208,608	219,187	223,517
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	177,578	183,519	191,904	195,068
	上三川地域	6,706	8,182	7,885	8,888	9,621	10,208	11,087	11,531
	上河内地域	1,830	2,008	2,335	2,516	2,599	2,712	2,870	2,968
	河内地域	6,820	8,414	9,634	10,786	11,416	12,168	13,326	13,949

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」

平成 15 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」(10 月 1 日現在)

世帯人員の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総世帯数		3.25	3.04	2.86	2.73	2.61	2.55	2.46	2.42
地域の世帯人員数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.53	2.47	2.39	2.34
	上三川地域	3.76	3.34	3.51	3.31	3.20	3.10	2.98	2.92
	上河内地域	4.32	4.13	3.96	3.75	3.63	3.50	3.34	3.25
	河内地域	3.85	3.58	3.39	3.18	3.09	3.01	2.92	2.88

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」，平成 15 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書（10 月 1 日現在）」をもとに作成。

交流人口（昼間人口）

昼間人口の推移

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼間人口		489,563	520,274	535,484	546,451	559,567	566,552	572,872	571,758
地域の昼間人口	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	495,769	501,893	506,943	505,437
	上三川地域	29,515	30,967	29,597	29,710	30,306	30,557	30,596	30,418
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,893	7,905	7,938	7,960
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,598	26,198	27,395	27,943

出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）

昼夜間人口比率の推移

(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼夜間人口比		105.3%	105.6%	106.1%	105.7%	106.6%	106.6%	106.2%	105.8%
地域の昼夜間人口比	宇都宮地域	107.5%	108.8%	110.0%	109.6%	110.3%	110.6%	110.7%	110.7%
	上三川地域	117.0%	113.4%	106.8%	101.0%	98.5%	96.5%	92.7%	90.2%
	上河内地域	85.6%	86.3%	85.5%	83.5%	83.6%	83.2%	82.8%	82.5%
	河内地域	79.0%	74.1%	73.0%	74.4%	72.6%	71.5%	70.3%	69.5%

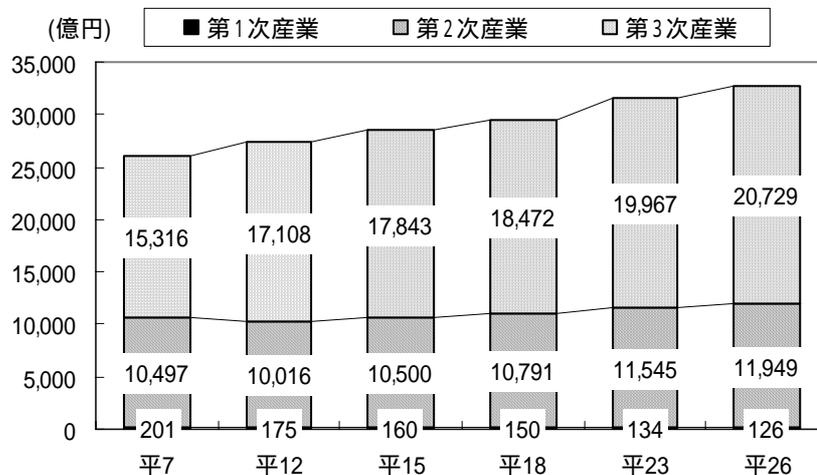
出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）

(2) 経済の見通し

経済規模

市内総生産額の推移

産業別生産額の推移と見通し



出典：「平成 13 年度 とちぎの市町村民経済計算」（平成 7～平成 12 年）

地域別産業別総生産額の構成比の推移

		1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
宇都宮	第1次産業	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	第2次産業	39.9%	35.0%	35.8%	35.7%	35.9%	36.1%
	第3次産業	59.6%	64.5%	63.8%	63.9%	63.8%	63.7%
上三川	第1次産業	2.4%	1.8%	1.7%	1.5%	1.3%	1.1%
	第2次産業	74.1%	75.2%	72.9%	72.0%	69.7%	68.5%
	第3次産業	23.5%	23.0%	25.4%	26.5%	29.1%	30.3%
上河内	第1次産業	5.5%	5.2%	4.7%	4.3%	3.6%	3.3%
	第2次産業	53.5%	54.1%	51.6%	51.3%	50.6%	50.1%
	第3次産業	41.0%	40.7%	43.7%	44.4%	45.8%	46.6%
河内	第1次産業	3.4%	2.6%	2.3%	2.0%	1.5%	1.3%
	第2次産業	38.3%	38.0%	36.8%	37.0%	36.8%	36.8%
	第3次産業	58.3%	59.3%	60.9%	61.0%	61.6%	61.9%

出典：「平成13年度 とちぎの市町村民経済計算」（平成7～平成12年）

就業人口の見通し

産業別就業者数の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
総数		248,910	274,043	287,696	287,820	293,490	294,619	293,244	290,161
	第1次産業	17,330	14,183	12,207	10,021	9,337	8,619	7,577	7,029
	第2次産業	82,414	92,231	89,705	85,406	85,640	84,639	82,296	80,421
	第3次産業	149,166	167,629	185,784	192,393	198,513	201,361	203,371	202,711

出典：総務省「国勢調査」（昭和60～平成12年）

産業別就業者構成比の推移

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2003 平 15	2006 平 18	2011 平 23	2014 平 26
構成比	第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
	第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
	第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

出典：総務省「国勢調査」（昭和60～平成12年）

1 県との事前協議結果と対応の方向（主なもの）

事前協議結果（県の指摘事項）	対応の方向（考え方）
<p>「新交通システム」に係る記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新交通システムに関する記述については、現在の状況と齟齬のないよう留意されたい。 	<p>新交通システムについては、県提示の2案に対する市の回答及びそれに対する知事コメントをベースに表現を修正する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【市の回答（要旨）】 年限を設定せず、課題解決に向け、市と一体となって取り組んで欲しい 市では、16年度から導入課題に関する検討に取り組んでいきたいので、支援・協力をお願いしたい</p> <p>【知事コメント（要旨）】 県は、調査結果等を踏まえ、今後の検討課題を整理し、県・市がそれぞれの役割分担により課題の検討を行うことを提案したところであり、市の案に対しては、県として協力していく考えである</p> </div>
<p>「競輪場通り」に係る記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設計画における「栃木県の事業」の記載欄には、建設計画の計画期間である平成26年までに確実に事業化できるものを記載すべきである。 現時点において県の事業計画として明確に位置付けのなされていない競輪場通りについての記載は、内環状道路という表現にとどめられたい。 	<p>競輪場通りについては、内環状線の一部を成す路線であることから、「放射状道路や内・都心環状道路」という表現に修正するとともに、県と市の適切な役割分担のもとで進めていくという意図が表現できるよう記述する。 また、地域の課題として競輪場通り整備の重要性を明確化する。</p>
<p>「消防力を充実する」に係る記述について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の育成、市町村防災行政無線の整備、避難場所の整備、適正な備蓄の確保等に関する総合的な防災体制の確立や消防団の充実についても触れられたい。 	<p>自主防災会など、地域主体の防災体制の強化は、市民主体のまちづくりの重要な取り組みの一つであり、県指摘を踏まえ、施策の大綱において、計画に反映することとする。</p>

2 修正内容（主なもの）

頁	旧（県事前協議原文）	新（修正内容）
26	<p>新市の概況</p> <p>3 まちづくりの資源と主要課題</p> <p>(2) まちづくりの主要課題</p> <p>新市の一体性と地域間の連携の確立</p> <p>総合的な交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築や新交通システムの導入をはじめとした公共交通ネットワークの構築など、総合的な交通体系の整備を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築に向け、<u>競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など、道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入検討など、総合的な交通体系の整備を図る必要がある。</u>
34	<p>新市の施策の大綱</p> <p>2 一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市の創造</p> <p>(1) 快適に移動できるまちづくり</p> <p>1) 公共交通ネットワークの整備を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システムの導入に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、<u>既存の交通サービスの活用を図るとともに、新交通システムの導入に関する課題検討を進める。</u>
35	<p>新市の施策の大綱</p> <p>2 一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市の創造</p> <p>(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり</p> <p>5) 消防力を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等の発生に際し、迅速な消防・救急救助活動を行い市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防署所の整備や消防通信体制の高度化を図り、消防力を充実する。 	<p>5) <u>災害に強いまちづくりを推進する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時などにおいても市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、<u>市民と行政等が連携した自主防災組織の育成や各種防火団体の充実など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署所の整備や消防通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進する。</u>

頁	旧（県事前協議原文）	新（修正内容）
38	<p>地域別計画 2 地域ごとの計画 (1) 宇都宮地域 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> また、産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに、新交通システムの導入をはじめとした総合的な交通ネットワークの整備を進める必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> また、産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や、企業活動の支援に努めるとともに、<u>県との役割分担のもと、競輪場通りをはじめとした3環状12放射道路整備の着実な推進、公共交通ネットワークの構築に向けた新交通システムの導入検討など、総合的な交通ネットワークの整備を進める必要がある。</u>
39	<p>地域別計画 2 地域ごとの計画 (1) 宇都宮地域 主要施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新交通システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 新交通システムの導入に関する課題検討
44	<p>県事業の推進 2 栃木県の事業 高次都市機能を有する都市拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区などの高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援するとともに、新交通システム導入の推進と都市計画道路大通りや競輪場通りなどの都市間・内幹線道路の整備に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区などの高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を促進するとともに、<u>新交通システムに係る課題の検討を進める。さらに、都市計画道路大通りをはじめとした放射状道路や内・都心環状道路については、宇都宮市と緊密な連携を図りながら着実に整備を推進する。</u>

協議第 8 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 地域行政機関の組織機構について
- 2 地域行政機関の名称の再検討結果について

地域行政機関の組織機構について

1 地域行政機関の執行体制について〔平成 16.5.31 第 4 回宇都宮地域合併協議会へ報告〕

(1) 基本的な位置付け

地方自治法に基づく「支所」として設置

(2) 地域行政機関の体制及び機能

ア 体制を構築するに当たっての基本的な考え方

- ・ 地域自治制度が推進できる体制
- ・ 住民が利用しやすく分かりやすい体制
- ・ 簡素で効率的な体制

イ 個別の機能

- ・ 地域づくりに係る立案，調整機能
- ・ 各事業分野における機能
- ・ 基本的な事務の執行，管理機能

ウ 内部体制を検討する際の事務のグループ化について

関連性のある事務事業をグループ化し，執行に関する全市的な一体性を確保するため，本庁の組織体制を参考として内部体制を機能分化

(3) 地域行政機関の内部体制

- ・ 本庁の部長に準ずる長を置く
- ・ 内部組織として課を置く
- ・ 各機関の機能及び体制は統一的なものとし，各町ごとに適正な体制と規模を検討

2 地域行政機関の組織機構について

(1) 基本的な考え方

- ・ 各地域の特性や独自性を考慮しつつ、全市統轄機関との一体性及び地域行政機関間の統一性を確保します。
- ・ 住民サービスの向上や組織の効率化など合併による効果を最大限に引き出していきます。

(2) 地域行政機関内の組織機構の概要 機構図・・・別紙

地域経営担当部門

- ・ 地域における施策・事業などの企画立案
- ・ 地域行政機関における総務全般
- ・ 地域自治協議会の事務局機能等

地域コミュニティ担当部門

- ・ 住民自治の拡充や地域住民との協働に基づく地域での各種事業
- ・ 日常生活に密接に関連した地域内のリサイクル推進等の事務事業
- ・ 地域における生涯学習・スポーツ事業
- ・ 地域における青少年の健全育成に係る業務

市民サービス担当部門

- ・ 申請受付・諸証明発行など各種窓口業務，税務関係業務
- ・ 福祉に関する総合相談，生活保護の相談・申請受付事務等
- ・ 高齢者や障害者及び児童を対象とした保健福祉サービス
- ・ 地域の健康活動の推進や安全な生活のための保健衛生等の各種事業

産業建設担当部門

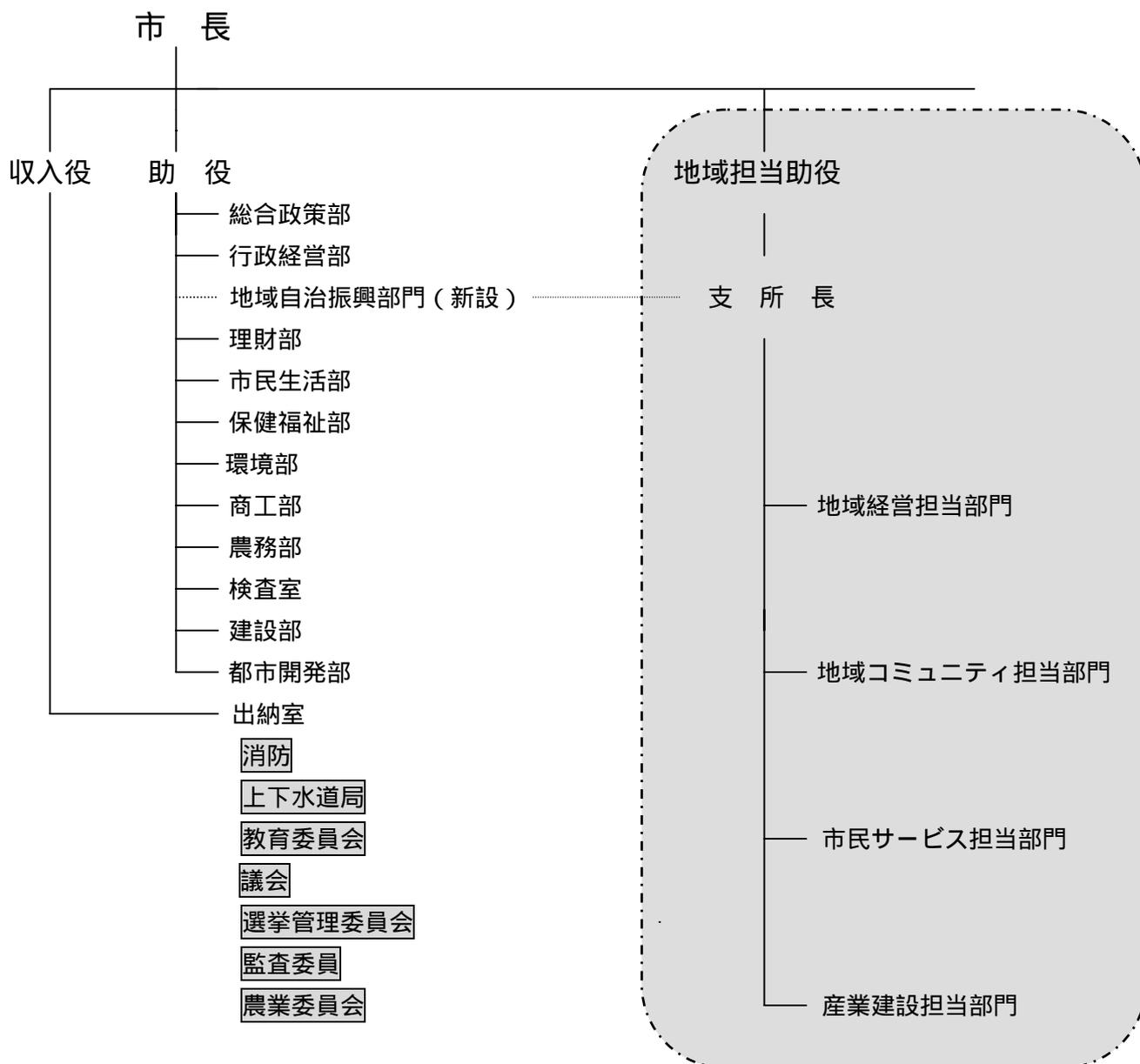
- ・ 地域産業の振興
- ・ 地域内の生活道路・近隣公園等の整備・都市計画関連資料の閲覧等

3 地域行政機関を一括して所管する組織の設置について

全市統轄機関との一体性や各地域行政機関相互の統一性の確保等，地域自治制度の効果的な運用を図るため，全市統轄機関に地域行政機関を一括して所管し，都市内分権や市民協働によるまちづくりを総合的に推進するために，新たな組織を，一定期間，設置することを検討します。

自治体の組織は，地域ごとではなく行政分野ごとに体系化され，編成されていることから，全庁的及び各地域行政機関相互の調整が複雑化，煩雑化し，混乱を来す恐れがあります。

地域行政機関の組織・機構図



地域行政機関の名称の再検討結果について

- 「 地域自治センター」を再度提案する。
- ・ 地域自治制度の理念を継承していくためにも，地域行政機関に「地域自治」の名称を付すことは望ましいと考えられ，むしろ今後，この名称とともに自治意識を定着化させていくことが大切である。
- ・ 愛称については，特定目的を持った施設（男女共同参画センター，生涯学習センターなど）での事例があるが，総合的な行政機関である市役所や支所に愛称を定めることは，馴染まないと考えられる。

第 6 回

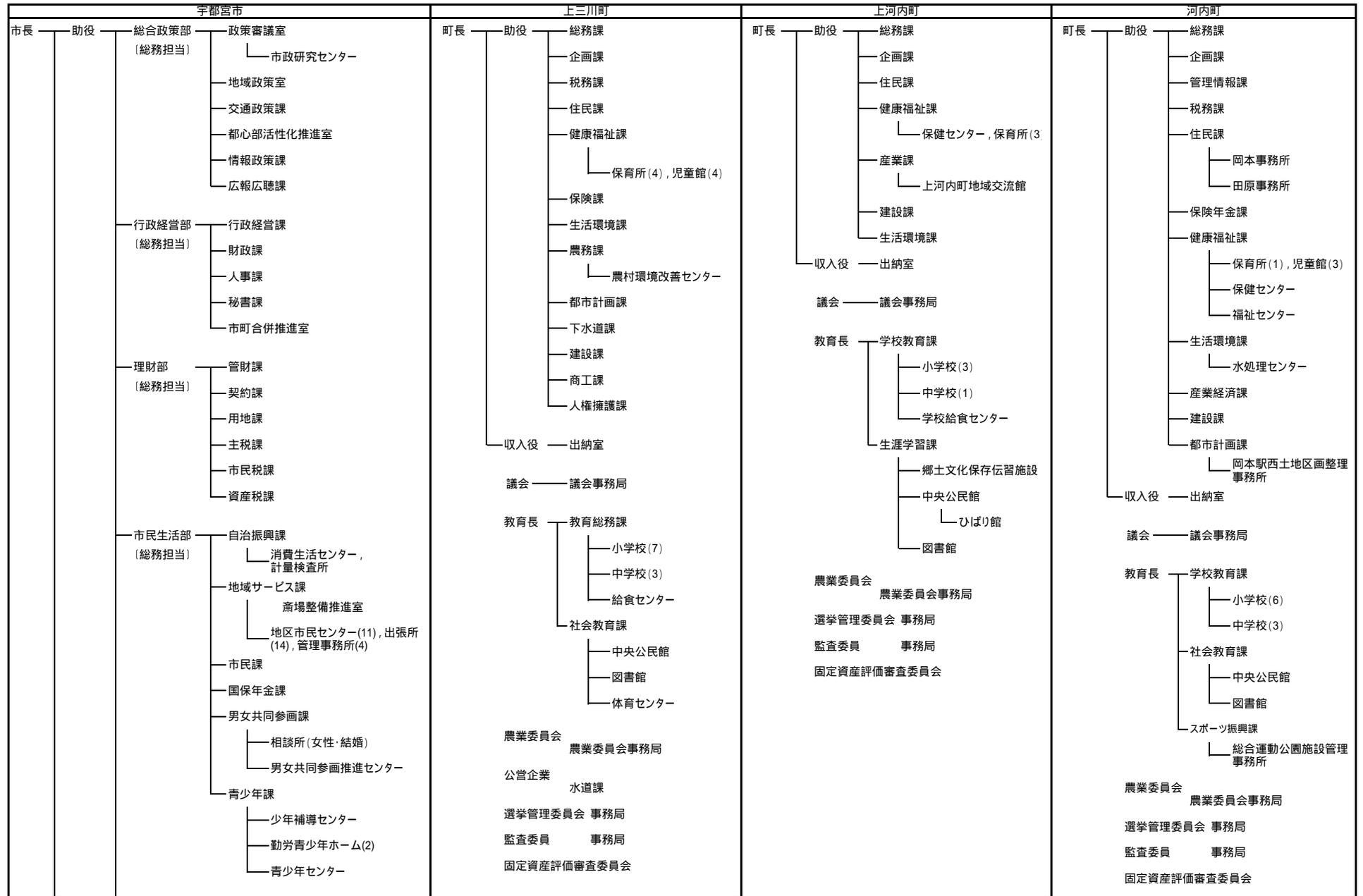
宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

合併協定項目の審議状況

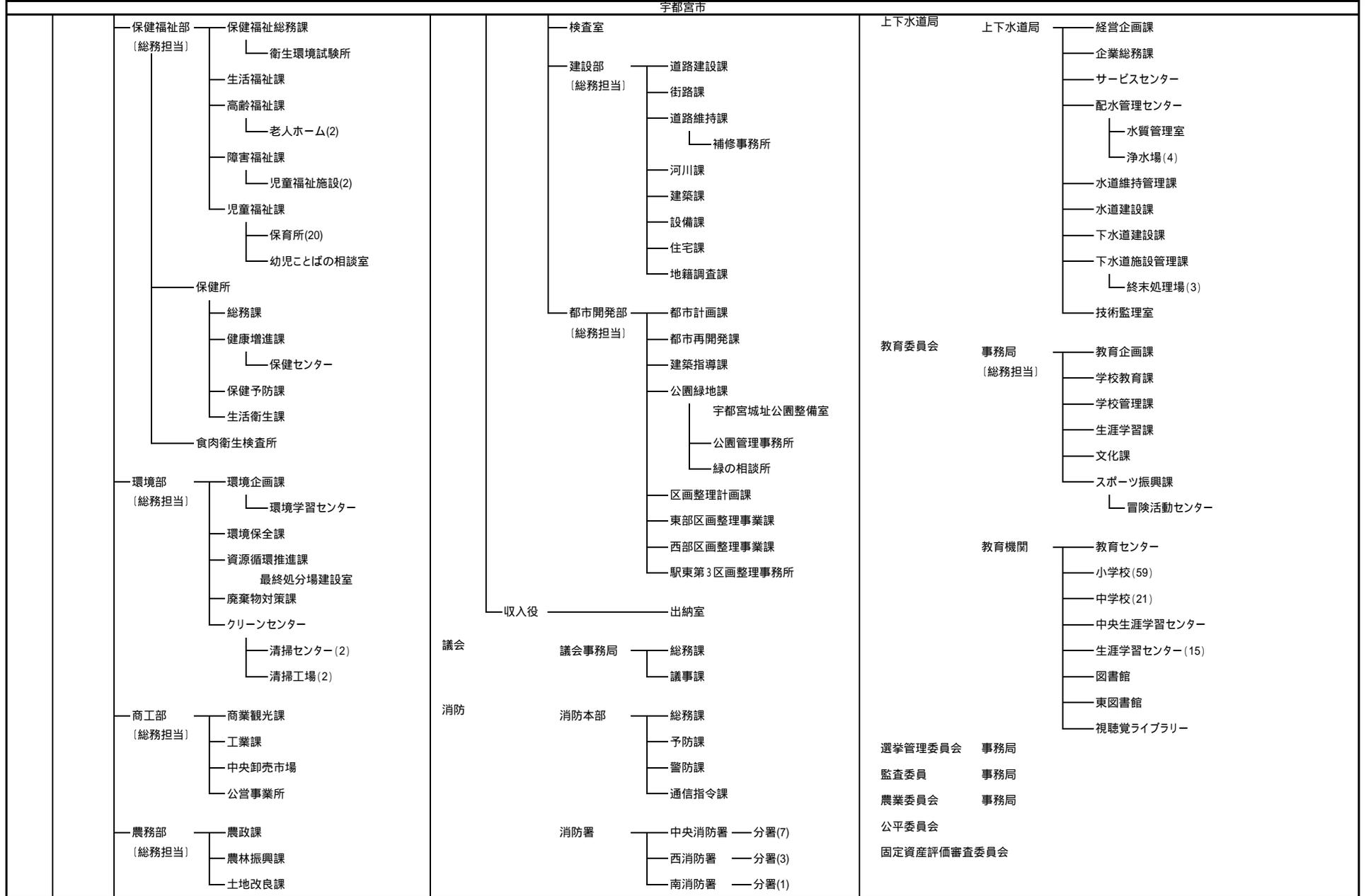
区分等	項 目 名	提 案	審 議 状 況	備 考
基本的事項				
1	合併の方式	第 1 回協議会	承認済	
2	合併の期日			
3	新市の名称	第 1 回協議会	承認済	
4	新市の事務所の位置	第 1 回協議会	承認済	
合併特例法に基づく協議事項				
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第 5 回協議会	承認済	
7	地方税の取扱い			
8	一般職の職員の身分の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
その他の協議事項				
9	地域自治制度（地域審議会等）の取扱い			
1 0	財産の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
1 1	特別職の身分の取扱い	第 5 回協議会	承認済	
1 2	条例，規則等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
1 3	事務組織及び機構の取扱い	第 6 回協議会		
1 4	一部事務組合の取扱い	第 4 回協議会	承認済	
1 5	使用料，手数料等の取扱い			
1 6	公共的団体等の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
1 7	補助金，交付金等の取扱い	第 6 回協議会		

18	町名・字名の取扱い	第5回協議会	承認済	
19	慣行の取扱い	第2回協議会	承認済	
20	各種事務事業の取扱い			
	交通関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	消防関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	消防団関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
	国民健康保険関係事業の取扱い	第6回協議会		
	コミュニティ関係事業の取扱い	第6回協議会		
	環境・清掃関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	介護保険関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
	保健衛生関係事業の取扱い	第6回協議会		
	社会福祉・援護関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	高齢者福祉関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	障害者福祉関係事業の取扱い	第6回協議会		
	児童福祉関係事業の取扱い			
	商業・観光・工業関係事業の取扱い	第6回協議会		
	農林水産関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	建設関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	都市計画関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	水道関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	下水道関係事業の取扱い	第5回協議会	承認済	
	学校教育関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	社会教育関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
市町建設計画				
21	市町建設計画	第6回協議会		

協定項目	事務組織及び機構の取扱い				所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 現在のの上三川町，上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。 2 支所の組織機構については，地域自治制度を効果的に推進し，かつ簡素で効率的な組織とし，住民生活に支障をきたすことがないよう配慮しつつ，段階的に見直しを図るものとする。 3 上三川町，上河内町，河内町に置かれている附属機関は，原則として廃止するが，各町が独自に設置している附属機関については，必要に応じ適切な措置を行うものとする。					
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応						
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
組織機構	・資料4～5ページのとおり	・資料4～5ページのとおり	・資料4～5ページのとおり	・資料4～5ページのとおり		
附属機関	・資料6～8ページのとおり	・資料6～8ページのとおり	・資料6～8ページのとおり	・資料6～8ページのとおり		



宇都宮市



設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
法 律	1	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議	
	2	交通安全審議会		交通安全対策会議		
	3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	
	4	青少年問題協議会	青少年問題協議会	町青少年育成協議会		
	5	社会福祉審議会				
	6	介護認定審査会	介護認定審査会	介護認定審査会	介護認定審査会	
	7	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生員推薦会	民生委員推薦会	
	8	結核診査協議会				
	9	感染症診査協議会				
	10	環境審議会	環境審議会			
	11	廃棄物減量等推進審議会				
	12	中央卸売市場運営協議会				
	13	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	
	14	開発審査会				
	15	建築審査会				
	16	宇都宮市鶴田第1土地 区画整理審議会			宇都宮都市計画事業河内町岡 本駅西土地区画整理審議会	
	17	宇都宮城東土地区画整理審 議会				
	18	宇都宮大学東南部第1土地 区画整理審議会				
	19	宇都宮市鶴田第2土地区画 整理審議会				
	20	宇都宮駅東第3土地区画整 理審議会				
	21	宇都宮都市計画事業宇都宮 市鶴田第1土地区画整理事 業評価員			岡本駅西土地区画整理評価 員	
	22	宇都宮都市計画事業宇都宮城 東土地区画整理事業評価員				

設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
法律	23	宇都宮都市計画事業宇都宮 大学東南部第1土地区画整 理事業評価員				
	24	宇都宮都市計画事業宇都宮 市鶴田第2土地区画整理事 業評価員				
	25	宇都宮都市計画事業宇都宮 駅東第3土地区画整理事業 評価員				
	26	図書館協議会	図書館協議会	図書館運営協議会		
	27	生涯学習センター運営審議 会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	
	28	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	
	29	文化財保護審議委員会	文化財保護審議会	文化財保護審議会	文化財保護審議会	
	30	スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会		スポーツ振興審議会	
条例	1	総合計画審議会				
	2	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	
	3	個人情報保護審査会		個人情報保護審査会		
	4	個人情報保護運営審議会				
	5		同和对策審議会			
	6		同和对策集会所運営委員会			
	7	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別報酬等審議会	特別職報酬等審議会	
	8	公務災害補償等認定委員会		公務災害補償等認定委員会		
	9	公務災害補償等審査会		公務災害補償等審査会		
	10	名誉市民選考委員会			名誉町民選考委員会	
	11	表彰審査委員会	表彰審議会	表彰審議会	表彰審議会	
	12			交通安全推進協議会		
	13	消費者苦情処理委員会				

設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
条 例	14	市民活動助成審査会				
	15	住居表示等審議会				
	16	男女共同参画審議会				
	17	保健衛生審議会				
	18		児童館運営委員会			
	19		老人福祉センター運営委員	老人福祉センター運営委員会		
	20	農業振興対策審議会	農業振興地域促進協議会			
	21		農村環境改善センター運営委員			
	22	市有林管理委員会				
	23		商工振興審議会			
	24		町営住宅入居選考委員会			
	25			開発調整委員会		
	26	屋外広告物審議会				
	27	下水道使用料等審議会	下水道審議会			
	28	水道料金審議会	水道料金等審議会			
	29			消防委員会	消防委員会	
	30	通学区域審議会				
	31	教育センター運営審議会				
	32	心身障害児就学指導委員会	就学指導委員会			
33		学校給食センター運営委員会	学校給食センター運営委員会			
34	視聴覚ライブラリー運営委員会		視聴覚ライブラリー運営委員会			
35			郷土文化保存伝習施設運営委員会			
36	農業委員会の選挙による委員の選挙区等審議会					
付属機関の合計		5 4	2 7	2 4	1 6	

事務組織及び機構の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

合併後の組織機構は、次ぎの方針により整備する。

- 1 住民サービスの低下を招かない組織機構
- 2 地域への課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
- 3 市民が利用しやすく、分かりやすい組織機構
- 4 簡素で効率的な組織機構
- 5 指揮命令系統が明確な組織機構
- 6 新たな行政需要(課題)に対応できる組織機構
- 7 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- 8 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構

現在の佐伯町役場及び吉和村役場は支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に遂行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。

本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

下蒲刈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。

ウ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

豊浦町役場については、地方自治法上の支所とする。

支所の組織については、住民生活の急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

1 支所の取扱い

大胡町，宮城村及び粕川村役場は支所とする。

支所の組織は，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，合併から 5 年後を目処に段階的に再編，見直しを行う。

2 附属機関等の取扱い

大胡町，宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は，原則として前橋市に統合するものとする。

なお，独自に置かれている附属機関等については，実態を考慮し整備するものとする。

附属機関等の委員構成については，必要により大胡町，宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

（ 2 ）関係法令

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は，その権限に属する事務を分掌させるため，条例で必要な地に，都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所，市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 ～ 3 省略

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第 1 3 8 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外，法律の定めるところにより，委員会又は委員を置く。

2 省略

3 普通地方公共団体は，法律又は条例の定めるところにより，執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会，審査会，審議会，調査会，その他の調停，審査，諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし，政令で定める執行機関については，この限りではない。

協定項目	補助金，交付金等の取扱い	所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	<p>補助金，交付金等については，原則として宇都宮市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし，統一に時間を要する補助金等については，各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら，調整を図るものとする。</p>		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
<p>補助金，交付金等は，次の区分に調整するものとする。</p> <p>(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの</p> <p>(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整するもの，又は，新市に移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整するもの</p> <p>(4) 廃止の方向で調整するもの</p>			

補助金，交付金の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成13年1月1日合併予定 編入 1市1町）

各種団体等に交付している補助金等については，従来の実績を下回らないよう配慮することとし，合併後の市域内において均衡を失しないように調整を図る。

イ 大船渡市の例（平成13年11月15日合併予定 編入 1市1町）

両市町の補助金等は，従来からの経緯，実情等に配慮し，新市において検討するものとする。

- 1 両市町で同一あるいは同種の補助金等については，できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- 2 両市町独自の補助金等については，市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 3 他の補助金等に整理統合できる補助金等については，統合の方向で調整するものとする。

ウ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

各種団体への補助金・交付金等については，福山市の制度に統一するものとするが，内海町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ，調整を図るものとする。

エ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

補助金，交付金等については，その事業目的，効果を総合的に勘案し，公共的必要性，有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。

(2) 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄付又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合においては，寄付又は補助をすることができる。

公益上必要かどうかを一応認定するのは、長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認めなければならない。(昭28.6.29行政実例)

定 義

- ・ 補助金とは、広義では政府から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金給付をいう。
- ・ その一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。
- ・ 交付金とは、法令または条例、規則等により団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。

協定項目	国民健康保険関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	住民専門部会
調整の方向性	1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。 3 保健事業については、合併後速やかに調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
国民健康保険平均被保険者数 155,335 人	10,036 人	3,583 人	10,871 人	平成14年度 保険給付額は、歳出における給付費用の合計を平均被保険者数で除したものの。	
国民健康保険平均世帯数 79,092 世帯	4,090 世帯	1,480 世帯	5,074 世帯		
1人当たり保険税調定額 (現年 医療+介護分)96,401 円	(現年 医療+介護分)99,862 円	(現年 医療+介護分)82,317 円	(現年 医療+介護分)97,118 円		
1人当たり保険給付額 111,399 円	125,232 円	110,332 円	123,052 円		
各種事業の実施状況					
国民健康保険税の賦課(医療)					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
所 得 割	8.6%	8.3%	6.9%	8.2%	均一課税とするが、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。
資 産 割	33.0%	45.0%	45.0%	53.0%	
均 等 割	20,000 円	24,300 円	18,000 円	19,200 円	
平 等 割	22,000 円	25,300 円	19,000 円	22,800 円	
賦課限度額	520,000 円	530,000 円	520,000 円	520,000 円	

国民健康保険税の賦課(介護)					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
所得割	1.3%	0.9%	0.9%	0.6%	均一課税とするが、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。
資産割	5.9%	6.1%	1.0%	3.0%	
均等割	4,400円	4,500円	4,200円	4,800円	
平等割	3,400円	2,900円	3,500円	3,000円	
賦課限度額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	
人間ドック・脳ドックの実施					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
補助額上限	30,000円	43,000円	費用額の2/3	30,000円	合併後速やかに調整する。
出産費・高額療養費貸付事業					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
出産費 (貸付上限)	8割	即日支給につき実施していない	9割	10割	合併後速やかに調整する。
高額療養費 (貸付上限)	9割	9割	9割	8割	
基本健康診査受診補助					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
一般会計負担	70%	100%	100%	70%	合併後速やかに調整する。
国保での負担	15%	0%	0%	0%	
自己負担	15%	0%	0%	30%	

国民健康保険関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成13年1月1日合併 編入 1市1町）

黒埼町の間人ドック補助金については、当分の間、現行のとおりとする。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

ウ 廿日市市の例（平成15年3月1日 編入 1市2町）

国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から廿日市市の例に統一する。

葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

エ 新居浜市の例（平成15年4月1日 編入 1市1町）

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

オ 新発田市の例（平成15年7月7日 編入 1市1町）

国民健康保健事業の中で、両市町間に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。

人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。

豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

(2) 関係法令

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（保険料）

第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第81条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

（条例又は規約への委任）

第81条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

地方税法（昭和25年法律第226号）

第703条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

協定項目	コミュニティ関係事業の取扱い			所管専門部会名	住民専門部会
調整の方向性	1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
住民基本台帳人口(H15.4.1) 445,542人	30,471人	9,767人	35,149人		
世帯数 171,476世帯	9,547世帯	2,677世帯	11,412世帯		
加入世帯数 121,373世帯	8,635世帯	2,595世帯	9,630世帯		
加入率(世帯数ベース) 70.7%	91.4%	96.9%	84.4%		
単位自治会規模 (最大) 1,250世帯 (最小) 8世帯 (平均) 171世帯	465世帯 8世帯 94世帯	363世帯 17世帯 78世帯	1,170世帯 22世帯 189世帯		
単位自治会数 711	91	34	51		
班数 11,365	759	246	871		
回覧数 13,434	759	246	871		
自治会長の身分 任意団体の長	行政事務連絡員(非常勤特別職)	行政推進委員(非常勤特別職)	町から委嘱(非常勤特別職)	任意団体の長として取扱う。	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
単位自治会の活動内容 回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を市に伝達	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ（母の会） 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 交通災害共済取りまとめ 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	
連合組織 宇都宮市自治会連合会	上三川町自治会長連絡協議会	上河内町自治会長連絡協議会	河内町自治会長連合会	連合組織の設置に向け調整
連合組織の活動内容 定期総会 自治会長大会（年1回） 正副会長会議（年7回） 理事会（年5回） 自治会指導者研修会 地区ブロック会議 防犯灯調査特別委員会 防災部会 協働体制員会 会報誌の発行	定期総会 理事会（年5回） 自治会連絡協全体研修	定期総会 理事会（年3回） 行政推進委員研修会	定期総会 理事会（年4回） 自治会長研修会（年2回）	連合組織の設置に向け調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
補助内容(H15 年度) 連合会活動費 6,560 千円 地区連運営費 20,310 千円 均等割@150,000 世帯割@120 地区連会長活動促進費 1,776 千円 均等割@4,000 × 12	連合協運営費 200 千円	連合協補助費 472 千円 連合会運営費 100 千円	連合会補助金 50 千円	段階的に宇都宮市の例により調整
単位自治会への補助金等 20,953 千円 均等割@3,500 世帯割@150	単位自治会への補助金等 28,859 千円 区分割・10 戸未満@33,000 10～99 戸@98,500 100 以上@102,100 世帯割 @750 班長分 世帯割@950 事務費 均等割@4,000 世帯割@100	単位自治会への補助金等 6,662 千円 均等割@43,000 世帯割@2,000	単位自治会への補助金等 13,216 千円 均等割@105,000 世帯割@790 (上限額 421,000)	段階的に宇都宮市の例により調整
	産業委員分均等割@4,000 世帯割@500 保健委員分世帯割@300			産業委員 - 農業集落のある自治会が対象 保健委員 - 廃止予定
平均的規模の自治会補助金額 29,150 円	354,500 円	199,000 円	254,310 円	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
自治会集会所 設置数 約300	75	26	46	
自治会集会所建設補助 建設に要した費用の40%以内 (新築) 300万円以内 (移設) 110万円以内 (増改築) 125万円以内	建設に要した費用の30%以内 (新築) 220万円以内 (移設) - (増改築) 130万円以内	建設に要した費用の20%以内 (新築) - (移設) - (増改築) -	建設に要した費用の20%以内 (新築) 300万円以内 (移設) - (増改築) 100万円以内	宇都宮市を基準に調整
コミュニティ倉庫 建設に要した費用の40%以内 (新築) 30万円以内 (移設) 10万円以内 (増改築) 10万円以内	- - -	- - -	- - -	
自治会集会所建設資金融資 (新築) 400万円・5年 (移設) 200万円・5年 (増改築) 60万円・5年 (土地) 750万円・10年	制度なし	制度なし	制度なし	宇都宮市を基準に調整
コミュニティ団体数 37	7	-	1	
対象エリア 市中心部 - 小学校区 市周辺部 - 中学校区	小学校区	-	モデルコミュニティ	
拠点施設数 36	4	-	1	
管理運営 地域に委託(非常勤嘱託員)	地域に委託(無人)	-	地域に委託(8:30~5:30 職員が対応)	
使用料 有	無	-	有	

コミュニティ関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

イ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民組織と協議のうえ、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。

ウ 呉市の例（平成16年4月1日合併 編入 1市1町）

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 2町）

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとする。

オ 岐阜市の例（平成17年3月合併予定 編入 2市4町）

1 自治組織への運営補助金等については、合併後5年を目途に岐阜市の制度を基本に調整するものとする。なお、それまでの間については、旧市町ごとに岐阜市の例により算出した額が、従前の運営補助金、役員報償金等、広報紙配付手数料の合計額に満たない場合においては、その差額を別途交付するものとする。

自治組織は地域コミュニティの重要な要素であることから、特に都市内分権のあり方を踏まえ住民自治の振興、活性化に資するよう配慮するものとする。

2 地域の所有に係る集会施設等の建設・修理等の補助については、岐阜市の制度を基本に調整するものとする。

カ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

自治会・住民活動関係事業は，原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし，住民生活への影響が大きいものについては，各町の地域特性等を勘案し，一定期間，経過措置を講じるものとする。

キ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 町内会・自治公民館等の自治組織については，5 町の自治公民館・集落を，合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。

2 コミュニティ関係事業については，平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 行政連絡員制度については，平成 19 年度までに廃止するものとし，廃止までの間の運営方法については，段階的調整を行うものとする。

4 自治組織への運営費補助金については，平成 19 年度までに廃止するものとし，廃止までの間の補助金の額については，段階的調整を行うものとする。

（2）関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

第 16 条第 7 項 公共的団体は，合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は，市町村の合併に際しては，合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備を図るよう努めなければならない。

協定項目	保健衛生関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 上三川町における総合保健福祉センター建設事業については、円滑な推進に努めることとし、施設の有効的な活用を十分に踏まえ、合併時まで調整を図るものとする。 3 救急医療（在宅当番医運営事業）、乳児健康診査、保健衛生事業推進協力交付金については、宇都宮市の制度を基準に合併時まで方向付けを行い、概ね3年を目途に調整する。 4 成人健康診査事業については、合併時まで方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 5 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
人口等					平成16年3月末
住民基本台帳人口	448,051 人	30,809 人	9,803 人	35,237 人	
40歳以上人口	224,846 人	15,052 人	5,527 人	18,048 人	
各種事業実施の状況					
総合保健福祉センター建設事業 ×	16年度から設計開始 17年度建設開始 19年4月 完成	×	×	×	現行のまま引き継ぐ
救急医療（在宅当番医運営事業） 急患センター	急患センター （休日昼間は在宅医）	急患センター	急患センター	急患センター	合併時まで方向付けを行い、宇都宮市を基準に調整
乳児健康診査 健診方法 個別 委託医師会 宇都宮市医師会	集団 自治医科大学付属病院	集団 済生会宇都宮病院	集団 宇都宮市医師会	集団 宇都宮市医師会	合併時まで方向付けを行い、宇都宮市を基準に調整
保健衛生事業推進協力交付金			×	×	合併時まで方向付けを行い、宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
健康診査（成人）				合併時までには方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する
健診方法 基本健診 個別・集団	個別・集団	個別・集団	個別・集団	
肺がん検診 個別・集団	集団のみ	集団のみ	個別・集団	
胃がん検診 集団のみ	70歳未満 集団 70歳以上 個別	集団のみ	集団のみ	
大腸がん検診 個別・集団	集団のみ	集団のみ	集団のみ	
子宮がん検診 個別・集団	個別・集団	集団のみ	個別・集団	
乳がん検診 個別・集団	個別・集団	集団のみ	個別・集団	
個別委託先 宇都宮市医師会	小山市医師会上三川支部 石橋町内医療機関 *子宮がん，乳がんは宇都宮市医師会	町内医療機関 (宇都宮市医師会)	町内医療機関 (宇都宮市医師会)	
集団委託先				
宇都宮市医療保健事業団	栃木県保健衛生事業団	栃木県保健衛生事業団	栃木県保健衛生事業団	
栃木県保健衛生事業団	J A 栃木厚生連栃木県 農村健康管理センター	J A 栃木厚生連栃木県 農村健康管理センター	北斗会宇都宮東病院	
栃木県済生会宇都宮病院	北斗会宇都宮東病院			
自己負担額（集団）				
基本健康診査 1,260円	無料	無料	1,000円	
肺がん検診 400円	無料	無料	無料	
胃がん検診 940円	無料	無料	800円	
大腸がん検診 520円	無料	無料	500円	
子宮がん検診 800円	無料	無料	700円	
乳がん検診 400円	無料	無料	500円	
	(超音波検査含む)	(超音波検査含む)	(超音波検査含む)	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
健康づくり事業				
地区における健康づくり活動推進事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
訪問指導（成人）				宇都宮市を基準に調整
在宅歯科診療事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
食生活改善事業				宇都宮市を基準に調整
糖尿病予防事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
生命の貯蓄体操上三川地区普及会	×	×	×	廃止の方向で調整
子育て支援事業				
母子健康手帳の交付				宇都宮市を基準に調整
未熟児グループ支援	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
子育て相談ホットライン	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
訪問指導（母子）				宇都宮市を基準に調整
栄養強化事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
子育て支援協議会	×	×	×	廃止の方向で調整
母子保健推進協議会	×	×		廃止の方向で調整
献血関係事業				
献血事業の普及啓発・献血受入れの促進				宇都宮市を基準に調整

保健衛生関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

- 1 各種健診事業（成人，乳幼児）については，廿日市市の例による。ただし，対象者については，次のとおりとする。
 - (1) 成人に係る各種健診事業については，合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。
 - (2) 乳幼児集団健診事業については，佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお，吉和村の対象者については，現行のとおりとする。
- 2 予防接種事業及び結核予防事業については，廿日市市の例による。ただし，接種方法（個別接種，集団接種）については，現行のとおりとする。
- 3 3市町村で実施している各種保健事業については，それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合，再編などの調整を行い，保健制度の充実に努めるものとする。

イ 呉市の例（平成16年4月1日合併 編入 1市1町）

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。

ウ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

保健，衛生事業については，合併時に秋田市の制度に統一する。ただし，一部の事務事業については，廃止する。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

- 1 診療所については，現行のとおりとする。
- 2 母子保健事業については，長野市の制度に統一する。
- 3 成人保健事業については，長野市の制度に統一する。
ただし，各種検診事業のうち，

- (1) 市民健康診査の検査項目等については、合併までに検討していく。
- (2) 肺がん検診については、合併までにヘリカルCTの導入について検討していく。
- (3) 骨粗しょう症検診については、集団検診及び集団検診に係る自己負担額について、合併までに検討し調整する。

4 精神保健福祉事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 戸隠村の社会復帰施設しょうまの家は、現行のとおりとする。
- (2) 社会復帰相談指導事業（デイケア）の開催会場については、合併までに調整する。

5 結核・感染症対策については、長野市の制度に統一する。

6 生活衛生関係事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、食品関係施設、薬局、医薬品販売業、興行場、旅館業、浴場業の許可等については、長野保健所長又は県知事名で行われ、合併時点で有効な許可等は長野市に承継する。

オ 堺市の例（平成17年2月1日合併予定 編入 1市1町）

すこやか健診、各種がん検診等については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

母子保健計画については、計画の見直し時に統合を図る。

乳幼児健康診査、妊婦教室については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

小児救急医療対策、予防接種事業等については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

カ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

健康づくり事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

保健衛生事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協定項目	障害者福祉関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併時までに方向付けを行い、新市において実施する方向で調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
総人口 448,051 人	30,809 人	9,803 人	35,237 人	住民基本台帳人口(平成16年3月末)	
身体障害者手帳所持者数 13,435 人	989 人	453 人	1,029 人	平成16年4月1日現在	
療育手帳所持者数 1,994 人	137 人	66 人	129 人		
精神障害者保健福祉手帳所持者数 924 人	46 人	15 人	59 人		
精神障害者通院公費負担受給者数 2,436 人	124 人	32 人	150 人		
各種事業実施の状況					
身体障害者手帳の認定・交付				現行のまま引き継ぐ	
療育手帳交付				現行のまま引き継ぐ	
心身障害者福祉作業所(市町立)の管理運営				宇都宮市を基準に調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
支援費制度支給決定事務				宇都宮市を基準に調整
支援費サービス				現行のまま引き継ぐ
障害者生活支援事業				宇都宮市を基準に調整
障害者日常生活用具給付・貸与（補助対象分）				宇都宮市を基準に調整
障害者日常生活用具給付・貸与（単独分）	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
補装具交付・修理				現行のまま引き継ぐ
重度身体障害者住宅改造費助成				宇都宮市を基準に調整
訪問入浴サービス	×	×		宇都宮市を基準に調整
福祉バス運行	×	× （社協が類似事業を実施）	×	合併時までには方向付けを行い、速やかに調整
重度心身障害者タクシー料金助成	×	×		宇都宮市を基準に調整
知的障害者施設入所者医療給付				現行のまま引き継ぐ
更生訓練費給付事業				現行のまま引き継ぐ
障害児育成支援事業	（平成16年度新規）	×	×	宇都宮市を基準に調整
障害児通園事業 ×	×			当分の間現行どおりとし、段階的に調整
障害児デイサービス施設こばと園共同運営事業 ×		×	×	合併時までには方向付けを行う

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
メール機能付携帯電話購入費助成事業 ×	×		×	宇都宮市の日常生活用具給付（単独）で対応
身体障害者等特殊寝台等貸与事業 ×	×	×		社会福祉協議会の車いす貸与等で対応
身体障害者手帳用診断書料助成事業 ×	×		×	廃止の方向で調整
更生医療給付				現行のまま引き継ぐ
障害者手当（単独） 障害者福祉手当 特定疾患患者福祉手当		×	×	宇都宮市を基準に調整
障害者手当（国）				現行のまま引き継ぐ
重度心身障害者医療費助成				現行のまま引き継ぐ
障害者関係団体への運営補助				当分の間現行どおりとし、段階的に調整
精神障害者タクシー料金助成事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
精神障害者交通費助成事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）				現行のまま引き継ぐ
精神障害者居宅生活支援事業（ショートステイ）		×		宇都宮市を基準に調整
精神障害者居宅生活支援事業（グループホーム）		×		宇都宮市を基準に調整
精神障害者小規模共同作業所補助事業				宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
障害者社会参加推進イベント ・ふれあい運動会 ・ふれあい文化祭 ・福祉まつり ・肢体不自由児野外訓練 ・心身障害児地域交流キャンプ	・高齢者・心身障害者スポーツ大会 ・健康福祉まつり ・肢体不自由児療育訓練	なし	・高齢者・福祉運動会 ・重度障害者レクリエーション事業	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
理美容サービス なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	・65歳以上の寝たきり高齢者、重度の痴呆性高齢者、ねたきりの重度身体障害者 ・4,000円の利用券を4枚交付	合併時までには方向付けを行い、新市において実施する方向で調整

障害者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

障害者福祉については、合併時に秋田市の制度に統一する。

イ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 障害者行動計画については、合併後に新たな計画を策定する。

(2) ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業については、大岡村、豊野町及び戸隠村は現行のとおりとし、鬼無里村については、長野市の対象要件により、鬼無里村ひとり暮らし老人緊急通報装置給付事業を適用する。

(3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の人工透析患者通院費補助については、現行のとおりとする。

(4) 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町障害者移送サービス事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

ウ 堺市の例（平成17年2月1日合併予定 編入 1市1町）

障害者計画については、新市において速やかに計画の統合を図る。

障害者医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 障害者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 身体障害者介護手当支給事業等については、平成17年度に廃止するものとする。

4 - 1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定する。

4 - 2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。

新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止する。

協定項目	商業・観光・工業関係事業の取扱い			所管専門部会名	産業専門部会
調整の方向性	1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度には加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。 3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。 6 上三川町企業誘致条例に基づき誘致した企業の企業立地補助金等については、経過措置を設ける。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 基礎データ					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
事業所数 6,890事業所	337事業所	111事業所	285事業所	平成14年商業統計 平成14年工業統計(4人以上事業所) 平成14年度実績	
従業員数 81,142人	9,672人	1,681人	4,057人		
年間商品販売額 272,405,251万円	5,724,641万円	1,808,123万円	3,553,210万円		
年間製造品出荷額 138,871,753万円	64,559,419万円	2,773,653万円	5,648,414万円		
観光入込客数 2,328,340人	15,840人	370,110人	8,980人		
2 中小企業者向け融資事業					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
融資件数【平成15年度予定】 2,355件	65件	9件	39件	原則として宇都宮市の制度 を基準に調整する。	
融資額【平成15年度予定】 18,620,000千円	250,000千円	17,000千円	120,000千円		
預託額 9,407,400千円	96,325千円	20,000千円	100,000千円		

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
預託方法 保証協会経由	直接	直接	直接	
市町村特別保証制度の加入 有	無	無	無	
負担金対象件数【平成15年度予定】 1,293件	×	×	×	
負担金予算額 1,331万円	×	×	×	
3 商工団体支援（各団体・事業への補助金額）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
商工会議所 1,155万円	商工会 1,729万円	商工会 550万円	商工会 1,100万円	新市に移行後も当分の間 現行どおりとし、段階的 に調整する。
商店街連盟 20万円	×	×	×	
青年会議所 60万円	×	×	×	
中央会 30万7千円	2万6千円	2万6千円	2万6千円	
たばこ販売 ×	35万円	20万円	10万円	宇都宮市の制度に統一する。
青色申告会 ×	×	3万円	×	商工会への事業補助の中で調整する。
若手後継者等育成支援事業 ×	15万円	×	40万円	現行のまま新市に引継ぎ 段階的に調整する。
プレミアム付商品券発行事業 ×	550万円	×	300万円	
4 観光資源開催支援事業の実施状況				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
ふるさと宮まつり	×	×	×	現行のまま新市に引き継ぐ。
うつのみや花火大会	×	×	×	

夕顔サマーフェスティバル	×		×	×	
サマーフェスティバル	×	×		×	
ふるさと夏祭り	×	×	×		
ふれあい朝市	×		×	×	
5 各種事務事業の実施状況 (○は事業を実施しているもの, ×は事業を実施していないもの)					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町		備 考
中小企業相談所支援事業 700万円	×	×	×		宇都宮市を基準に調整
観光コンベンション協会補助 補助金 5,736万9千円	観光協会補助 補助金 300万円	観光協会補助 補助金 100万円	×	×	宇都宮市を基準に調整
企業立地・育成促進事業		×	×		宇都宮市を基準に調整

商業・観光・工業関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。
ただし、各種融資制度等については、廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 各種観光施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

ウ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。
ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- 2 融資制度については、新発田市の制度を適用する。
ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- 3 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。
ただし、合併年度とこれに続く 5 年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

- 1 大胡町、宮城村及び粕川村で行われているまつり・イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。

2 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。

才 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。

2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	619	417	200	2
住民専門部会	212	187	25	0
保健福祉専門部会	541	538	1	2
産業専門部会	224	223	1	0
建設専門部会	156	156	0	0
水道・下水道専門部会	124	124	0	0
教育専門部会	194	194	0	0
議会制度専門部会	34	0	32	2
合計	2,104	1,839	259	6

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現行のまま存続	合併時に調整	速やかに調整	段階的に調整	廃止の方向で調整
総務専門部会	9	176	5	8	2
住民専門部会	5	15	3	1	1
保健福祉専門部会	0	0	1	0	0
産業専門部会	0	1	0	0	0
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	0	0	0	0	0
議会制度専門部会	7	24	0	0	1
合計	21	216	9	9	4

- 「現行のまま存続」・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの
- 「合併時に調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの
- 「速やかに調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの
- 「段階的に調整」・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの
- 「廃止の方向で調整」・・・ 廃止の方向で調整するもの

(参考)

専門部会名	前回までの事業数	増減数	総事業数
総務専門部会	6 1 7	2	6 1 9
住民専門部会	2 0 9	3	2 1 2
保健福祉専門部会	5 4 1	0	5 4 1
産業専門部会	2 2 4	0	2 2 4
建設専門部会	1 5 6	0	1 5 6
水道・下水道専門部会	1 2 4	0	1 2 4
教育専門部会	1 9 4	0	1 9 4
議会制度専門部会	3 4	0	3 4
合 計	2 , 0 9 9	5	2 , 1 0 4

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	地域政策	小分類	新市街地の形成
事業名称	市街地開発組合に関する事務		
事業目的・内容	宇都宮市域における工業生産力を増強するため、工業団地及びこれに付随する住宅団地の取得等を行うために栃木県と宇都宮市が設立した一部事務組合である宇都宮市街地開発組合に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	新市の事業として現行のまま継続する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（建設工事）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	制度上の差異はなく、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（工事関連委託）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	制度上の差異はなく、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（物品等契約）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	各市町とも、財務規則等により徴収していないため、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	栃木県都市税務協議会事務局事務		
事業目的・内容	栃木県都市税務協議会は、県内12市の税務に関して、連絡調整を図り、税務業務の円滑な推進に資することを目的とし、当該目的を達成するため、事務局を運営する。		

	各町では、栃木県町村税務協議会を組織，県内 37 町村の税務に関して，連絡調整を図り，税務業務の円滑な推進に資することを目的とする（事務局：町村会）。
合併に向けた課題	合併再編により，都市税務協議会及び町村税務協議会の組織が変化した場合の対応が必要となる。
調整の考え方	都市税務協議会役員市は，申し合わせにより，会長市を宇都宮市，副会長市を足利市，監事市（2 市）を宇都宮市・足利市を除く 10 市の輪番，としている。事務局は，規約により会長市に置くこととされているため，現行のまま新市に引き継ぐ。 町村税務協議会事務については町村会が引き続き行うこととなるため，合併に伴う変更点はない。各町の脱退に伴う事務処理が必要なものについては事務を引き継ぐ。

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	宇都宮地区税務協議会関係事務		
事業目的・内容	宇都宮税務署管内における国及び地方公共団体の税務運営について，相互の連絡調整を図る。		
合併に向けた課題	分担金，会議，研修会等の扱いについて調整する必要がある。		
調整の考え方	同協議会の内容には変更がないため，現行のまま新市に引き継ぐこととし，上記の課題について，協議会の中で調整決定して行く。 また，税務署の管轄区域変更等の動向把握については，同協議会事務局（宇都宮税務署）と連絡を密にして情報収集に努め，対応をとる。		

中分類	税制税務	小分類	個人市・県民税
事業名称	栃木県農業所得協議会連合会事務局に関する事務		
事業目的・内容	県内各地区農業所得協議会をもって組織され，地区協議会間の農業所得課税の連絡調整を図り，農業所得課税の適正な運営を期する栃木県農業所得協議会連合会の事務局としての事務を行う（事務局は宇都宮市役所内に置かれている）。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり，課題は特にない。		
調整の考え方	規約等に基づき宇都宮市のみが実施している事務であることから，新市として，現行の事務を引き継ぐ。		

中分類	税制税務	小分類	個人市・県民税
事業名称	河宇地区農業所得協議会事務局に関する事務		
事業目的・内容	農業所得課税の適正化を図り，国税・県・市町民税の申告納税の協調を推進し，税務行政全般の事務を円滑に運営することを目的として，宇都宮市及び河内郡内における税務関係官庁の長及び事務担当者をもって河宇地区農業所得協議会の事務局としての事務を行う（事務局は宇都宮市役所内に置かれている）。		
合併に向けた課題	河宇地区農業所得協議会に属しているが合併の枠組みに入っていない南河内町については，協議会の構成において，調整の必要がある。		
調整の考え方	会則に基づき宇都宮市のみが実施している事務であることから，新市として，現行の事務を引き継ぐ。		

中 分 類	賦課	小 分 類	土地課税
事 業 名 称	特別土地保有税事務		
事業目的・内容	徴収猶予土地について、納税義務者からの申請に基づき、事実の確認後に徴収猶予期間中の徴収分について免除する。		
合併に向けた課題	地方税法の規定により特別土地保有税の新たな課税は停止されているため、課題は特にない。		
調整の考え方	これまで各市町で徴収を猶予していた特別土地保有税は、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	予算編成方法		
事業目的・内容	<p>資金の配分を通じて、政策、行政サービスに優先順位をつけ、具体化する。</p> <p>基本的には、積上げ方式で編成する。</p>		
合併に向けた課題	合併実施年度及び平成17年度の予算編成（当初・補正）方法の調査検討が必要である。		
調整の考え方	予算編成方法は、基本的には同様の事務の流れであるため、内容等について調整を行い、宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	予算編成・財務会計システム		
事業目的・内容	<p>効率的な予算編成、執行管理、決算事務を行うため、予算編成・財務会計システムを導入している。</p>		
合併に向けた課題	<p>予算編成及び財務会計システム方式の採用の検討やシステム導入の際の契約方法（リース・債務負担を設定等）の取扱い、合併後の当該年度の出納整理期間のシステム運用方法、過去のデータの互換性（科目・事業費のデータ）が課題である。</p>		
調整の考え方	システムの容量、入力事務量などを勘案し、宇都宮市のシステムに統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	決算関係事務		
事業目的・内容	<p>決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する資料（主要な施策の成果）、行財政運営状況を国及び県に提出するための資料（決算統計）を作成する。</p>		
合併に向けた課題	合併時における各市町ごとの決算方法の調査や決算統計システムの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	前年度を基準とした按分や振替などのシステム対応となっており、データ量等を勘案し、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	財政計画の策定		
事業目的・内容	<p>予算編成や財政運営の基本となる将来の財政計画（シミュレーション）を策定する。なお、毎年ローリングを行う。</p>		
合併に向けた課題	計画期間の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在、計画期間5年間の財政計画を策定し、毎年ローリングしている宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	補助金等の見直し		
事業目的・内容	補助金等の公益性等を高め、適正化を図るため、補助金等の見直しを行う。		
合併に向けた課題	交付先団体の統廃合の状況把握、補助金等の格差の解消（類似補助金等の補助率等の統一や独自補助金の統廃合など）が課題である。		
調整の考え方	原則として、宇都宮市の制度に統一する。ただし、各種団体への補助金等については、各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら、合併後、速やかに調整を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	手数料の見直し		
事業目的・内容	受益者負担の適正化を図るため、手数料の見直しを行う。		
合併に向けた課題	各市町の料金水準、算定基準などに差異があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	手数料は、同一サービスに対する負担であり、統一する必要があることから、原則として宇都宮市の制度に統一する。ただし、住民票などの証明関係手数料、課税公簿等閲覧手数料、試乗標識交付手数料、健康診査手数料については、合併までに調整する。また、墓園共用施設管理手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	起債		
事業目的・内容	<p>財政支出の平準化及び財政負担の世代間の公平を図るため地方債を発行する。</p> <p>公債費の累増を抑制し、計画的な発行を行うことで財政の健全性を維持する必要がある。</p> <p>各市町においての発行に対する考え方、既発債の管理方法が異なる。</p>		
合併に向けた課題	各種指標の抑制、企業会計への関与が課題である。		
調整の考え方	起債発行対象、公債費負担比率の基本的な考え方について、宇都宮市の例により統一を図る。 企業会計の起債については、協議を行い、調整を図りながら発行する。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	起債管理システム		
事業目的・内容	効率的な起債借入事務、起債管理を行うため、起債管理システムを導入している。		
合併に向けた課題	電算システム管理の調整（各市町のデータ量、システムの特性等勘案）を図る必要がある。		
調整の考え方	システムの容量や入力事務量などを勘案し、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	基金（財政調整・減債・公共施設等整備）		
事業目的・内容	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金		

	を運用するための基金を設置し、運用等を行う。
合併に向けた課題	各市町が目的に応じて設置している基金のあり方等の検討、基金の保管、運用方法についての基準等の検討、基金の積立や取崩の考え方についての整理が必要である。
調整の考え方	同一又は同種の目的の基金は統一し、独自のものは方向付けを行い、調整を図るが、原則として宇都宮市の例により統一を図る。 保管や運用方法の基準等、積立や取崩の考え方については、整理していく。

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	資金計画		
事業目的・内容	財政全体の歳入、歳出のバランスが保てるような資金計画を立てる。		
合併に向けた課題	収支予定の的確な把握方法の検討が必要である。		
調整の考え方	収支予定の的確な把握方法の調整を行い、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	財政公表（財政事情、バランスシート等）		
事業目的・内容	歳入、歳出予算をはじめ、財産や地方債など財政に関する事項について、住民に分かりやすく公表する。 地方自治法に定められたものと、各市町において独自で実施しているものがある。		
合併に向けた課題	公表対象の調整、住民に分かりやすい財政公表の検討（公表の効果）が必要である。		
調整の考え方	公表対象と住民に分かりやすい公表のしかたの調整を行い、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	特別会計		
事業目的・内容	特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設置している。		
合併に向けた課題	各市町において類似する特別会計の統一、各市町における単独の特別会計の取扱いが課題である。		
調整の考え方	同一又は同種の目的のものについては統一し、独自のものについては内容等の調整を行うが、原則として宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	債務負担行為		
事業目的・内容	後年度負担を明らかにするため、債務負担行為を設定している。		
合併に向けた課題	債務負担行為の設定基準の統一が必要である。		
調整の考え方	債務負担行為の設定基準の調整を行い、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	人事	小分類	人事制度
事業名称	勤務時間		
事業目的・内容	地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとなっているため、各市町職員についても勤務時間について条例・規則で定めることにより職員の勤務時間を管理する。		
合併に向けた課題	課題は特にない。		
調整の考え方	内部管理事務であり、職員規模等の見地から、宇都宮市の制度を基準に統一を図る。		

中分類	人事	小分類	給与
事業名称	退職手当基金		
事業目的・内容	職員の退職に伴う退職手当の支給を円滑に執行するため、退職手当の基金を計画的に積み立て、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源とすることを目的として設置する。 宇都宮市においては職員退職手当基金条例を制定し、市独自で基金を積み立てているが、各町においては、栃木県市町村職員退職手当組合に加入していることから、自治体独自での基金の積立は行われていない。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は栃木県市町村職員退職手当組合に加入していることから、宇都宮市が同組合に加入するか、各町が組合を脱退するか、長期的な財政状況等を考慮し、検討していく必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の退職手当基金の設置は、退職手当組合への加入に相關するものであり、退職手当制度のあり方や中長期的な財政状況の見通し等を考慮し、退職手当を円滑に支給できるよう調整する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（建設工事）		
事業目的・内容	一般競争入札の参加条件、指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		
合併に向けた課題	委員会は、全ての自治体において設置しているが、その具体的な職務内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 委員会は、本庁にのみ設置し、各地域行政機関職員を委員として参画させる。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	随意契約（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当を除く。）		

合併に向けた課題	見積回数，設計図書の取扱い等について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。
調整の考え方	見積回数，設計図書の取扱い等について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名競争入札（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条に基づき，技術力，信用その他適当であると認める複数の相手方を選択して，競争入札をさせ，最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	入札回数，設計図書の取扱い等について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	設計図書取扱い等について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 ただし，対象金額については，合併後4年間は，各地域行政機関の所管区域を施行場所とする工事に特例を設け，平成21年度から全市統一基準とする。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	一般競争入札（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条及び同施行令第167条の4から167条の10の2に基づき，入札参加有資格者名簿に登録のある者に対し，参加資格を制限して申込みをさせ，競争入札を行い，最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	各自治体間で対象とする工事金額にばらつきがあり，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	対象金額について，合併後4年間は，各地域行政機関の所管区域を施行場所とする工事に特例を設け，平成21年度から全市統一基準とする。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	共同企業体		
事業目的・内容	市町内建設業者の振興及び育成につながる大規模な工事，特殊工法を内容とする等により市町内建設業者の技術の習得の促進に寄与すると認められる工事，及び，特別な理由により，単独請負では確実な施工が確保できないおそれがある工事の発注において，適正な施工の確保を図ることを目的に，結成を認める。（特定建設共同企業体）		
合併に向けた課題	建設共同企業体対象工事の種類及び規模について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	建設共同企業体は，合併後，特定共同企業体のみとし，対象工事の種類及び規模は，宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	契約書（建設工事）		
事業目的・内容	契約を確定させるため作成する。 地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。		
合併に向けた課題	契約書の書式、約款について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	予定価格（建設工事）		
事業目的・内容	契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	統一的な公表要領の作成に向け、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	最低制限価格・低入札価格調査（建設工事）		
事業目的・内容	低入札価格調査は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる調査基準価格を定め、その価格を下回った入札が最低価格であっても、落札の決定を保留し、入札価格の内容を調査したうえで落札者とするかどうかを決定する制度であり、最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる制度である。		
合併に向けた課題	最低制限価格・低入札価格調査どちらかに一本化するため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時までには制度の一本化について調整を行い、合併時に低入札価格調査に統一する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	入札結果等の公表（建設工事）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため、工事件名や指名業者、予定価格、全入札金額、落札業者、落札金額及び発注見通し等の事項を公表する。		
合併に向けた課題	公表する項目、時期、場所等について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公表する項目、時期、場所等について、調整を行い、合併時に、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	小規模工事		
事業目的・内容	市町が発注する小規模な建設工事及びそれらに係る修繕工事において、市町内業者を積極的に活用し受注機会を拡大することによって、市町内経済の活性化を図る。		

合併に向けた課題	本制度を導入していない自治体もあることから、統一的な制度の採用に向け調整を図る必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	原材料購入		
事業目的・内容	工事関連の原材料については、工事契約担当係において入札を執行し契約を締結する。		
合併に向けた課題	契約担当課以外で契約している自治体もあり、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時まで段階的に調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（工事関連委託）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		
合併に向けた課題	委員会は、全ての自治体において設置しているが、その具体的な職務内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	随意契約（工事関連委託）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当を除く。）		
合併に向けた課題	見積回数、設計図書の取扱い等について、各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	見積回数、設計図書の取扱い等について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名競争入札（工事関連委託）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条に基づき、技術力、信用その他適当であると認める複数の相手方を選択して、競争入札をさせ、最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	入札回数、設計図書の取扱い等について、各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	設計図書取扱い等について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	契約書（工事関連委託）		
事業目的・内容	契約を確定させるため作成する。 地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。		
合併に向けた課題	契約書の書式、約款、提出期限について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	予定価格（工事関連委託）		
事業目的・内容	契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	公表の有無、時期について、各自治体間でばらつきがあることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に、事前公表で一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	入札結果等の公表（工事関連委託）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため、業務名や指名業者、全入札金額、落札業者及び落札金額等の事項を公表する。		
合併に向けた課題	公表する項目、時期、場所等について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公表する項目、時期、場所等について調整を行い、合併時に、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	入札制度検討委員会の運営		
事業目的・内容	競争入札制度のあり方を調査研究し、公正かつ適正な入札制度の確立を図るため設置する。		
合併に向けた課題	委員会を設置していない自治体もあることから、統一的な設置要領の作成に向け調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	入札監視委員会（第三者機関）の設置		
事業目的・内容	入札及び契約手続きの過程及び運用状況を学識経験者等の第三者からなる機関の監視を受け、さらに、その意見を入札・契約制度に反映させることにより、一層の透明性の確保を図る。		
合併に向けた課題	全ての自治体で委員会は未設置であるが設置を検討しているため、統一的な設置要領等の作成に向け調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	談合情報への対応		
事業目的・内容	工事等の入札・契約において、入札談合があると疑うに足る事実がある時は、事務処理要領に基づき、的確に対応する。		
合併に向けた課題	統一的な談合情報対応マニュアルの整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	指名停止		
事業目的・内容	不正行為を行った有資格者の指名を停止する措置を通じて反省を促し、さらに不正行為の再発防止を図る。		
合併に向けた課題	統一的な指名停止基準の整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	郵便入札		
事業目的・内容	入札参加者は、指定された期日までに、指定の封筒により書留等で入札書を送付し、入札参加者から無作為に抽出した立会人の前で開札を行い落札者を決定する。郵便入札の導入は、入札参加者が会社にながら入札に参加できる点で電子入札と類似効果を有することから、電子入札導入に向けた準備段階と位置付け、円滑な移行のための環境整備を図るとともに、入札参加者が一堂に会する機会の排除による談合の防止や、入札参加にかかる経費の縮減効果も期待できる。		
合併に向けた課題	統一的な実施要領の整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	資格審査委員会の運営		
事業目的・内容	入札参加資格申請者の資格を審査するため設置する。		
合併に向けた課題	具体的な職務内容について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 委員会は、本庁にのみ設置し、各地域行政機関職員を委員として参画させるものとする。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（物品等契約）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		

合併に向けた課題	各市町において設置しているものの、規則や事務の執行形態等には差異があり調整する必要がある。
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	随意契約（物品等契約）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定して、その者を相手方として契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも、それぞれ規則等により随意契約の上限、金額に応ずる見積業者数、契約方法等が決められているため、一本化について調整する必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名競争入札（物品等契約）		
事業目的・内容	入札に参加する者を相手方の能力・技術・信用・実績をもとに選定した特定の者を通知により指名し、入札の方法により競争させ相手方を決定して契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも、方法等は概ね同じであるが、執行方法の詳細について調整する必要がある。		
調整の考え方	詳細については調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	発注標準（物品等契約）		
事業目的・内容	競争参加申請者を財務状況等により等級に区分し、能力に応じて等級別に発注するための目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	各市町とも、発注標準の設定は行っていない。今後、新市として規模が拡大するとともに必要があるか検討が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行どおりとし、必要があれば設定する。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	契約書（物品等契約）		
事業目的・内容	契約を確定させるため作成する。 地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。		
合併に向けた課題	各市町において、作成に関する状況に差異があるため、規則等を含め調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	予定価格（物品等契約）		
事業目的・内容	契約を締結する際に，その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	財務規則等にて，作成者が決まっているため，調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	入札結果等の公表（物品等契約）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため，物件名や指名業者，全入札金額，落札業者及び落札金額を公表する。		
合併に向けた課題	各市町，公表に差異があるため規則等を含め可能であるか調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	銘柄指定		
事業目的・内容	銘柄指定をすることにより，他の同質，同種製品を排除することになる。それを防止するため，金額に応じ仕様書により購入する。		
合併に向けた課題	各市町，差異があるため規則等を含め統一した考え方について調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	見本選定（被服等のデザイン・素材を重視するような物品の購入）		
事業目的・内容	デザイン・素材を重視するため実際に見本を持参させ選定会を開催した上で，購入物品を決定，見積徴取する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は実施しておらず，調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	単価契約		
事業目的・内容	一定期間にわたり供給を必要とするもので，全体の数量が確定できない場合に，その規格，単位あたりの価格，納入方法等についてのみ契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも，実施物件・契約担当・発注担当に差異があり，検討・調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	特殊物品		
事業目的・内容	各施設の正常な稼動を常時維持するために必要な物品について、事前に契約担当課長と協議し、各課において契約する。		
合併に向けた課題	特殊物品による購入が必要な施設の状況に差異があること、また、現在の通常購入（統一的に発注しているか・各課発注かなど）の方法にも差異があるため、通常購入を含め調整が必要である。		
調整の考え方	購入の方法を含め調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	売払い		
事業目的・内容	不用と認めた物品について、歳入とするため売却する。		
合併に向けた課題	各市町不用物品について処理方法（売払い・処分等）に違いがあるため、調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	検査検収		
事業目的・内容	契約の適正な履行の確保のため、給付完了の確認をする。		
合併に向けた課題	各市町とも、検査担当・検査方法に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	リース契約		
事業目的・内容	設備等を導入する際、一度に予算を使用し購入するのではなく、リース契約を通して分割して費用を長期的に負担していくこと目的とする。 地方公共団体の場合は、通常単年度予算としているため、債務負担が必要となる。		
合併に向けた課題	契約担当課について、概ね担当課で執行しているが、管理部門について統一可能か、調整をする必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	指名業者選考委員会の運営（業務委託）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。物品購入と同時審議。		
合併に向けた課題	各市町において設置しているものの、規則等の変更、事務の執行形態		

	等調整する必要がある。
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	発注標準（業務委託）		
事業目的・内容	競争参加申請者を財務状況等により等級に区分し、能力に応じて等級別に発注するための目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	各市町とも、発注標準の設定は行っていない。今後、新市として規模が拡大するとともに必要があるか検討が必要。		
調整の考え方	当分の間、現行どおりとし、必要があれば設定する。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	清掃・警備業務		
事業目的・内容	市町所有施設の清掃・警備業務については、通年での指名となることから受注機会の均等化を考慮して、各担当課で指名業者を推薦するのではなく、発注内容・件数・登録業者数を把握し、とりまとめて推薦をする。		
合併に向けた課題	発注方法等違いのある部分についてすり合わせを行い調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	調査研究業務		
事業目的・内容	各部局で実施する計画策定に係わる調査研究業務（基本構想策定・基本計画策定・基本設計等）の一部をシンクタンク（民間研究機関等）に委託する際の業者選定にあたって、付議する委員会を開催する。		
合併に向けた課題	各市町において、案件が有るところ無いところと分かれるが、処理状況等を確認し調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	他課で執行する業務委託の指導		
事業目的・内容	業務委託については予算執行課において入札・契約等を行っているため、全庁的な統一をはかる上で契約方法、指名業者の情報、契約内容等に関する相談・指導業務を行う。		
合併に向けた課題	業務委託の指導・相談体制はほぼ設けているが、今後、新市として規模が拡大する中で統一的組織が必要かどうか検討調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	条例規則関係事務		
事業目的・内容	<p>地方税法等の改正に伴い、条例・規則の引用条文に改正の必要が生じた場合は改正を行う。</p> <p>担当各部局と内容等の調整を綿密に行った上で、例規審査担当部局に審査依頼を提出し、例規審査委員会、常任委員会等にてその内容の説明を行う。</p> <p>その他、減免等独自の規則改正についても同様の手続きをとる。</p>		
合併に向けた課題	各市町で条例、規則等が異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	基本的には、各市町とも地方税法に則って条文を作成しているため、個々の事務事業の調整により変更・項目追加が必要なもの及び規則・要綱等の新設が必要なものを整理した上、宇都宮市の条文を基準に調整する。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	宛名管理関係事務		
事業目的・内容	税関係で共有する納税義務者の宛名（住所・氏名・所在地・送付先・納税管理人）を適正に運用・管理する。		
合併に向けた課題	各市町間において転出した同一人を把握するとともに、管理データの増加に伴う宛名コードの桁数の対応、各市町で相違するシステム提供者の調整等が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、関連事務の処理方法についても宇都宮市を基準に調整し、端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	収納・滞納オンライン関係事務		
事業目的・内容	事務の効率化、迅速化のため、納税者の収納状況の管理および滞納管理（滞納処分、分納、記事等）を電算システムで行う。		
合併に向けた課題	<p>管理するデータの内容について宇都宮市と各町で相違するなどシステムが異なるため、一元化する必要がある。</p> <p>また、関係市町間において転出した同一人を把握する必要がある。</p>		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、関連事務の処理方法についても宇都宮市を基準に調整し、端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	固定資産評価審査委員会関係事務		
事業目的・内容	固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、納税通知書の交付を受けた日から60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることから、その審査決定を行う。		

合併に向けた課題	委員の人数，人選，現職者の任期の扱い等，人事面について調整する必要がある。
調整の考え方	地方税法の規定により市町村単位に設置されるものであり、制度上の差異はないことから、運営面について宇都宮市の制度を基準としながら調整を図る。

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	収納対策本部関係事務		
事業目的・内容	地方分権の本格化に伴う自主財源の確保や市町税及び使用料・手数料等の負担の公平性を保つため、全庁的な視点に立って収納対策を推進するために、市町税等収納対策本部を設置し、基本方針の策定、実施計画の策定・進行管理等を行って滞納整理の強化を実施する。		
合併に向けた課題	合併後の組織及び支援体制について統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも収納対策本部組織を設置（予定含む）しており、活動の必要性については認識が共通であることから、宇都宮市の制度を基準に組織体制及び支援の範囲等を調整する。		

中分類	税制税務	小分類	固定資産税
事業名称	総務省提出資料等作成事務		
事業目的・内容	概要調書，評価変動割合，総評価見込み，基準地・標準地調査などの各種書類を作成し，総務省へ提出する。		
合併に向けた課題	概要調書等の各種書類は，電算システムのデータをベースに作成されるため，各市町の電算システムを統一し，同システムへ各市町の課税データを円滑に移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している電算システムが異なることから，宇都宮市の電算システムへの統一を前提に，各町の課税データが円滑に移行できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	当初賦課事務		
事業目的・内容	財政の主要な歳入財源である個人市町・県民税を適正に課税するため，給与支払報告書の提出，市町・県民税申告及び確定申告の受付等により収集した各種課税資料により課税計算を行い，納税義務者に納税通知書を送付する。		
合併に向けた課題	各市町においての各種データ入力方法と磁気媒体の活用状況，住民税・確定申告書の受付方法・納税通知書の発送日，及び税率（均等割），非課税基準の調整が必要になる。		
調整の考え方	均等割税率については，平成16年度の税制改正により，人口規模に係わらず全国一律3，000円に統一されたため，調整不要となった。 その他項目については，宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	賦課更正事務		
事業目的・内容	当初課税後、受付された賦課資料を入力することにより所得、所得控除を更正し、税額を変更する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自の電算処理による賦課更正を行っているが、各町は電算処理を民間に委託しているため、データ入力・処理方法、処理の時期が異なるため、調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	事後調査に関する事務		
事業目的・内容	公平・適正課税を確保するため、当初課税で個人が特定できずに不明となっている給与支払報告書調査（不明給報調査）や前年度に報告実績があつて当該年度に報告のない事業所調査（給報未提出事業所調査）、課税資料の扶養人数と扶養データベースの人数が一致しない者の調査及び処理（扶養不一致処理）、所得不明者に対する申告書送付（追加申告受付）及び現地調査等を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では調査の大部分は対象者等を電算システムで抽出しており、電算処理を委託している各町のデータを共通の電算システムで利用可能なデータに変換しないと調査が困難である。 また、調査種別や手法等についても調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	特別徴収に関する事務		
事業目的・内容	給与所得者の住民税については、給与の支払者を特別徴収義務者として指定することにより、年税額を6月から翌年5月まで分けて、給与の支払いをする際毎月徴収して、納入させている。 給与所得者に異動（退職・転勤等）が生じた場合は提出された異動届出書を処理し、普通徴収への切り替え等を行う。また退職所得に対しての分離課税に係る住民税も徴収し、納入させている。		
合併に向けた課題	宇都宮市では独自の電算システムを持っているが、各町では電算業務を委託しているため、事務処理の手法、業務の流れ（期間）について調整の必要がある。 また、合併後、特別徴収事業所の指定番号をどのように統合するか、各市町で異なる過年度分賦課データの管理をどのように行うか検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	納税者に天災，その他特別の事情がある場合において，個人市町・県民税の減免を必要とすると認める者等に限り，各市町税条例等の定めるところにより，市町・県民税を減免する。		
合併に向けた課題	各市町において差異のある，減免の根拠となる条例及び施行規則の減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の減免基準に基づき調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	課税事務の正確性確保や効率化を図るため税オンラインを運用する。		
合併に向けた課題	独自の電算システムを運用しているのは宇都宮市のみで，各町は電算処理を委託しているため，課税データの入力・処理・更正等について綿密な調整が必要である。 また，過年度データについては，少なくとも7年分のデータ更正が可能となるよう調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	歳入の根幹である個人市町・県民税の特別徴収・普通徴収それぞれの調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では独自の電算システムを持っているが，各町では電算業務を委託しているため，事務処理の手法，業務の流れ（期間）について調整する必要がある。 また，各市町で異なる過年度分の調定に関するデータ管理をどのように行うか調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	申告・調定処理事務		
事業目的・内容	法人等市町民税の申告書を受付し，内容点検，エラー修正を行った後，調定額を集計する。		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，過年度申告データの管理や入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	税額更正・決定事務		
事業目的・内容	<p>国税資料や県税事務所からの課税標準額等の通知書により，課税標準額が異なることを発見したときに税額の更正を行う。申告のない法人に関する通知書がある場合は，税額を決定する。</p> <p>法人からの更正の請求書が提出された場合は，減額更正を行う。</p>		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，データ入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	設立・変更に関する事務		
事業目的・内容	<p>法人の設立や支店設置に関する届出，法人の本店所在地等の変更届，支店廃止などの届出を受け付ける。</p>		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，データ入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	各市町で同様の事務を実施していることから，宇都宮市と各町で異なる電算システムを，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，原則として宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	未申告法人等の実態調査に関する事務		
事業目的・内容	公平・適正課税を確保するため，未申告法人や未登録法人などの実態調査を行う。		
合併に向けた課題	各市町で差異のある調査方法について，調整の必要がある。		
調整の考え方	各市町での調査方法に異なる部分があるが，原則として宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	<p>公益性の高い法人等に対し，各市町税条例等の定めにより申請を受け，その内容について審査し，均等割を減免する。</p>		
合併に向けた課題	条例及び施行規則に定める減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	市町間で減免基準が異なるため，原則として宇都宮市の基準により調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	<p>事務処理の正確性確保や効率化を図るため，申告書用紙の打ち出し，調定処理，異動届内容の入力処理などについて，税オンラインを運用する。</p>		

合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで利用している電算システムが異なるため、データ入力処理等について、調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の税オンライン運用を基準に調整する。

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	法人等市町民税調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで利用している電算システムが異なるため、事務処理の手法や業務の流れ（期間）について調整する必要がある。 また、過年度分の調定に関するデータ管理をどのように行うか調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	納税通知書等管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税を賦課徴収するため、納税通知書並びに課税資産明細書を納税者あてに同時に発送する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで異なる電算システムの統一及び円滑な課税データの移行が必要になるとともに、納税通知書、課税資産明細書の様式統一と納税者、金融機関への周知を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町とで異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の課税データが円滑に移行できるよう調整するとともに、納税者、金融機関への周知についても調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	税額更正・調定管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税、国有資産等所在市町村交付金及び特別土地保有税の当初賦課に伴う調定及び賦課更正に伴う調定更正などの管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで異なる電算システムの統一及び円滑な課税データの移行、保存データの様式・管理方法等の統一が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町とで異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の課税データが円滑に移行できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	納期・縦覧管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税については、納税の利便性を図るため年4回の納期を定めており、第1期の納期限によって縦覧を行う期間が異なる。		

合併に向けた課題	<p>納期については、月は同一であるがそれぞれの始期・終期の日付に差異があり、統一の必要がある。</p> <p>また、縦覧期間取扱いについて差異はないが、各支所における縦覧取扱いやそれに伴うデータの保管について調整する必要がある。</p>
調整の考え方	<p>納期については、宇都宮市の制度に統一する。</p> <p>縦覧期間については各市町で同様の取扱いをしていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>支所における縦覧取扱いについては、住民の利便と効率を考えた上で、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	軽減措置（減免・不均一等）管理事務		
事業目的・内容	<p>固定資産税・都市計画税は、公益性や国の政策的な意図などにより地方税法で非課税、課税標準の特例、税の軽減措置を講じている。各市町においても同様の趣旨により課税免除、不均一課税、減免措置を講じることができる。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で制度の有無が異なるため、課税免除、不均一課税、減免制度を統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>課税免除や不均一課税を実施しているのが宇都宮市のみであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	登記済通知等による納税者情報等管理事務		
事業目的・内容	<p>固定資産税を課税する上で必要不可欠な納税義務者の情報（住所、氏名、納税管理人、送付先など）を管理する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で異なる納税義務者の情報管理システムの統一と情報データの円滑な移行、登記済通知処理方法・管理方法の統一が必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の情報が円滑に移行できるよう調整するとともに、登記済通知の円滑な処理と管理が行えるように調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	登記済通知による表示変更処理事務		
事業目的・内容	<p>翌年の課税のために、分合筆、地目変更、地積更正、地図訂正などの法務局からの情報をもとに電算システムなどを使用して課税の基礎となるデータを作成する。</p>		
合併に向けた課題	<p>表示変更処理は電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>各市町で異なる電算システムについては、宇都宮市のシステムを基準とし、早期に統一できるよう調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地地目，画地認定事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現年度中に地目や土地の利用が変更になった場合に，現地調査を実施し課税地目や画地の認定を行う。		
合併に向けた課題	各市町で認定基準・取扱要領等の運用が異なるため，これらを調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに，各市町で異なる課税上の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地評価事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現地調査を実施し課税地目や画地の認定後，補正や比準割合を決定する。		
合併に向けた課題	各市町で補正表・比準割合等の運用が異なるため，これらの基準等を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いについては，宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電算入力・確認事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現年度中に地目や土地の利用が変更になった場合に，現地調査を実施し課税地目や画地の認定・補正や比準割合を決定後，電算端末機で入力し，結果を確認する。		
合併に向けた課題	独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムについては，宇都宮市のシステムを基準とし，早期に統一できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	登記済通知による権利移転処理事務		
事業目的・内容	翌年課税の納税義務者を確定するため，所有権移転通知の情報を土地台帳に反映させる。		
合併に向けた課題	権利移転処理事務は電算システムでの入力により行われるが，独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地の税額更正事務		
事業目的・内容	納税義務者等からの申出により，現・過年度課税誤謬が判明したものについて，現地調査，過去の課税台帳，航空写真等を調査し，土地の税額を更正する。		

合併に向けた課題	<p>上河内町以外は、各市町の規則に基づき、税法の規定を超えて10年間返還する制度があるため、それに合わせた期間の更正事務を行っているが、上河内町では税法上定められた5年間の還付及び更正しか行っておらず、更正期間の統一が必要となる。</p> <p>また、課税データの管理状況と更正事務に使用する電算システムが各市町で異なるため、それらの統一も必要となる。</p>
調整の考え方	<p>各市町で異なる更正期間・過年度データの管理状況（航空写真の整備状況等）・電算システムについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整・整備する。</p>

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地改理事業換地に伴う事務		
事業目的・内容	換地により閉鎖された土地については、翌年、新地番にて評価を行う。その際、地積・形状・利用状況が従前地と異なるため、全筆の地目・画地等を現地調査し、評価する。		
合併に向けた課題	土地改理事業換地に伴う事務は、最終的には電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地区画整理事業換地に伴う事務		
事業目的・内容	換地により閉鎖された場合、翌年、新地番にて評価を行う。その際、地積・形状・利用状況が従前地と異なるため、全筆の地目・画地等を現地調査し、評価する。		
合併に向けた課題	土地区画整理事業換地に伴う事務は、最終的には電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	区画整理事業実施地区の仮換地評価事務		
事業目的・内容	区画整理事業実施地区の中で、仮換地として指定され、使用収益が確認された場合、仮換地課税を実施している。その際、現地調査及び電算入力を行う。		
合併に向けた課題	区画整理事業実施地区の仮換地評価事務は、最終的には電算システム		

	での入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、区画整理事業に対する課税方針や換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として区画整理事業に対する課税方針や換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	農地転用許可及び届出に伴う評価見直し事務		
事業目的・内容	農地法による農地転用許可等を受けた土地については、従前地の農地と比べると土地に内在する潜在価値が異なるため、当該農地全筆を調査し、評価を見直す。		
合併に向けた課題	農地転用許可を受けた土地の評価見直しは最終的に電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、農地転用を受けた土地に対する価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一調整するとともに、各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	建築概要、家屋滅失による処理事務		
事業目的・内容	家屋の状況を把握するため、新增築、滅失の資料により現地調査を行う。		
合併に向けた課題	各町の徴税吏員は同一地域の土地・家屋の担当を兼務し土地・家屋の異動を一括して処理しているが、宇都宮市の徴税吏員は土地または家屋のいずれかのみを担当となっており土地・家屋の処理を個別に行っているため、事務処理の方法を調整する必要がある。		
調整の考え方	これまでの事務処理量（異動件数）や市域の拡大に伴う事務量の増加等を踏まえ、より専門化、事務分担の細分化を図る必要があることから、宇都宮市の事務処理方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	住居表示による処理事務		
事業目的・内容	住居表示の実施により町名が変更になる土地を把握し、町名変更一覧表を処理して住居表示所管課へ提出する。 また、住居表示に係る地籍図修正原案を作成する。		
合併に向けた課題	現在は宇都宮市のみが実施しているが、今後各町においても実施することが予想されるため、対応方法等を整備する必要がある。		
調整の考え方	この事務を実施しているのは宇都宮市だけであることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	共用土地管理事務		
事業目的・内容	分譲マンションの土地の課税は、通常の共有土地の課税とは異なり、家屋の占有持分割合を基礎に土地の税額を按分し、別のプログラムで管理している。		
合併に向けた課題	共用土地管理事務は最終的に電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、土地の分割課税については、現在、実施している2市町は、同様な考え方で課税しているが、登記簿の敷地権割合と家屋の占有部分の割合が相当異なる場合の対応について、統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として分譲マンションの土地課税の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	状況類似地区の見直し事務		
事業目的・内容	定期的（3年毎）に行われる評価替えにあたり、道路共用開始・公共施設の新設など価格事情に影響する要因が変わった場合、状況類似地区を見直す。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町における状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いが異なり、各市町の境界線付近の標準化を図ることが必要であるため、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地籍調査完了地区処理事務		
事業目的・内容	地籍調査完了地区は、地積・地目・形状等が変更になるため、現地調査し評価を見直す。		
合併に向けた課題	同時期に地籍調査が終了した地区において、1月1日（賦課期日）現在の登記地積が新旧混在している場合、地積が相当に増えた場合、税額が相当に増額になった場合の特例措置について、各市町で取扱いが異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる地籍調査完了地区処理事務における土地の評価及び課税上の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	私道非課税認定基準による申出処理事務		
事業目的・内容	私道について原則課税であるが、一定の条件を備え、公共性があるものについては、申請の年度から非課税とする。		
合併に向けた課題	取扱基準等の運用が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる私道非課税認定基準の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	課税取消（保留）運用基準による申出処理事務		
事業目的・内容	土地登記簿はあるが、地籍図・公図等に表示がなく、場所が特定できない土地については、所有者からの申出により課税取消・課税保留の処理をする。		
合併に向けた課題	課税取消（保留）の基準が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる課税取消（保留）運用基準に係る土地の評価及び課税上の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	減免運用事務		
事業目的・内容	公共性、公益性があるものについて、首長が必要と認めるものを減免する。		
合併に向けた課題	減免運用の基準が各市町で異なり、また減免率も異なるため、取扱基準の統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる減免運用の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地籍図管理事務		
事業目的・内容	地籍図は、課税資料として税法上に位置付けられているため、毎年、前年の1月から12月までの分合筆、地図訂正等の表示変更を地籍図に反映させる。		
合併に向けた課題	地理情報システムを導入した場合、各町の導入時期の検討が必要となる。また、すべての市町で地理情報システムを導入した場合、現在の課税図面の取扱いについて検討を要する。		
調整の考え方	各市町で異なる地籍図の管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	表示異動資料管理事務		
事業目的・内容	課税上、過去の経過を残すため、分合筆、地図訂正等の申請書及び図面をマイクロフィルムに撮影する。		
合併に向けた課題	マイクロによる保存、電算図面による保存、紙の保存があるため、統一した保存方法の検討が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる表示異動資料の管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	価格調査事務		
事業目的・内容	前年度の土地購入者に対して、購入価格等についてアンケート用紙を送付して、今後の評価の参考にする。また、農地、山林の精通者に売買		

	価額を聴取し、その価額を基礎に正常売買価額を検討する。
合併に向けた課題	精通者価格調査については、精通者の構成・人数・謝金及び価格把握の地点数が異なるため、統一する必要がある。
調整の考え方	各市町で異なる価格調査方法及び取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	標準宅地の選定事務		
事業目的・内容	定期的（3年毎）に行われる評価替えに向けて、価格形成要因が変わった状況類似地区の見直しをした場合は、既存標準宅地の選定替えや新規標準宅地の選定を行う。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる標準宅地の選定事務について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	標準宅地の鑑定評価事務		
事業目的・内容	3年に1度の評価替えに際し、土地評価の基礎になる標準宅地の価格評価を不動産鑑定士に委託する。また、据え置き年度においても、地価の下落が認められる場合は、市町村長の判断により評価額の下落修正ができるが、委託する標準宅地数が少ないため、ある程度類似している地区の平均的な標準宅地の鑑定を委託する。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件・地区設定の範囲・標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。また、下落修正を実施する判断基準を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる標準宅地の鑑定評価事務について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	路線価付設事務		
事業目的・内容	市町内の路線価地区内の価格を付設するために、各標準宅地の路線価格を基に比準表によって、その他の路線価格を算出する。また、算出した価格について、隣接路線や税務署路線価との均衡を図るとともに、前年度価格と現年度価格を比較して、近隣の路線価との下落率との均衡も図る。		
合併に向けた課題	価格形成要因対象項目・データの把握方法・主要な街路からその他の街路の価格を付設する際の各要因比較のための比準表（比準項目）の統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる価格形成要因対象項目・データの把握方法・主要な街路からその他の街路の価格を付設する際の各要因比較のための比準表（比準項目）について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地評価データ管理事務		
事業目的・内容	路線価公開図と資産評価システムセンターへの路線価公開データを管理する。		
合併に向けた課題	資産評価システムセンターへのデータ作成は、業者委託と職員対応に分かれており、統一した対応を検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、同システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いや行政境界の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	不明地解明事務		
事業目的・内容	土地登記簿はあるが、地籍図、公図等の図面表示がなく、位置が特定できない土地については、過去の分合筆等の歴を調査し、総合的な観点から不明地として課税取消（保有）が妥当か否かを判断する。		
合併に向けた課題	不明地については、課税（取消）保留が相当か否か順次判断していくために、統一した基準が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる不明地として課税取消（保有）が妥当か否かを判断する基準について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地理情報システムによる固定資産税課税データ管理事務		
事業目的・内容	デジタル地番図に課税データの関連付けをして、現地調査図面作成の短縮化、補正等の自動計算、地目・画地認定、住宅用地特例の確認ができ、課税の適正化を図る。		
合併に向けた課題	各市町で未導入であるが、今後の導入にあたっては課税データの調整等が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市に基本となるシステムがあることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電子帳票管理事務		
事業目的・内容	ホストコンピュータに保管する課税データ及び名寄帳は、一定期間しか保存できないため、保存期間の過ぎた課税データ及び名寄帳をCD等の別形式で保存し、資産税担当部局のパソコンで検索できるようにする。		
合併に向けた課題	CD保存・サーバ保存・紙保存の保存方法があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電子帳票管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電算運用管理事務		
事業目的・内容	当初課税，期別更正の電算処理，総務省への提出書類の基礎資料など電算処理に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	独自電算システムを修正する手法と業者電算システムを修正する手法の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	税制改正対応事務		
事業目的・内容	税制改正により，電算システムを修正する。		
合併に向けた課題	独自電算システムを修正する手法と業者電算システムを修正する手法の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	市町間で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋異動調査事務		
事業目的・内容	家屋に関する固定資産税及び都市計画税を賦課するため，新增築・滅失等の異動家屋についての現地調査や総評価見込み，年末年始完成状況の調査等を行う。		
合併に向けた課題	調査方法等の統一及び広域化をカバーするための調査体制の整備を検討する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋評価システム管理事務		
事業目的・内容	家屋評価事務の迅速化，正確化のために導入している，評価システムの運用，データ管理，変更更新等（ハード・ソフト両面）を行う。		
合併に向けた課題	評価システムの導入状況や導入機種が各市町で異なっているため，統一した評価システムを決定し，導入（変更）する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	課税データ処理（税オンラインシステム）事務		
事業目的・内容	課税データの管理，効率的運用のため，調査・評価等の作業後の課税家屋データ及び更正処理等の課税に関するデータを，電算システムに入力する。		
合併に向けた課題	データの管理・運用の方法が各市町で異なるため，システムを一元化する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	課税台帳・補充課税台帳の管理事務		
事業目的・内容	課税台帳・補充課税台帳（電子情報・紙）の管理を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電子情報のホストを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋平面図，評価資料の管理事務		
事業目的・内容	家屋調査票・平面図及び評価資料（紙で保存）の管理を行う。		
合併に向けた課題	管理場所及び保管方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	未登記家屋の認定・変更事務		
事業目的・内容	未登記家屋の所有者（納税義務者）の認定等家屋補充課税台帳記載事項の把握及び同記載事項変更の際の手続きを行う。		
合併に向けた課題	台帳記載事項の認定・変更に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	非課税家屋の認定事務		
事業目的・内容	非課税家屋の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	認定に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	特例・不均一課税適用の認定事務		
事業目的・内容	特例・不均一課税適用の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	認定に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	災害等による減免の認定事務		
事業目的・内容	災害等による減免の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	減免規定（条例）や災害等の減免の認定基準を統一する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	航空写真による異動家屋調査事務		
事業目的・内容	航空写真を利用して、通常調査で把握できなかった異動家屋を把握・調査することにより、適正・公平な課税を行う。		
合併に向けた課題	実施の有無、内容が各市町で異なるため、実施方法の統一と未実施区域の対応について実務上の調整をする必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	建物登記済通知書処理事務		
事業目的・内容	表示及び権利の異動に関する登記済通知を受け、家屋課税台帳の登録事項の登録及び変更処理を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電算システムを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	評価替えに伴う処理事務		
事業目的・内容	既存分家屋の評価額再計算及び新基準対応の評価システムの修正を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電算システムを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	建築計画概要書処理事務		
事業目的・内容	新增築家屋把握の資料として、建築計画概要書の写しを利用する。		
合併に向けた課題	建築計画概要書(写)の集約、管理方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併後は全て市建築指導課扱いとなるので、現在の宇都宮市の方式を継続するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告書発送事務		
事業目的・内容	固定資産の納税義務がある償却資産の所有者に、毎年12月に申告書を発送し、1月1日現在における償却資産について、課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告してもらう。		
合併に向けた課題	様式も法令で定められているため、申告書、種類別明細書の様式について大きな違いはないが、細部の調整を図る必要がある。 また、税理士宛一括で申告書を送付する取扱方法について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも電算システムを通して申告書を出力しているため、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、様式の細部等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告書発送補助事務		
事業目的・内容	<p>申告書発送の事前準備として、顧問税理士に直接申告書を送付する顧客の照会、少額資産所有事業者や新規個人事業者に資産の所有状況等の照会を実施する。</p> <p>未申告者に対し、申告書の提出を促すため、電話による催告、催告書の発送及び申告書の再送付を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>事前照会については、実施と未実施の市町があるため、調整する必要がある。</p> <p>また、未申告者に対する催告書の様式、発送時期・回数についても統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	申告書送付に係る事前照会については、宇都宮市独自で実施している事務があるため、未申告者への催告と併せて宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	企業の設備投資照会事務		
事業目的・内容	歳入予算編成の参考とするため、一定要件を満たす納税義務者から対象者を抽出し、設備投資（見込）額等を照会する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では、ほとんど実施されていないため、予算編成方法と併せて検討しなければならない。		
調整の考え方	宇都宮市以外では上三川町で電話照会を実施しているのみで、文書による照会を行っている町はないため、実施にあたっては宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告資産調査事務		
事業目的・内容	新規事業者を把握するため、個人・法人市民税の確定申告書・設立届や、官公署等への協力要請に基づき、国税資料を閲覧することにより課税資料の収集を行う。		
合併に向けた課題	閲覧する資料の種類や対象者の要件について統一する必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市がより多くの種類の課税資料の収集を行っているため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告対象者調査事務		
事業目的・内容	<p>未申告者に対し、申告書を提出するよう催告を行い、適正かつ公平な課税に努める。</p> <p>申告が済んでいる事業者に対しても、申告された資産内容が正しいかどうか確認するため、実地調査を行い、正確な申告ができるよう指導する。</p> <p>申告書郵送戻り分について、不明調査を行い、正しい課税客体の把握に努める。</p>		

合併に向けた課題	実地調査について、実施と未実施の市町があるため、実施方法も併せて調整を図る必要がある。
調整の考え方	未申告調査、不明調査については各市町とも実施状況に大きな差はないため、未実施の町もある実地調査と併せて宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	納税通知書発送事務		
事業目的・内容	納税者から固定資産税を徴収しようとするときは、納税者に対し、文書で納付の告知をしなければならないため、電算システムにより、評価計算を行い納税通知書を出し発送している。		
合併に向けた課題	発送日等について統一を図るとともに、宇都宮市以外の各町は、土地・家屋と償却資産を合算して納税通知書を作成しているため、納税通知書の様式等についても調整しなければならない。		
調整の考え方	電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、様式等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	評価計算管理事務		
事業目的・内容	受け付けた申告書を基に、評価に必要な賦課期日における償却資産の価格等を電算システムに入力し、課税標準額及び税額を計算する。なお、入力データについては、確認リストとの照合を行う。		
合併に向けた課題	評価計算に関する電算システムへの入力方法、申告様式に応じたデータの登録等について調整しなければならない。		
調整の考え方	電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、事務の細部については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	大規模償却資産処理事務		
事業目的・内容	大規模償却資産の課税標準の特例通知書を納税義務者及び県知事に送付するほか、大規模償却資産課税定額調を県に報告する。		
合併に向けた課題	課税標準の特例通知書の様式、発送時期について調整するとともに、大規模償却資産の所在の有無や課税定額を超えた部分の取扱いについて現状を把握しておく必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市に最も多くの大規模償却資産が所在しており、県への報告も宇都宮市で取りまとめるのが合理的と判断されるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	税額更正・調定事務		
事業目的・内容	当初課税以後、固定資産の価格等の登録に移動があった場合、価格等を決定・修正し、電算処理により税額を計算し、該当納税義務者に納付書、更正通知書等を送付する。		

合併に向けた課題	<p>税額更正処理の時期及び回数，調定報告書，価格等修正・決定通知の様式の統一を図る必要がある。</p> <p>また，過年度更正の遡及年度についても調整する必要がある。</p>
調整の考え方	<p>税額更正を電算処理により行うことは特に問題はないが，過年度更正の実施状況が市町間で異なっているため，税の公平性や納税者への負担増を考慮しながら宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	課税台帳管理事務		
事業目的・内容	<p>固定資産の状況・価格等を明らかにするため，課税台帳の備え付けが定められており，申告及び調査に基づいて，償却資産の価格等が決定されると課税台帳に登録される。課税台帳登録事項については，電算システムや紙ベースによる管理を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>電算システムや電子媒体による管理か，紙台帳による管理か，または併用していくかを検討しなければならない。</p>		
調整の考え方	<p>課税台帳の管理方法については各市町間で異なっているため，実状をよく把握し，十分に検討を重ねたうえで最終的に宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	軽減措置管理事務		
事業目的・内容	<p>軽減措置（課税標準の特例，非課税，減免，不均一課税）に該当すると思われる資産を取得している納税義務者から提出された申請書を審査し，適用が承認された場合には，軽減内容を管理している該当コードにより電算処理を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>軽減措置情報のコード管理や申請書様式，条例・施行規則について統一を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>課税標準の特例，非課税については，地方税法の規定等により市町間の取扱いは共通であるが，減免，不均一課税については要件等が異なるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整をする。</p>		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	家屋分離課税管理事務		
事業目的・内容	<p>家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付け付帯設備について，償却資産としての要件を満たすものについて当該取り付けた者を所有者とみなし，固定資産税（償却資産）を賦課する手続きを行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>当該取扱いについての法整備に伴う各町での実情を把握したうえで，十分に調整していかなければならない。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市以外の各町においては該当数が少ないため，従来の扱いを踏襲しつつ，宇都宮市の実施要領及び新規市税条例を参考に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	電算運用管理事務		
事業目的・内容	現在の償却資産に関する申告，賦課及びその他の業務は，すべて電算システムを通して行う。 データ処理や帳票出力等の全部または一部を電算処理業者に委託する。		
合併に向けた課題	各市町で使用している電算システム及び帳票様式について統一を図る必要がある。		
調整の考え方	関係市町において，宇都宮市だけが独自の電算システムを所有しており，各町は外部業者に委託している。また，各町システム運用にも差があるので，宇都宮市の電算運用システムを基準として統一することを前提に調整を図る。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	課税登録・標識交付に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税対象車輛の課税台帳の登録及び抹消を行う。 原動機付自転車・小型特殊自動車等について課税標識の交付及び回収を行う。		
合併に向けた課題	標識交付については，平成16年4月1日に申告書の様式が全国统一されているが，上三川町のみ旧様式を使用しているため，合併時には新様式への統一が必要となるため，住民及び販売業者に対して事前の周知が必要となる。 課税登録については，申告書の保管方法や電算システムの調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	賦課・調定事務		
事業目的・内容	地方税法および条例に基づき、軽自動車税を課税する。		
合併に向けた課題	電算システムの調整，事務量増加への対応が必要である。 また，税率が異なるため，調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	身体障害者や，公益に使用する車輛の所有者に対する課税を減免する。		
合併に向けた課題	各市町において，減免の根拠となる条例及び施行規則の減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税電算システムにより，課税台帳を管理する。		
合併に向けた課題	それぞれ異なる電算システムを運用しているため，調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税の調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	電算システムが異なるため，事務処理の方法・業務の流れについて調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	たばこ税
事業名称	たばこ税賦課関係事務		
事業目的・内容	卸売販売業者が，各市町内の小売販売業者や消費者に売り渡したたばこに対して課税する。		
合併に向けた課題	電算システムが異なるため，事務処理の方法・業務の流れについて調整する必要がある。		
調整の考え方	地方税法の規定に基づき，税率，課税免除，返還控除の取扱いが各市町すべて同一であることから，電算システムの運用も含めて，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	入湯税
事業名称	入湯税賦課関係事務		
事業目的・内容	環境衛生施設の整備等を目的として，入湯客に対して課税する。 宇都宮市のみ課税実績があり，宇都宮市においては，12歳未満の者及び市内居住の60歳以上の者，その他市長が認める者が課税を免除され，上河内町においては，小学生以下の者，その他町長が特別な事情があると認める者が課税を免除される。		
合併に向けた課題	課税免除の対象者が宇都宮市と上河内町で異なるため，統一を図る必要がある。		
調整の考え方	原則として合併前までに宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	賦課	小分類	鉱産税
事業名称	鉱産税賦課関係事務		
事業目的・内容	市町内で鉱物を掘り出した者に対し，鉱物の売り渡し価格に応じて課税する。		

合併に向けた課題	他税における電算システムの調整状況に応じ、上河内町における課税実績データの保存方法を検討する必要がある。
調整の考え方	課税団体が上河内町のみであることから、条例条文及び電算システム稼働の可否については宇都宮市の制度を基準に整理調整し、課税実務に関する運用、課税データの管理保存等関係する事務については、上河内町の手法を基本に新市に引き継ぐ。

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	納税相談関係事務		
事業目的・内容	市町税について、債権確保のため督促を始めとする滞納整理事務を執行することを目的とし、文書・電話による催告、臨戸徴収及び納税相談を行う。		
合併に向けた課題	事務の基本は、国税徴収法を機軸として執り行われており、大筋では差異はないが、電算システムなど細部について調整が必要である。		
調整の考え方	文書・電話による催告・臨戸徴収・納税相談については、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	市町外居住者に対する滞納整理関係事務		
事業目的・内容	市町税について、債権確保のため督促をはじめとする滞納整理事務を行う。		
合併に向けた課題	実施の有無や手法が各市町で異なり、調整を要する。		
調整の考え方	上河内町において、特に他の滞納者と区別した扱いはしていないなど、運用が異なるが、合併後は宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	納付委託関係事務		
事業目的・内容	市町税納付の履行の裏付けとして、手形等の有価証券を受領する。そして、納税者または特別徴収義務者に代わり、その有価証券を支払人に提示して現金を受領し、その現金をもって納税者または特別徴収義務者に代わって納税する。		
合併に向けた課題	各市町の取扱いに大きな差異はないため、課題は特にない。		
調整の考え方	国税徴収法に則り、宇都宮市の制度（事務）を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	催告状発送事務		
事業目的・内容	納税者が、納付すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付の履行を促すために催告状を発送する。		
合併に向けた課題	催告の時期・様式・頻度等について、若干の差異があり、調整する必要がある。		
調整の考え方	催告の時期・様式・頻度等については、宇都宮市の手法を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	延滞金納付書発送事務		
事業目的・内容	納期限後に収納された市町税について、延滞金の納付書を発送する。		
合併に向けた課題	延滞金の納付書を発送していない町があるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	上河内町及び河内町では延滞金納付書を発送していないが、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	不明公示関係事務		
事業目的・内容	徴収金の徴収又は還付に関する書類は、郵送による送達又は交際送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するが、これらの送付先が明らかでない場合又は送達に関し困難な事情がある場合は、その送達に代えて公示送達する。		
合併に向けた課題	各市町の取扱いに大きな差異はないが、公示場所等、若干の調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市の手法を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	高額滞納徴収関係事務		
事業目的・内容	滞納額が高額な者を抽出し、滞納整理事務を行う。		
合併に向けた課題	上河内町及び河内町では滞納額による区分は行っており、また、高額滞納を区分している宇都宮市と上三川町でも、額基準に差異があるため、調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、各町の滞納額の実態を考慮して調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	訪問収納関係事務		
事業目的・内容	滞納市町税及び国民健康保険税の滞納整理を効率的かつ計画的に行うため、職員管理分の後方支援として、非常勤嘱託員を活用して訪問による徴収及び納税指導を行う。併せて市町税等の口座振替制度の勧奨を強化し、納期内納付の向上を図る。		
合併に向けた課題	嘱託員の管理及び運用に差異があるため、宇都宮市の制度を基準に運用するためには、嘱託員の業務内容や雇用条件等を見直す必要がある。 宇都宮市の徴収体制に移行した場合、嘱託員制度の実効性を担保するには、現行の異なる徴収組織の一元化と組織全体の見直しが必要である。また、一元化した場合、税システムの相違による事務量の増加が予想され、事務効率の低下が懸念されるため、早急なシステムの修正及び開発が必要である。		
調整の考え方	嘱託員の業務及び報酬に差異があるため、宇都宮市の制度を基準に地域性を考慮して調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	夜間収納窓口業務		
事業目的・内容	納付機会の拡大のため業務時間を延長して行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、実施範囲、実施場所、実施時間等の検討が必要である。		
調整の考え方	地域における需要分析および他の部局との調整（合併後の組織編成を含む）が必要となるが、基本的には宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	文書送達関係事務		
事業目的・内容	納税者に対する通知は、原則として書類で行われ、その到達により効力を生じるものであり、普通郵便や配達証明、簡易書留、差置送達、公示送達を用いる。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	徴収猶予関係事務		
事業目的・内容	<p>納税者が、災害や親族の病気また事業廃止等の事情のため、租税を差押等により強制的に徴収することが適当でない場合に、1年以内の期間を限度として徴収を猶予する。</p> <p>納税者の申請に基づいて行われ、猶予金額が50万円以下の場合を除いて不動産、有価証券等の担保を徴した上で、分割納付や納付委託により適宜徴収を行う。</p>		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	不納欠損関係事務		
事業目的・内容	納税者が、滞納処分をすることができる財産がない場合や、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど滞納金を徴収することが困難の場合、不良債権として滞納処分の停止を行う（執行停止、即時停止）。執行停止が3年間続いたときは徴収権が消滅する（不納欠損）。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	督促状発送事務		
事業目的・内容	納税者が、納付すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付履行を請求するために督促状を発送する。なお、この督促状の有無が、後の滞納処分に影響を及ぼす。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、各市町の事務に大きな差異はないが、督促状の手数料に関する検討を要する。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	差押関係事務		
事業目的・内容	市町税が納期限までに納付されない場合に、時効回避と換価を目的として財産を保全する。債権（家賃、工事代金、売掛金、預金、確定申告還付金等）、電話加入権、不動産等が対象になる。		
合併に向けた課題	滞納処分で、差押を実施しているか否かで各市町で違いがあり、一つの自治体として徴収事務の統一性を図るため、差押処分を含めた滞納処分のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	国税徴収法に基づく事務であり、基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	換価関係事務		
事業目的・内容	徴収確保のため、差押財産（債権、電話加入権、不動産）を取立や公売、また裁判所の競売配当により回収した代金を徴収金に充てる。		
合併に向けた課題	国税徴収法に基づく事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	収納管理	小分類	税制関係
事業名称	調定管理関係事務		
事業目的・内容	地方公共団体の歳入である市町税について、現年、滞納繰越、延滞金の収入金額を決定する調定事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町の納税管理の電算システム及び出納会計システムが異なっており、調整する必要がある。		
調整の考え方	出納会計システムは原則的に宇都宮市のシステムを基準に統一される予定であり、各町とも税務管理のオンラインシステムとは切り離されているため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	口座振替関係事務		
事業目的・内容	納税者の納期内納付、地方自治体の徴収の合理化につながる面があることから、口座振替により地方税を納付する。		
合併に向けた課題	口座振替により納付できる税目や振替済通知書の送付、加入促進対策		

	等について各市町で差異があり，統一する必要がある。
調整の考え方	振替済通知書の発送は宇都宮市の方式に統一し，その他については宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	前納報奨制度関係事務		
事業目的・内容	納税の奨励を目的とし，納期のきていない税を納期のきている税と併せて納付した場合に交付する報奨金であり，第1期の納期内に第1期から第4期までの税額を一括して納付した場合に交付する。		
合併に向けた課題	各市町で，交付率や限度額が異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	交付率や限度額を宇都宮市の基準に調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	収入消し込み関係事務		
事業目的・内容	納税者から納付された徴収金を徴収簿に記録（消込）する。		
合併に向けた課題	各市町で収納事務の流れや委託先，納付書の形式が異なるため，統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整し，収納事務の流れや納付書の形式などを統一する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	還付，充当関係事務		
事業目的・内容	徴収金に関して，過誤納金が発生したときは遅滞なく還付しなければならない。なお，その還付を受けるべき者に納期限の到来している未納の徴収金がある場合においては，納税手続きと還付手続きの簡素化を図るため，過誤納金を未納の徴収金に充当しなければならない。		
合併に向けた課題	各市町で，税や財務のシステムが違うため，事務処理や調書の様式が異なることから統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している税や財務のシステムが異なることから，宇都宮市の制度を基準に調整し，事務処理の流れや調書の形式などを統一する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	過誤納返還金制度		
事業目的・内容	地方税法の更正・決定等の期間制限等の規定により，還付できないとされている課税誤りによる超過徴収金について，過誤納返還金を交付することとし，納税者の不利益を救済し，税務行政に対する信頼の回復・確保を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市，上三川町，河内町では実施しており，上河内町では実施していないことから，調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し，過年度分の課税・収納データの一元管理を早期に実現するとともに，事務処理の流れや調書の形式などを統一する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	所得証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、個人の市・町県民税の課税根拠となった所得額，種類，年税額等が記載された証明書を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	課税証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、所得証明に所得控除の内訳（控除額，扶養人数），年税額の内訳（市民税・県民税の所得割・均等割額）等を加えた証明書を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	納税証明書の発行		
事業目的・内容	地方税法に基づく証明で、市町村に交付義務が課されている証明である。市町が課税している税金の年度別・税目別の年税額・納付額・納期未到来額・未納額等の証明を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	完納証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、証明書発行日現在，納税義務者に市・町税の滞納がないことの証明を発行する。		
合併に向けた課題	上三川町及び上河内町では発行しておらず，証明書の使用目的による発行区分の調整や住民への周知方法などの検討を要する。また，電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	営業証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、法人の本・支店の所在地と名称、個人の場合は、納税義務者の住所・氏名・営業所在地・名称・業種等を記載した証明を発行する。主に、車庫証明、車両登録、同業者組合の設立申請、ビザの更新、社会保険加入等に使用される。		
合併に向けた課題	上三川町では証明書の名称が異なるため、名称の統一と、統一後の周知が必要となる。また、電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行、証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	課税台帳の閲覧・証明事務		
事業目的・内容	固定資産課税台帳の登録事項の閲覧又は証明を行う。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行、課税台帳の証明種類、様式、手数料の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	課税資料の閲覧・証明事務		
事業目的・内容	固定資産税の課税資料、情報等の閲覧又は証明を行う。		
合併に向けた課題	課税資料の証明種類、様式、手数料の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	閲覧・証明申請取扱事務		
事業目的・内容	地方税法の守秘義務や個人情報の保護の観点から、閲覧又は証明申請に対しては、一定の基準に基づいた取扱いを行う。		
合併に向けた課題	証明事務における取扱基準等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	照会・回答管理事務		
事業目的・内容	一般の閲覧・証明申請に限らず、国又は地方公共団体の関係各機関からの照会・回答についても、地方税法の守秘義務や個人情報の保護の観点から、一定の基準に基づいた取扱いを行う。		
合併に向けた課題	照会、回答事務における取扱基準等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	発注標準（工事関連委託）		
事業目的・内容	競争参加申請者を等級に応じて区分する場合、等級別に発注の目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	等級別の発注標準について、各自治体間の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、等級別の発注標準について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	電子入札の導入		
事業目的・内容	インターネットを活用して、入札の一連の作業を行うことができるシステムを導入する。		
合併に向けた課題	導入については、宇都宮市が先行しているため、情報を各自治体に提供し共有化する必要がある。		
調整の考え方	合併後に調整を行い、速やかに宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名基準（物品等契約）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、指名についての考え方及び指名業者数等について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	指名基準（業務委託）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、指名についての考え方及び指名業者数等について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	郵便振込による徴収		
事業目的・内容	市町外勤務・在住者や定額での分納誓約ができない滞納者に対して郵便振込により納付させることで、納付場所・方法を拡大する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、原則として当初課税の市外在住者のみを対象としているが、各町では町内在住者や滞納の分割納付も対象としているため、市内在住者及び分割納付の扱いについて調整する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市では、銀行での納付が圧倒的に多く、郵便振込は、市外・県外の山間部など限られた利用となっている。これに対し、各町では、郵便振込の利用も多く、また金融機関の配置状況も宇都宮市と異なり限られているため、納税者の利便も考慮して、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
--------	---

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	使用料の見直し		
事業目的・内容	受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直しを行う。		
合併に向けた課題	各市町の料金水準、算定基準などに差異があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	施設等の使用料については、個別の施設の状況（建設費用、建築年数、面積、機能等）に応じて設定されるものであることから、原則として現行のまま宇都宮市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。ただし、道路等占用料については、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名基準（建設工事）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数等について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。ただし、地元優先指名に配慮する。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名基準（工事関連委託）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。ただし、地元優先指名に配慮する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	発注標準（建設工事）		
事業目的・内容	競争参加申請者を等級に応じて区分する場合、等級別に発注の目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	等級別の発注標準について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	定期審査		
事業目的・内容	競争入札に参加しようとする者について、工事等の契約ごとに入札参加資格申請書を提出させ、予め入札参加の資格について審査を行う。		

合併に向けた課題	申請時期，申請方法について，各自治体間で調整を図り，統一的な有資格者名簿の作成に向け検討する必要がある。
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者資格審査申請及び審査は，各市町でそれぞれ実施するものとし，平成19・20年度の入札参加者資格審査申請時から新市として一元的に実施する。

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	資格審査基準		
事業目的・内容	工事契約，製造，物件の買入れその他の契約，工事関連委託契約について，客観的審査事項及び主観的審査事項に基づき審査を行う。		
合併に向けた課題	資格審査基準が各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度は，各市町の基準で行い，平成19年度から宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	等級格付		
事業目的・内容	客観的審査事項及び主観的審査事項に基づき算出した客観点数，主観点数を合算した総合点数により等級格付を行う。		
合併に向けた課題	等級格付の考え方について，各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者資格審査における等級格付けは，各市町の基準に基づき行うものとし，平成19・20年度の入札参加者資格審査申請時から新市の統一基準で行う。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	有資格者名簿		
事業目的・内容	入札参加資格審査の結果，有資格者を決定したときは，これを業種別及び級別に編成して入札参加者有資格者名簿に登録する。		
合併に向けた課題	主観点数，客観点数等の公表の取組みが，各自治体間でばらつきがあるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者有資格者名簿は，各市町の基準に基づき作成するものとし，平成19・20年度の入札参加者有資格者名簿から新市の統一基準に基づき一本化する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	用品調達基金		
事業目的・内容	全庁的に使用する用品（物品）の取得や管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的として用品調達基金を設置し、各種用品の集中購買を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも、制度の有無に差異があり、若しくは、制度があっても内容に差異があるため、制度の存続も含め検討調整が必要である		
調整の考え方	購入の方法を含め調整を行い、廃止する方向で調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	納税貯蓄組合関係事務		
事業目的・内容	納税資金を貯蓄する組合に対し、組合を維持運営するのに必要な事務費（奨励金）を交付することにより、その活動を促進し税を確実に納付してもらう。		
合併に向けた課題	上河内町と河内町では既に廃止しており、実施している市町についても廃止を検討しているため、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市は平成16年度に制度廃止、上三川町も廃止を検討しており、合併までに廃止する。		

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保険給付		
事業目的・内容	保険事故が発生した場合に金銭、物あるいはサービス（診療報酬、療養費、高額療養費、移送費等の給付）を給付する。		
合併に向けた課題	各市町とも法定どおりの事務処理を行っているため特にない。		
調整の考え方	各市町とも、保険給付については法定どおりであるため現行のままとする。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	前期高齢者の管理及び高齢受給者証の交付		
事業目的・内容	毎年、前期高齢者に対し、所得額を把握し1割負担・2割負担の区分を行う。 70歳以上（老人医療受給対象年齢前）の被保険者に対し、75歳になるまで高齢受給者証を発行する。		
合併に向けた課題	高齢受給者証の随時交付は問題ないが、合併日から8月の一斉更新までの取扱いが課題である。		
調整の考え方	合併日から一斉更新までの間、記号・番号の重複を避けるため、各町においては再度作成交付できるように調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	医療費通知		
事業目的・内容	医療費適正化を推進するために、療養費を支給した被保険者に、診療年月、受診者名、医療機関名称、入院・退院の別、費用額を通知する。		
合併に向けた課題	各市町とも通知回数・内容等同様であり特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	国保年金	小分類	国民年金事業
事業名称	保険料納付促進事業		
事業目的・内容	住民の年金権の確保を図るため、保険料の免除・学生納付特例制度の申請の推進を図る。		
合併に向けた課題	国からの法定受託事務であり、各市町とも取扱いが同じであるので特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	国保年金	小分類	国民年金事業
事業名称	裁定請求の受付等		
事業目的・内容	住民のセーフティーネットの中心として、やがて訪れる老後生活の支えとして実質的に価値ある年金額を、終身にわたって確実に受給できるよう、年金の裁定請求の手続き漏れの防止を図る。		
合併に向けた課題	国からの法定受託事務であり、各市町とも取扱いが同じであるので特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国保運営協議会の運営		
事業目的・内容	国保税の賦課や保険給付の内容等重要事項を審議し、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営ができるよう意見や答申をする協議会を運営する。		
合併に向けた課題	一本化に向け、委員の人数・割当等について検討を要する。		
調整の考え方	委員の人数・割当等については、新市の規模に応じたものとする。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	レセプト点検業務		
事業目的・内容	国保連合会の審査を経てきたレセプトについて、点検調査を行い、診療報酬支払いの適正化を図る。		
合併に向けた課題	レセプト点検調査について、職員が行っているところと外部に委託しているところがあるので、調整が必要となる。		
調整の考え方	国保連合会からの通知が新市に一本化されることから、宇都宮市の基準に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	擬制世帯主変更の取扱い		
事業目的・内容	国保制度上の世帯主に関し、擬制世帯主からの申請によって国保の加入者本人に変更したい旨の届出を受け、変更を行う。		
合併に向けた課題	滞納状況の調査、基準も含めて、各市町で設けている取扱要綱等を統一する必要がある。		
調整の考え方	基本的な部分では各市町とも国の基準に基づいているので大きな差異はなく、宇都宮市に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	第三者行為の求償事務		
事業目的・内容	交通事故等の第三者行為に関して保険給付を行った場合は、保険者として保険給付の原因となる第三者に対して損害賠償を求める事務を行う。		
合併に向けた課題	国保連合会を通して同様な処理をしており特にない。		
調整の考え方	運用面では各市町とも大差はないので宇都宮市に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	出産育児一時金及び葬祭費支給		
事業目的・内容	被保険者が分娩等をした際、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金を支給する。 また、被保険者が死亡したときには、その者の葬祭を行うものに対し葬祭費を支給する。		
合併に向けた課題	税の滞納がある場合、給付制限をしているが、対象税目の範囲に差異がある。		

調整の考え方	各町では国保税のみを給付制限の対象としているが、宇都宮市では市税を対象にしており、宇都宮市の基準に統一する。
--------	--

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	多受診・重複受診者等への指導		
事業目的・内容	多受診・重複受診被保険者に対し、保健師等による健康指導等を実施して、被保険者の健康づくり対策を進める。		
合併に向けた課題	国保連合会からのリストを基に実施しているが、保健指導を自課で行うか、他課に依頼しているかが異なっており、調整が必要である。		
調整の考え方	各町では保健指導を他課に依頼しているが、宇都宮市では平成16年度から保健師による訪問保健指導を一部始めたので、宇都宮市の基準に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	表彰制度		
事業目的・内容	健康な家庭づくりに貢献した者を表彰することにより、健康の保持増進に向けて住民の意識啓発を図るため、一定の期間、療養取扱機関において診療を受けておらず、国民健康保険税の滞納がない世帯の世帯主を表彰する。		
合併に向けた課題	表彰の基準等が市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	表彰を受ける対象者の基準等について、宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	一般会計からの繰入金		
事業目的・内容	国と地方の財源調整の一環として、地方財政措置が講じられている保険基盤安定制度に係るもの、出産育児一時金に係るもの、国保事業に係る一般事務費、自治体独自の事情に基づく事務経費を、国保特別会計へ繰り入れる。		
合併に向けた課題	繰入金の根拠や基準が各市町において差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	国からの通達に基づいて繰入している宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国民健康保険税の賦課（割合・税率・賦課限度額）		
事業目的・内容	国民健康保険事業の歳入の根幹となるものであり、所得や資産の状況さらに国保加入者数や世帯単位に応じた保険税を賦課する。		
合併に向けた課題	市町により、その基準に大きな差異がある。 国民健康保険事業を健全に運営していくため、十分な保険税額を確保する必要がある。 また、納期に差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	保険給付においては同等に受けることから、その財源である保険税の賦課には公平性が求められるため均一課税とする。納期については、宇都宮市に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	減免制度		
事業目的・内容	特別の事由により、保険税を納付することが著しく困難であると認められた者に対し、税額を減免することにより、納税を容易にする。		
合併に向けた課題	要綱に差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	要綱等を宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	前納報奨金		
事業目的・内容	納期前に全納した者に対し報奨金を支払うことにより、納税意識を高めるとともに、税収の確保を図る。		
合併に向けた課題	前納報奨金は宇都宮市のみで実施しているものであることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	前納報奨金については、保険税の確保及び収納率の向上に大きな役割を果たしていることや一般市税との連携も必要なことから、今後も、宇都宮市の基準に合わせて実施する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	短期証・資格者証の交付		
事業目的・内容	保険税を滞納している者に対し、納税相談の機会を増やすため、保険証に代えて短期証・資格者証を交付する。		
合併に向けた課題	詳細な基準について差異がある。		
調整の考え方	各市町とも基本的な考えは同様であり、詳細な部分を調整し宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国民健康保険給付基金		
事業目的・内容	国民健康保険財政を健全に維持するため、決算剰余金の一部を積み立て、保険給付や老健拠出金、介護納付金等に充てるときに処分する。		
合併に向けた課題	各市町とも条例に基づき給付基金を保有しており、特はない。		
調整の考え方	合併時に保有している基金は新市に引き継ぎ、宇都宮市の基準に基づき管理・運用する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保険証の交付		
事業目的・内容	国保加入者が医療機関に提示する被保険者証を交付する。		
合併に向けた課題	保険証の随時交付は問題ないが、合併日から10月の一斉更新までの取扱いが課題である。		
調整の考え方	合併日から一斉更新までの間、記号・番号の重複を避けるため、各町においては再度作成交付できるように調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	地域下水処理施設の維持管理		
事業目的・内容	<p>開発行為等により設置され、一定の条件のもとに自治体が移管を受けた地域下水処理施設等について、機器の保守・点検や水質検査など施設の適正な維持管理を行い、良好な放流水の水質を確保する。</p> <p>公共用水域の水質保全を図るため、工業団地排水処理施設についても、同様に維持管理を行い、良好な放流水の水質を確保する。</p> <p>また、地域下水処理施設使用料、工業団地排水処理施設使用料の賦課徴収を行ない、適正に維持管理する。</p> <p>(地域下水処理施設は宇都宮市、河内町が該当 工業団地排水処理施設は宇都宮市のみ)</p>		
合併に向けた課題	<p>現在移管を受け、維持管理を行っている地域下水処理施設は7箇所(宇都宮市6、河内町1)であり、宇都宮市と河内町の移管条件は同じである。移管条件を規定していない上三川町、上河内町をはじめ、各市町において開発行為等により設置された地域下水処理施設の現状を合併までに把握しておく必要がある。</p> <p>地域下水処理施設使用料については、両市町で差があるが、下水道使用料、農業集落排水施設使用料との整合性を保つ必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>施設の維持管理については、すでに6箇所の施設を受け入れている宇都宮市の制度を基準に調整を図る。</p> <p>ただし、使用料については、合併後3～5年で段階的に調整する。</p>		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	人間ドック・脳ドックの実施		
事業目的・内容	疾病の早期発見・早期治療により、被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図る。		
合併に向けた課題	補助額及び方法、対象者に格差が大きいため調整が必要である。また、受診要件となる納税状況について、税の範囲に差異がある。		
調整の考え方	対象者の年齢、補助額等を調整のうえ新基準を策定し調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	出産費及び高額療養費貸付事業		
事業目的・内容	出産育児一時金の支給を受けるまでの間に出産に要する費用を支払う必要がある場合及び高額療養費の支払いが困難な場合に、被保険者に対し、出産育児一時金及び高額療養費が支給されるまでの当座の支払いに充てるため貸付を行う。		
合併に向けた課題	上三川町では、高額療養費貸付事業についてのみ社会福祉協議会において実施している。また、市町間で異なる貸付上限、貸付方法、貸付制限等の調整が必要である。		
調整の考え方	貸付上限、貸付方法、貸付制限等の事業内容に差があることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保健事業（基本健康診査補助）		
事業目的・内容	疾病の早期発見・早期治療により、被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図る。		
合併に向けた課題	各市町とも実施しているが、補助割合が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	一般会計の負担割合の調整結果に基づき調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	自治会育成		
事業目的・内容	<p>豊かな地域社会づくりを推進するためコミュニティ活動の基盤である自治組織に対して、指導助言や活動助成を行う。</p> <p>総会・役員会・研修会・表彰等を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>自治会長が担っている業務について、委託的業務、補助的業務としての取扱いや、自治会長の身分についても違いがあるため調整を図る必要がある。</p> <p>自治会活動等の補助金は、種類・金額等それぞれに違いがあるので調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各町において実施している事業のうち、一本化することが困難なものは当分の間は各地域における事業として継続する。</p> <p>自治会長の身分、補助金については各町の意向や状況等を調整しながら宇都宮市の制度に移行する。</p>		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	国保年金	小 分 類	国民健康保険事業
事 業 名 称	納税貯蓄組合奨励金		
事業目的・内容	納税貯蓄組合において、納税者の納付管理と意識の高揚を図ることを目的として奨励金を交付する。		
合併に向けた課題	納税貯蓄組合は宇都宮市及び上三川町のみが存在するものであることから、取扱いを検討することが必要である。		
調整の考え方	実施市町においても所期の目的は達したものであることから、廃止の方向で調整する。		

各種事務事業の取扱い

【保健福祉専門部会】

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	保健	小分類	成人保健
事業名称	健康診査		
事業目的・内容	がん・心臓病・脳卒中等生活習慣病の予防及び疾患の早期発見を図るために、老人保健法に基づく健康診査及び単独事業として各種がん検診を実施する。		
合併に向けた課題	各種がん検診については、各市町の任意検診であるため、検診項目、対象者が異なっており、検診の委託単価、受診者の自己負担額等も各市町で独自に設定（上三川町、上河内町は原則無料）している。また、宇都宮市、上河内町、河内町の医師は宇都宮市医師会に、上三川町の医師は小山市医師会に加盟していることや委託先の検診機関の選定も異なっている。さらに、電算処理システムについては、宇都宮市は独自のシステムで処理しているが、各町は外部委託であり調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で同様な事業を実施しているが、各市町の実施実情により、集団、個別等の事業手法が異なること、住民が支払う健診手数料が異なること、担当する医師の加盟する医師会が違うなどの調整すべき課題があることから、関係団体等との調整を図り、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する。		

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	商業	小分類	商工団体支援
事業名称	商工団体への補助事業(その他)		
事業目的・内容	商工団体事業を推進し,中小企業の体質改善を図るため,商工団体(商店街連盟,青年会議所,中央会,たばこ販売,青色申告会)に運営費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では支援の必要性が薄いとの理由で,たばこ販売,青色申告会への補助を廃止しているが,合併したから削るというのは問題が多いため,他の事例と整合性を参酌して,検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町に共通する補助金については,宇都宮市の制度を基準に統一し,たばこ販売については事業補助に組み替え,青色申告会は商工会補助金の中で併せて調整を図る。		

各種事務事業の取扱い

【議会制度専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長，副議長の随行業務		
事業目的・内容	議長・副議長が公務により外出等をする際に事務局職員（運転業務従事含む）が随行する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	情報公開		
事業目的・内容	各市町の諸活動について住民への説明責任を全うするため，各市町の情報公開条例等に基づき実施機関として会議録等の行政情報の公開を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	制度的に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長賞交付・後援依頼		
事業目的・内容	各種団体等より議長賞の交付依頼，後援許可依頼が申請された場合に，賞状の作成及び後援許可を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議員の身分		
事業目的・内容	議員の身分に関する情報を管理するため，議員台帳，議員履歴等を整備する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，適正な情報管理に努める。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	各種表彰		
事業目的・内容	地方自治の振興に顕著な功績があった者等に対して、規定の議員在職年数及び年齢に達した場合に、春秋叙勲・死亡叙勲・叙位・高齢者叙勲・藍綬褒章受賞者表彰・栃木県地方自治功労者表彰の表彰の対象となることから、内申等の手続きを行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	行政視察受け入れ・対応		
事業目的・内容	各市町の先進的事例を調査研究するため、他自治体の議員等が行政視察を行う際の受け入れ、視察時の対応を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	他自治体からの調査照会・回答		
事業目的・内容	議員等からの調査依頼を受けた他自治体からの調査照会に関して、関係部署等の協力を得て回答する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	交際費		
事業目的・内容	議長が議会の円滑な執行を図るために、公務上の懇談及び慶弔等の対外的な交際に要する経費として交際費を支出する。		
合併に向けた課題	交際費支出の対象及び金額等の基準について統一する必要がある。		
調整の考え方	合併後の市域及び公務範囲の拡大を考慮に入れながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	政務調査費		
事業目的・内容	地方自治法の規定に基づき、政務調査費の交付並びにその収支及び支出の報告について各市町が政務調査費の交付等に関する条例等を定め、その規定に基づき交付する。		
合併に向けた課題	市町により交付額が異なるため、合併後の交付額について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市における議員の調査活動の範囲拡大等を考慮し、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	海外行政視察		
事業目的・内容	議員の国際的な視野の拡大を図り、住民の多様なニーズに適応した要望等を市町政に反映させるとともに、地域の特性を生かした活力あるまちづくりを推進するため、海外行政視察を実施する。		
合併に向けた課題	実施方法等について調整するとともに、時代背景及び住民感情を勘案し、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	合併後の事業のあり方を検討しつつ、海外行政視察の目的等を考慮に入れながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議員年金等		
事業目的・内容	地方公務員等共済組合法に基づき、市・町村議会議員共済会より給付される3種類の年金（退職年金、遺族年金、公務傷病年金）及び2種類の一時金（退職一時金、遺族一時金）に係る手続き等を行う。		
合併に向けた課題	基本的に調整する課題はないが、加入する共済会が一本化されることから、適正な処理を行い、事業の円滑な執行を図る必要がある。		
調整の考え方	年金関係事務については、合併後の新市の報酬額等により決定されるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議場，議会関係各室維持管理		
事業目的・内容	議員の円滑な諸活動に資するため、議場，各会派控室等の議会棟の施		

	設，設備の維持管理を行う。 また，必要な際（改選時等）には，会派及び議員数に応じた控室，必要物品等の割振り，配分を行う。
合併に向けた課題	議会活動に支障を来たすことがないように，必要に応じ，新市の議員数等に応じた施設整備を行うとともに，適正な維持管理を行う必要がある。
調整の考え方	議員定数及び任期等の決定を踏まえ，新市の事務所となる宇都宮市役所の施設・整備を有効活用する方向で調整する。

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長会，事務局長会		
事業目的・内容	全国の議長等により組織される団体で，協議案件，報告案件等がある場合に総会等が開催され，議長及び随員が出席する。また，事務局長により組織される事務局長会もあり，議長会と同様に会議等開催の際には，出席する。		
合併に向けた課題	基本的に調整する課題はないが，加入する議長会等が一本化されることから，適正な処理を行い，事業の円滑な執行を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後は，宇都宮市が所属している議長会等の業務内容を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会広報紙		
事業目的・内容	議会活動の状況を広報し，住民の議会に対する認識を深めるとともに，住民の意見を広く求め，市町政に反映させるため，議会広報紙を発行する。		
合併に向けた課題	各市町により，作成内容及び編集方法等に差異があることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	作成内容，配付方法等については，宇都宮市の制度を基準に調整し，議会活動に関して幅広く住民への周知を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会広報委員会		
事業目的・内容	広報委員会を設置し，定例会の翌月に発行する議会広報紙の内容等について必要な事項を協議する。		
合併に向けた課題	各市町により，委員会の運営方法等が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	議会広報紙が新市として統一されることから，議会広報委員会の運営方法等については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会ホームページ		
事業目的・内容	議会活動を広く住民に周知し，議会への関心を高める方策として，議会専用のホームページを作成し，情報の提供を行う。		

	宇都宮市においては、平成10年度からの本会議及び平成15年度からの各常任委員会の会議録を掲載し、希望の議員、質問内容等により検索が可能なシステムの導入を図っている。
合併に向けた課題	会議録検索システムについて、旧町の過去の会議録を掲載するか検討する必要がある。
調整の考え方	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として有効であると考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	本会議放映		
事業目的・内容	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として、ケーブルテレビ等を活用し、情報の提供を行う。 宇都宮市においては、ケーブルテレビを活用し、平成6年12月議会から生中継、さらに平成14年6月から再放送を開始している。		
合併に向けた課題	テレビという最も身近な媒体ではあるが、ケーブルテレビの普及率により影響されるため、他の媒体との併用も検討する必要がある。		
調整の考え方	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として有効であると考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会図書室		
事業目的・内容	議員の調査研究に資するため、図書室を設置し、政府より送付を受けた官報・公報及び刊行物を保管する。また、図書室の住民への開放も行う。		
合併に向けた課題	各市町の図書室及び蔵書の有効活用を図る必要がある。		
調整の考え方	新市の事務所となる宇都宮市役所に現存する図書室を活用し、新市の議会図書室を設置する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	調査資料		
事業目的・内容	議員の調査研究及び円滑な議会活動に資するため、議会定例会終了後に当該定例会の開催状況、当該年度の予算等を掲載した資料を作成する。		
合併に向けた課題	作成内容等について、各市町により異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	新市となった際の情報量の拡充に対応するため、宇都宮市の作成内容等を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	刊行物（議員必携、議会要覧等）の発行		
事業目的・内容	議員の円滑な議会活動等に資するため、定期的に議員必携・議会要覧・市政概要・議会のはなしを発行する。		
合併に向けた課題	各市町により、刊行物が異なることから、新市においては、統一を図る必要がある。		

調整の考え方	新市となった際の情報量の拡充に対応するため、宇都宮市の作成内容等を基準に調整する。
--------	---

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議員からの依頼調査		
事業目的・内容	議員からの調査依頼により、他自治体及び庁内関係各課等の協力を得て、調査及び資料の収集を行い、依頼議員に報告する。		
合併に向けた課題	議員の政策立案を補助し、議会の活性化に資するため、より充実した業務の執行を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し、新市における業務の充実を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	調査支援機能のあり方検討		
事業目的・内容	議会の「審議機能」及び「政策形成機能」の向上を図り、一層の議会改革のための具体的な方策等について、調査・検討するための組織を設置し、調査支援機能の強化を図る。 宇都宮市においては、平成15年度から議会活性化委員会を設置する等の取組を行っている。		
合併に向けた課題	分権時代における議会の政策調査機能の高度化への要請に対応するため、必要な体制を整備するとともに、より積極的な取組を行うことが急務となっている。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し、新市における業務の充実を図る。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	定例会（臨時会）		
事業目的・内容	法、条例に基づき定例会を開会し、議案、陳情等の審査等の議会活動を行う。（臨時会においても同様）		
合併に向けた課題	開催回数、開催月については、各市町同一であるが、会議規則、本会議運営に関する申し合せ、また議決事項や長の専決処分事項について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	定例会の開催月、回数については、各市町とも同一である。その他、本会議の運営に係る事務、関係条例・規則・申し合わせ等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	各会派代表者会議		
事業目的・内容	執行部からの報告・説明等、また議会内部の事項の協議のため、各会派の代表者で構成される任意の会議を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置している会議であり、新市移行後の会議の形態等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後の議会の会派間の調整を図るため、会議を設置することが必要と考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	議員協議会（全員協議会）		
事業目的・内容	議員全員で構成する任意の会議を設置する。		
合併に向けた課題	各市町によって、協議案件、開催回数等に差異があることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	全議員の協議の場として各市町とも設置されており、引き続き、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	請願・陳情等		
事業目的・内容	法、規則等に基づき請願、陳情等の処理を行う。		
合併に向けた課題	請願、陳情等の取扱いに関する事務、関係規則、申し合せ等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	請願、陳情等の取扱いに関する事務、関係規則、申し合せ等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	会派担当事務		
事業目的・内容	各会派が開催する会議等の状況の把握を行い、議会内部の調整を行うものであり、宇都宮市のみで実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しているものであり、業務内容に係る調整課題はない。		
調整の考え方	会派の状況把握、議会内部の調整等を行う際に必要となるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	議会運営委員会		
事業目的・内容	法、条例に基づき、議会の運営に関する事項等について調査するため設置する。		
合併に向けた課題	議会運営委員会の設置については、各市町とも同様であるが、委員数について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	会議規則、委員会条例、申し合わせ等については、新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し、基本的には、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	常任委員会		
事業目的・内容	法、条例に基づき、付託事件の審査、また所管事務調査等の委員会活動を行うため設置する。		
合併に向けた課題	各市町により、委員会名、委員数などが異なることから、新市における常任委員会の形態等について調整を図る必要がある。		

調整の考え方	会議規則，委員会条例，申し合わせ等については，新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し，基本的には，宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	--

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	特別委員会		
事業目的・内容	法，条例に基づき，議会の議決により付議された特定の事件について審査するため設置する。		
合併に向けた課題	各市町により，委員会名，委員数などが異なることから，新市における特別委員会の形態等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	会議規則，委員会条例，申し合わせ等については，新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し，基本的には，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	本会議・委員会傍聴		
事業目的・内容	本会議及び委員会の傍聴に来た住民の受付事務を行うとともに，人数等の把握を行う。		
合併に向けた課題	合併後の新市の議会に適切な委員会の傍聴者数等について検討する必要がある。		
調整の考え方	現行の施設を有効活用し，受付事務等については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	総務	小 分 類	庶務関係
事 業 名 称	各種団体への補助		
事業目的・内容	<p>退職議員により組織される団体に関する事務を行うとともに，市町政の発展等に寄与することを目的として当該団体に補助金を交付する。</p> <p>また，年金受給者により組織される協議会の育成に資することを目的に補助金を交付する。</p>		
合併に向けた課題	<p>退職議員による団体への補助については，上河内町，河内町が行っており，その取扱いに関して現状，目的，効果等を勘案し，調整を図る必要がある。</p> <p>年金受給者協議会への補助については，各町が行っており，その取扱いに関して合併後の市議会議員共済会への事務手続きの一本化に従い，調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>退職議員による団体への補助については，目的，効果等を総合的に判断し，廃止の方向で調整する。</p> <p>年金受給者協議会への補助については，合併に伴い，当該組織から脱退することになり，補助の対象となっていた会費納入の必要がなくなることから，廃止の方向で調整する。</p>		